

(印) 年 月 日 (木)

回 覧	会 員	常務理事 兼事務局員	センター所長	事務局次長	検査員	事務員	担 当
	(佐藤)	(佐藤)	(白岩)			(佐藤)	(木戸)

畜 第 25 号
令和3年4月6日

一般社団法人岩手県畜産協会会長理事
一般社団法人岩手県獣医師会長
岩手県農業共済組合長理事
岩手県動物薬品器材協会会長
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事

様

岩手県農林水産部長



特定家畜伝染病防疫指針の一部改正及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項の一部改正について（牛疫等3疾病）

このことについて、農林水産省消費・安全局長から、下記の指針等の一部改正について別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

- 1 「牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」の一部改正
- 2 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」の一部改正
- 3 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の一部改正
- 4 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」の一部改正
- 5 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の一部改正





2 消 安 第 6488 号

令和 3 年 3 月 31 日

岩手県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

特定家畜伝染病防疫指針の一部改正及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項の一部改正について
(牛疫等 3 疾病)

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 3 条の 2 第 1 項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

下記 1 の 3 疾病に係る特定家畜伝染病防疫指針が、本日付けで一部改正されたことに伴い、下記 2 の 2 疾病に係る留意事項について別添 1 及び別添 2 のとおり一部改正しましたので、お知らせします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となって、本病の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

記

1. 以下の特定家畜伝染病防疫指針は令和 3 年 3 月 31 日付けで一部改正されました。
 - (1) 「牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）
 - (2) 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）
 - (3) 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）
2. 以下の留意事項は本通知をもって別添 1 及び別添 2 のとおり一部改正します。
 - (1) 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置

の実施に当たっての留意事項について」(令和2年7月1日付け2消安第1567号農
林水産省消費・安全局長通知)

(2)「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の
実施に当たっての留意事項について」(令和2年7月1日付け2消安第1567号農林
水産省消費・安全局長通知)

以上

写

2 消 安 第 6488 号
令和 3 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

特定家畜伝染病防疫指針の一部改正及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項の一部改正について
(牛疫等 3 疾病)

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 3 条の 2 第 1 項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

下記 1 の 3 疾病に係る特定家畜伝染病防疫指針が、本日付けで一部改正されたことに伴い、下記 2 の 2 疾病に係る留意事項について別添 1 及び別添 2 のとおり一部改正しましたので、お知らせします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となって、本病の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

記

1. 以下の特定家畜伝染病防疫指針は令和 3 年 3 月 31 日付けで一部改正されました。
 - (1) 「牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）
 - (2) 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）
 - (3) 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）
2. 以下の留意事項は本通知をもって別添 1 及び別添 2 のとおり一部改正します。
 - (1) 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置

の実施に当たっての留意事項について」(令和2年7月1日付け2消安第1567号農
林水産省消費・安全局長通知)

- (2)「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の
実施に当たっての留意事項について」(令和2年7月1日付け2消安第1567号農林
水産省消費・安全局長通知)

以上

2 消 安 第 6488 号
令和 3 年 3 月 31 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

特定家畜伝染病防疫指針の一部改正及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項の一部改正について
(牛疫等 3 疾病)

平素から家畜衛生行政に対して御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

標記のことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、引き続き、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置の徹底に御協力方よろしく願います。貴会の会員の方々におかれましては、貴職から周知していただきますよう、よろしく願います。

牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第6項の規定に基づき、牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部を令和3年3月31日付けで次のように変更したので、同条第1項の規定に基づき公表する。

令和3年3月31日

農林水産大臣 野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
前文 （略） 第1～第11 （略） 第12 ウイルスの浸潤状況の確認等 1～6 （略） 7 <u>野生動物における感染確認検査</u> 都道府県は、第5の2により家畜が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合は、発生農場の周囲の地域において、野生動物（野生の鹿及びいのししをいう。以下同じ。）の感染確認検査を実施する。 第13～第20 （略）	前文 （略） 第1～第11 （略） 第12 ウイルスの浸潤状況の確認等 1～6 （略） （新設） 第13～第20 （略）

第21 移動制限区域の設定（法第32条）

1 移動制限区域の設定

都道府県は、第18により野生動物において牛疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、当該野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域について、家畜等（7に掲げるものをいう。）の移動を禁止する区域（以下第2節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第18の判定前であっても、牛疫である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

2 （略）

3 家畜の所有者への連絡

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び第24の1の(2)の立入検査の予定について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

4～6 （略）

7 移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) （略）
- (2) 第18により牛疫が陽性であると判定された野生動物が確認された地点を中心とした半径1 km以内の区域にある農場（第24の1の(2)の検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳
- (3) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵等（第18により野生動物において牛疫が陽性であると判定された日から遡って28日目の日（当該野生動物の発見から判定までに28日以上を要した場合にあっては、当該野生動物の発見日）より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- (4)～(6) （略）

8 （略）

第22 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

1 （略）

2 制限の対象外

原則として、移動制限区域の設定後28日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該28日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内（第18により牛疫が陽性であると判定された野生動物が確認された地点を中心とした半径5 km以内の区域を除く。）のと畜場の再開に関する制限の対象外を設けることができる。ただし、と畜する家畜は、移動制限区域外の農場からと畜場に直行する家畜のみとする。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

3 家畜集合施設以外の関連事業者における消毒の徹底

都道府県は、1に掲げる家畜集合施設以外の移動制限区域内に所在する関連事業者に対し、牛疫のまん延を防止するため、必要があるときは、消毒を徹底するよう指導する。

第23 （略）

第21 移動制限区域の設定（法第32条）

1 移動制限区域の設定

都道府県は、第18により野生動物（野生の鹿及びいのししをいう。以下同じ。）において牛疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、当該野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域について、家畜等（7に掲げるものをいう。）の移動を禁止する区域（以下第2節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第18の判定前であっても、牛疫である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

2 （略）

3 家畜の所有者への連絡

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び第24の1の立入検査の予定について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

4～6 （略）

7 移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) （略）
- (2) 当該野生動物が確認された地点から半径1 km以内の区域にある農場（第24の1の検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳
- (3) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵等（病性等判定日から遡って28日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- (4)～(6) （略）

8 （略）

第22 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

1 （略）

2 制限の対象外

原則として、移動制限区域の設定後28日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該28日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内（発生農場から半径5 km以内の区域を除く。）のと畜場の再開に関する制限の対象外を設けることができる。ただし、と畜する家畜は、制限区域外の農場からと畜場に直行する家畜のみとする。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

3 家畜集合施設以外の関連事業者における消毒の徹底

都道府県は、1に掲げる家畜集合施設以外の移動制限区域内に所在する関連事業者に対し、本病のまん延を防止するため、必要があるときは、消毒を徹底するよう指導する。

第23 （略）

第24 ウイルスの浸潤状況の確認等 1 ウイルスの浸潤状況の確認 都道府県は、第18により野生動物において牛疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、<u>以下の措置を講ずる。</u> なお、これらの措置は、必要に応じて、第18の病性の判定前に実施することができる。 (1) <u>野生動物における検査等</u> 都道府県は、当該野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域において死亡し、又は捕獲された野生動物について、ウイルスの浸潤状況の確認のために必要な検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。また、当該区域においては、野生動物間及び野生動物から家畜への感染拡大の防止を図る。 (2) <u>家畜における検査</u> 都道府県は、移動制限区域内の農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養する農場に限る。）に対する立入検査を行い、第4の1の(1)及び(2)に掲げる異状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。 2 動物衛生研究部門による検査 動物衛生研究部門は、<u>1の(1)又は(2)により都道府県から検体の送付があった場合には</u>抗原検査及び血清抗体検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。 3 周辺の野生動物におけるウイルス拡散防止対策 都道府県は、<u>1の(1)により検査された野生動物が確認された地点の消毒を徹底するとともに</u>、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、猟友会等の関係者に対し、協力を要請する。 4 (略) 第25 (略)	第24 ウイルスの浸潤状況の確認等 1 ウイルスの浸潤状況の確認 都道府県は、第18により野生動物において牛疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、<u>移動制限区域内の農場に対する立入検査を行い、臨床症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。</u> なお、これらの措置は、必要に応じて、第18の病性の判定前に実施することができる。 (新設) (新設) 2 動物衛生研究部門による検査 動物衛生研究部門は、<u>1により都道府県から検体の送付があった場合には</u>抗原検査及び血清抗体検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。 3 周辺の野生動物におけるウイルス拡散防止対策 都道府県は、<u>1により陽性と判断された野生動物が確認された地点の消毒を徹底するとともに</u>、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、猟友会等の関係者に対し、協力を要請する。 4 (略) 第25 (略)
--	--

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第6項の規定に基づき、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部を令和3年3月31日付けで次のように変更したので、同条第1項の規定に基づき公表する。

令和3年3月31日
農林水産大臣 野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
前文 (略)	前文 (略)
第1・第2 (略)	第1・第2 (略)

第 3 発生に備えた体制の構築・強化

1 農林水産省の取組

(1)～(3) (略)
(削る)

2～4 (略)

第 4～第 6 (略)

第 7 発生農場等における防疫措置

1 と殺 (法第16条)

(1)～(4) (略)

(5) 臨床症状が確認されている家畜のと殺を優先して行う。また、複数の畜種について、と殺を行う必要がある場合には、豚を優先する。そのほか、と殺が完了するまでウイルスの増殖及び拡散を防止するため、必要な措置を講ずる。

(6)・(7) (略)
(削る)

(8)・(9) (略)

2～6 (略)

第 8～第 11 (略)

第 12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1～6 (略)

7 野生動物における感染確認検査

都道府県は、第 5 の 2 により家畜が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合は、発生農場の周囲の地域において、野生動物の感染確認検査を実施する。

第 13 (略)

第 14 予防的殺処分 (法第17条の 2)

1 予防的殺処分の実施の判断

(1)・(2) (略)

(3) また、予防的殺処分の実施を決定する場合には、殺処分措置に必要な防疫体制、備蓄ワクチンの有効性等を考慮した上で、予防的殺処分の対象家畜へのワクチン接種の有無についても、併せて決定する。

2・3 (略)

4 予防的殺処分の実施手順等

(1) 農林水産省は、予防的殺処分の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。

①～③ (略)

④ ワクチン接種の有無 (実施する場合には、実施時期、実施範囲、対象家畜等)

⑤ (略)

第 3 発生に備えた体制の構築・強化

1 農林水産省の取組

(1)～(3) (略)

(4) 豚に感染した場合に排出されるウイルス量を軽減する抗ウイルス資材についても、必要十分な量を備蓄する。

2～4 (略)

第 4～第 6 (略)

第 7 発生農場等における防疫措置

1 と殺 (法第16条)

(1)～(4) (略)

(5) 臨床症状が確認されている家畜のと殺を優先して行う。また、複数の畜種について、と殺を行う必要がある場合には、豚を優先する。

(6)・(7) (略)

(8) 抗ウイルス資材が豚にのみ効果があることを踏まえ、豚の大規模飼養農場で口蹄疫が発生し、当該農場における迅速なと殺の実施が困難な場合には、動物衛生課と都道府県畜産主務課が協議し、当該農場の飼養豚に、抗ウイルス資材を投与する。

この場合、農林水産省は、と殺が完了するまで投与できる量の抗ウイルス資材を確保する。また、耐性ウイルスの出現を防止するため、長期の連続使用は避ける。

(9)・(10) (略)

2～6 (略)

第 8～第 11 (略)

第 12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1～6 (略)

(新設)

第 13 (略)

第 14 予防的殺処分 (法第17条の 2)

1 予防的殺処分の実施の判断

(1)・(2) (略)

(3) また、予防的殺処分の実施を決定する場合には、殺処分措置に必要な防疫体制、備蓄ワクチンの有効性等を考慮した上で、予防的殺処分の対象家畜へのワクチン接種及び抗ウイルス資材の投与の有無についても、併せて決定する。

2・3 (略)

4 予防的殺処分の実施手順等

(1) 農林水産省は、予防的殺処分の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。

①～③ (略)

④ ワクチン接種及び抗ウイルス資材の投与の有無 (実施する場合には、これらの実施時期、実施範囲、対象家畜等)

⑤ (略)

- (2) 都道府県は、当該緊急防疫指針に基づき、速やかに予防的殺処分を実施する。予防的殺処分と併せてワクチン接種を実施する場合には、農林水産省は、必要十分な量のワクチン及び注射関連資材等を当該都道府県に譲与し、又は貸し付ける。
- (削る)

(3) (略)

第15・第16 (略)

第17 感染の疑いが生じた場合の対応等

1 口蹄疫ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

都道府県は、死亡した野生動物又は捕獲された野生動物の状況、第12の7の野生動物の感染確認検査等により、野生動物において、口蹄疫ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課に報告の上、直ちに当該野生動物（2において「感染疑い野生動物」という。）が確認された地点の消毒を徹底するとともに、原則として、2の準備を進める。

また、あわせて、第4の3に準じて、動物衛生課と協議の上、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

2 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、1により必要な検体を動物衛生研究部門へ送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも3により動物衛生研究部門が行う抗原検査の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1)～(6) (略)

(7) 感染疑い野生動物が確認された地点周辺における野生動物間及び野生動物から家畜への感染拡大の防止を図るための体制の確認

3 (略)

第18～第20 (略)

第21 移動制限区域の設定（法第32条）

1・2 (略)

3 家畜の所有者への連絡

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び第24の1の(2)の立入検査の予定について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

4～6 (略)

7 移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 第18により口蹄疫が陽性であると判定された野生動物が確認された地点を中心とした半径1 km以内の区域にある農場（第24の1の(2)の検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳

(2) 都道府県は、当該緊急防疫指針に基づき、速やかに予防的殺処分を実施する。予防的殺処分と併せてワクチン接種を実施する場合には、農林水産省は、必要十分な量のワクチン及び注射関連資材を当該都道府県に譲与し、又は貸し付ける。

(3) 農林水産省は、ワクチン及び注射関連資材を譲与し、又は貸し付ける場合、予防的殺処分が完了するまで投与できる量の抗ウイルス資材を確保する。また、耐性ウイルスの出現を防止するため、長期の連続使用は避ける。

(4) (略)

第15・第16 (略)

第17 感染の疑いが生じた場合の対応等

1 口蹄疫ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

都道府県は、野生動物において、口蹄疫ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課に報告の上、直ちに当該野生動物（2において「感染疑い野生動物」という。）が確認された地点の消毒を徹底するとともに、原則として、2の準備を進める（既に農場における発生に伴う場合はこの限りではない。）。

また、併せて、第4の3に準じて、動物衛生課と協議の上、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

2 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、1により必要な検体を動物衛生研究部門へ送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも3により動物衛生研究部門が行う抗原検査の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1)～(6) (略)

(7) 感染疑い野生動物が確認された地点周辺における防護柵等による囲い込みの実効性の確認及び野生動物の個体数の削減に向けた体制の確認

3 (略)

第18～第20 (略)

第21 移動制限区域の設定（法第32条）

1・2 (略)

3 家畜の所有者への連絡

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び第24の1の立入検査の予定について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

4～6 (略)

7 移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 当該野生動物が確認された地点から半径1 km以内の区域にある農場（第24の1の検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳

(3) 移動制限区域内で採取された精液、受精卵等（第18により野生動物において口蹄疫が陽性であると判定された日から遡って21日目の日（当該野生動物の発見から判定までに21日以上を要した場合にあっては、当該野生動物の発見日）より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

(4)～(6) （略）

8 （略）

第22 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

1 （略）

2 制限の対象外

原則として、移動制限区域の設定後21日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該21日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内（第18により口蹄疫が陽性であると判定された野生動物の確認地点を中心とした半径5km以内の区域を除く。）のと畜場の再開に関する制限の対象外を設けることができる。ただし、と畜する家畜は、移動制限区域外の農場からと畜場に直行する家畜のみとする。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

3 （略）

第23 （略）

第24 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 ウイルスの浸潤状況の確認

都道府県は、第18により野生動物において口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、以下の措置を講ずる。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第18の病性の判定前に実施することができる。

(1) 野生動物における検査等

都道府県は、当該野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域において死亡し、又は捕獲された野生動物について、ウイルスの浸潤状況の確認のために必要な検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。また、当該区域においては、野生動物間及び野生動物から家畜への感染拡大の防止を図る。

(2) 家畜における検査

都道府県は、移動制限区域内の農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養するものに限る。）に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

2 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、1の(1)又は(2)により都道府県から検体の送付があった場合には抗原検査及び血清抗体検査を行う。また、それらの結果について、動物衛生課に報告する。

(3) 移動制限区域内で採取された精液、受精卵等（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

(4)～(6) （略）

8 （略）

第22 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

1 （略）

2 制限の対象外

原則として、制限区域の設定後21日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該21日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内（第18により口蹄疫が陽性であると判定された野生動物の確認地点を中心とした半径5km以内の区域を除く。）のと畜場の再開に関する制限の対象外を設けることができる。ただし、と畜する家畜は、制限区域外の農場からと畜場に直行する家畜のみとする。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

3 （略）

第23 （略）

第24 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 ウイルスの浸潤状況の確認

都道府県は、第18により野生動物において口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第18の病性の判定前に実施することができる。

(新設)

(新設)

2 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、1により都道府県から検体の送付があった場合には抗原検査及び血清抗体検査を行う。また、それらの結果について、動物衛生課に報告する。

3 周辺の野生動物におけるウイルス拡散防止対策 都道府県は、<u>1の(1)により検査された野生動物が確認された地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、猟友会等の関係者に対し、協力を要請する。</u> 4 (略) 第25 (略)	3 周辺の野生動物におけるウイルス拡散防止対策 都道府県は、<u>1により陽性と判定された野生動物が確認された地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、猟友会等の関係者に対し、協力を要請する。</u> 4 (略) 第25 (略)
--	---

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第6項の規定に基づき、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部を令和3年3月31日付けで次のように変更したので、同条第1項の規定に基づき公表する。

令和3年3月31日
農林水産大臣 野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改	正	後	改	正	前
前文（略） 第1～第3－1（略） （削る）			前文（略） 第1～第3－1（略） 第3－2 野生いのししの捕獲の強化・経口ワクチンの散布		
			第3－1の4の調査の結果を踏まえ、国及び都道府県は、野生いのししの捕獲の強化を推進するとともに、国は、経口ワクチンの散布を含む野生いのしし対策の有効性評価に基づき、野生いのししの感染拡大時の経口ワクチンの使用の是非について、野生いのししの専門家等の意見を踏まえ、決定する。		
第3－2 予防的ワクチン（法第6条第1項）			第3－3 予防的ワクチン（法第6条第1項）		
1 予防的ワクチン接種に対する基本的考え方			1 予防的ワクチン接種に対する基本的考え方		
(1)・(2)（略）			(1)・(2)（略）		
(3) 接種命令を実施する場合、都道府県知事は、接種命令に基づく家畜防疫員による接種のほか、適時性及び適切性に係る要件を満たすと判断して認定する獣医師（獣医師の属する団体を含む。以下「知事認定獣医師」という。）による接種（原則として初回接種を除く。）を行わせることができる。この場合において、知事認定獣医師が当該要件を満たさなくなつたと認めるときは、当該知事認定獣医師の認定を取り消し、当該知事認定獣医師がワクチン接種を行うべき農場に対して、接種命令に基づく家畜防疫員による接種を行わせるものとする。			(新設)		
(4)（略）			(3)（略）		
2 接種区域及びワクチン接種プログラム			2 接種区域		
(1)（略）			(1)（略）		
(2) 都道府県におけるワクチン接種プログラムの作成			(2) 都道府県におけるワクチン接種プログラムの作成		
ワクチン接種推奨地域を設定された都道府県は、飼養衛生管理の徹底を図ってもなお豚熱感染いのししから豚等への豚熱の感染の防止が困難と認められる場合には、次に掲げる事項を記載したワクチン接種プログラムを作成し、農林水産省の確認を受けることができる。			ワクチン接種推奨地域を設定された都道府県は、飼養衛生管理の徹底を図ってもなお豚熱感染いのししから豚等への豚熱の感染の防止が困難と認められる場合には、次に掲げる事項を記載したワクチン接種プログラムを作成し、農林水産省の確認を受けることができる。		
① 接種区域（接種命令を実施する区域及び知事認定獣医師によるワクチン接種を行わせる区域をいう。以下同じ。）の範囲及び当該接種区域の設定の考え方			① 接種命令を実施する区域（以下「接種区域」という。）の範囲及び当該接種区域の設定の考え方		
②・③（略）			②・③（略）		

- ④ 接種区域内の農場におけるワクチン接種の進め方（家畜防疫員の確保及び知事認定獣医師の活用を含む。）
- ⑤ 接種後の標識の方法
- ⑥～⑨ （略）
- (3) （略）
- (4) 都道府県知事による接種区域の設定
- ① 都道府県知事は、(3)により当該ワクチン接種プログラムについて農林水産省の確認を受けた場合には、法第6条第2項において準用する法第5条第2項に基づき、接種命令を実施する区域を設定するとともに、知事認定獣医師によるワクチン接種を行う区域を設定することができる。
- ② （略）
- (5) 都道府県知事による法第50条の許可
- 都道府県知事は、家畜防疫員又は知事認定獣医師にワクチン接種を行わせる場合には、法第50条に基づき、豚熱ワクチンの使用の許可を行う。
- なお、都道府県知事は、知事認定獣医師に対して法第50条に基づくワクチン使用許可を行う場合には、ワクチンの厳格な管理を行うため、使用、報告等に係る条件を付す。
- 3 （略）
- 4 対象家畜及び初回の接種方法
- 対象家畜は、接種区域内で飼養されている全ての豚等とする。ただし、都道府県は、高度な隔離・監視下にある豚等として農林水産省の確認を受けたものについては、除くことができる。また、ワクチンは承認された用法・用量及びその参考事項に従って接種するが、初回接種時には、原則として哺乳豚を除き全頭に接種することとする。
- 5 接種区域における遵守事項
- (1) 飼養頭数等の事前届出
- 接種農場は、接種に先立ち、飼養頭数、年間出荷計画、知事認定獣医師の活用の有無等の事項について、都道府県に届出を行う。また、届出内容に変更が生じた場合は、その都度都道府県に届出を行う。
- (2) ワクチン接種時の留意点
- 家畜防疫員及び知事認定獣医師（以下第3－2において「家畜防疫員等」という。）は、短時間に迅速かつ確実に接種し、接種した豚等にスプレー等でマーキングして接種漏れがないよう注意する。また、ワクチンを接種した豚等を接種農場から他の農場やと畜場に移動する場合には、法第7条に基づき（知事認定獣医師にあっては、同条の規定の例により）確実に標識を付す。知事認定獣医師によるワクチン接種を受けた豚等について豚等の所有者から請求があった場合には、都道府県知事は法第8条の規定の例により証明書を交付する。
- (3) ワクチン等の管理
- 都道府県は、ワクチンを適切に保管するとともに、数量の管理及び記録等を行う。
- (4) （略）

- ④ 接種区域内の農場におけるワクチン接種の進め方（家畜防疫員の確保を含む。）
- ⑤ 法第7条に基づく標識の方法
- ⑥～⑨ （略）
- (3) （略）
- (4) 都道府県知事による接種区域の設定
- ① 都道府県知事は、(3)により当該ワクチン接種プログラムについて農林水産省の確認を受けた場合には、法第6条第2項において準用する法第5条第2項及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第8条に基づき、接種区域を設定することができる。
- ② （略）
- (5) 都道府県知事による法第50条の許可
- 都道府県知事は、接種命令を行う場合には、法第50条に基づき、豚熱ワクチンの使用の許可を行う。
- 3 （略）
- 4 対象家畜及び初回の接種方法
- 対象家畜は、接種区域内で飼養されている全ての豚等とする。ただし、都道府県は、高度な隔離・監視下にある豚等として農林水産省の確認を受けたものについては、除くことができる。また、ワクチンは承認された用法・用量に従って接種するが、初回接種時には、原則として哺乳豚を除き全頭に接種することとする。
- 5 接種区域における遵守事項
- (1) 飼養頭数等の事前届出
- 接種農場は、接種に先立ち、飼養頭数、年間出荷計画等の事項について、都道府県に届出を行う。また、届出内容に変更が生じた場合は、その都度都道府県に届出を行う。
- (2) ワクチン接種時の留意点
- 家畜防疫員は、短時間に迅速かつ確実に接種し、接種した豚等にスプレー等でマーキングして接種漏れがないよう注意する。また、ワクチンを接種した豚等を接種農場から他の農場やと畜場に移動する場合には、法第7条に基づき確実に標識を付す。
- （新設）
- (3) （略）

(5) 移動の管理

接種農場は、当該農場からの豚等の移動等による豚熱ウイルスの拡散のおそれが否定できないことから、次に掲げるものの移動の管理を、(6)に定めるところにより実施する。

①～⑤ (略)

(6) (略)

6 接種農場の監視

(1) 接種農場におけるワクチン接種による免疫付与状況等の確認

都道府県は、ワクチン接種による免疫付与状況及び野外ウイルスの侵入状況を確認するため、接種農場について必要な検査を実施する。

(2) (略)

7～11 (略)

第4 異常豚の発見及び検査等の実施

1 (略)

2 都道府県による臨床検査

(1)・(2) (略)

(3) 都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による臨床検査等の結果、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）を確認した場合には、当該豚等の写真、症状、同居する豚等の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

①～③ (略)

④ 血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の豚等に白血球数の減少（1万個／ μ l未満）又は好中球の核の左方移動が確認される。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

3～8 (略)

第5・第6 (略)

第7 発生農場等における防疫措置

1～3 (略)

4 畜舎等の消毒（法第25条）

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第30条の基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する。

消毒は、高温蒸気、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、逆性石けん液等を用いて行う。

5・6 (略)

第8～第11 (略)

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1～5 (略)

6 野生いのししにおける感染確認検査

都道府県は、第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合は、発生農場の周囲の地域において、野生いのししの感染確認検査を実施する。

第13～第15 (略)

(4) 移動の管理

接種農場は、当該農場からの豚等の移動等による豚熱ウイルスの拡散のおそれが否定できないことから、次に掲げるものの移動の管理を、(5)に定めるところにより実施する。

①～⑤ (略)

(5) (略)

6 接種農場の監視

(1) 接種農場におけるワクチン接種による免疫付与状況等の確認

都道府県は、ワクチン接種による免疫付与状況及び野外ウイルスの侵入状況を確認するため、全ての接種農場について必要な検査を実施する。

(2) (略)

7～11 (略)

第4 異常豚の発見及び検査等の実施

1 (略)

2 都道府県による臨床検査

(1)・(2) (略)

(3) 都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による臨床検査等の結果、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）を確認した場合には、当該豚等の写真、症状、同居する豚等の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

①～③ (略)

④ 血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜房内）において、複数の豚等に白血球数の減少（1万個／ μ l未満）又は好中球の核の左方移動が確認される。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

3～8 (略)

第5・第6 (略)

第7 発生農場等における防疫措置

1～3 (略)

4 畜舎等の消毒（法第25条）

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則第30条の基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する。

消毒は、高温蒸気、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、逆性石けん液等を用いて行う。

5・6 (略)

第8～第11 (略)

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1～5 (略)

(新設)

第13～第15 (略)

第16 感染の疑いが生じた場合の対応等

1 豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

都道府県は、第3—1の4の野生いのししの調査又は第12の6の野生いのししの感染確認検査の結果、野生いのししにおいて、豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課に報告の上、直ちに当該野生いのしし（2において「感染疑い野生いのしし」という。）が確認された地点の消毒を徹底するとともに、原則として、2の準備を進める。

また、あわせて、第4の5の(2)に準じて、動物衛生課と協議の上、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

2 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、1により必要な検体を動物衛生研究部門に送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも3により動物衛生研究部門が行う遺伝子解析の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1)～(6) (略)

(7) 感染疑い野生いのししが確認された地点周辺における野生動物間及び野生動物から家畜への感染拡大の防止を図るための体制の確認

3 (略)

第17～第19 (略)

第20 移動制限区域の設定（法第32条）

1・2 (略)

3 豚等の所有者への連絡

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の豚等の所有者に対し、その旨及び第23の1の(2)の立入検査の予定について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

4 移動制限区域内の農場への指導

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合は、移動制限区域内の全ての豚等の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第52条に基づき、毎日、当日の特定症状の有無、死亡頭数等について、移動制限区域が解除されるまでを目安として報告するよう求める。

5～6 (略)

7 移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 移動制限区域内で採取された精液、受精卵等（第17により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定された日から遡って21日目の日（当該野生いのししの発見から判定までに21日以上を要した場合にあっては、当該野生いのししの発見日）より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

(3)～(5) (略)

第16 感染の疑いが生じた場合の対応等

1 豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

都道府県は、第3—1の4の野生いのししの調査の結果、野生いのししにおいて、豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課に報告の上、直ちに当該いのしし（2において「感染疑い野生いのしし」という。）が確認された地点の消毒を徹底するとともに、原則として、2の準備を進める。

また、併せて、第4の5の(2)に準じて、動物衛生課と協議の上、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

2 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、1により必要な検体を動物衛生研究部門に送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも3により動物衛生研究部門が行う遺伝子解析の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1)～(6) (略)

(7) 感染疑い野生いのししが確認された地点周辺における防護柵等による囲い込みの実効性の確認及び野生いのししの個体数の削減に向けた体制の確認

3 (略)

第17～第19 (略)

第20 移動制限区域の設定（法第32条）

1・2 (略)

3 豚等の所有者への連絡

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の豚等の所有者に対し、その旨及び第23の1の立入検査の予定について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

4 移動制限区域内の農場への指導

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合は、移動制限区域内の全ての豚等の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、移動制限区域が解除されるまでを目安として報告するよう求める。

5～6 (略)

7 移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 移動制限区域内で採取された精液、受精卵等（病性判定日から遡って21日目の日又は病性の判定がなされた野生いのししの発見日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

(3)～(5) (略)

8 移動制限の対象外

7の移動制限の対象となった場合であっても、以下の場合については、動物衛生課と協議の上、第23の1の(2)の検査により、異状がないことが確認されている豚等について、特定の場所へ移動させることができる。なお、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合は、検体の送付を含め動物衛生課及び動物衛生研究部門と調整する。

(1)～(4) (略)

第21・第22 (略)

第23 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 ウイルスの浸潤状況の確認

都道府県は、第17により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、以下の措置を講ずる。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第17の病性の判定前に実施することができる。

(1) 野生いのししにおける検査等

都道府県は、当該野生いのししが確認された地点を中心とした半径10km以内の区域において死亡し、又は捕獲された野生いのししについて、ウイルスの浸潤状況の確認のために、原則として、抗原検査及び抗体検査を実施する。また、当該区域においては、野生いのしし間及び野生いのししから飼養豚等への感染拡大の防止を図る。

(2) 豚等における検査

都道府県は、移動制限区域内の農場（豚等を6頭以上飼養するものに限る。）に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、PCR検査及び血清抗体検査を実施する。

2 周辺の野生いのししにおけるウイルス拡散防止対策

都道府県は、1の(1)により検査された野生いのししが確認された地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、猟友会等の関係者に対し、協力を要請する。

3 (略)

第24 経口ワクチンの散布

国及び都道府県は、第3―1の4、第12の6又は第23の1の(1)の調査等の結果、既に野生いのししに豚熱ウイルスが相当程度浸潤している可能性が高いと認める場合には、野生いのししにおける豚熱のまん延の防止及び農場へのウイルス侵入防止のため、市町村、猟友会等の関係団体と連携し、原則として、以下の措置を講ずる。

1 農林水産省は、野生いのししへのウイルスの浸潤状況等を考慮し、経口ワクチンの使用の是非について、野生いのししの専門家等の意見を踏まえて決定する。

2 農林水産省は、1により経口ワクチンの散布を決定したときは、経口ワクチンの使用方法、経口ワクチンの散布の効果・有効性の分析・評価方法等について記載した「豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針」(3において「実施指針」という。)を作成し、公表する。

3 都道府県は、実施指針に基づき、国、市町村、猟友会等の関係団体の協力を得て、経口ワクチンの散布に係る都道府県計画を策定し、有効的かつ効率的な散布を行う。

第25 (略)

8 移動制限の対象外

7の移動制限の対象となった場合であっても、以下の場合については、動物衛生課と協議の上、第23の1の検査により、異状がないことが確認されている豚等について、特定の場所へ移動させることができる。なお、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合は、検体の送付を含め動物衛生課及び動物衛生研究部門と調整する。

(1)～(4) (略)

第21・第22 (略)

第23 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 ウイルスの浸潤状況の確認

都道府県は、第17により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、PCR検査及び血清抗体検査を実施する。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第17の病性の判定前に実施することができる。

(新設)

(新設)

2 周辺の野生いのししにおけるウイルス拡散防止対策

都道府県は、第17により陽性と判定された野生いのしし及び捕獲された野生いのししが確認された地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、猟友会等の関係者に対し、協力を要請する。

3 (略)

(新設)

第24 (略)

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について

全部改正 令和2年7月1日 2消安第1567号
一部改正 令和3年3月31日 2消安第6488号

第1 都道府県による指導及び助言、勧告、命令等

- 1 家畜防疫員は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の4に基づく定期の報告、法第51条に基づく立入検査等の結果、家畜（飼養されている牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししをいう。以下同じ。）の所有者（当該家畜を管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）の不遵守を確認した場合には、遅滞なく、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理を行うことを文書にて指導する。
また、5に定める期間経過後、速やかに、必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認する。
- 2 家畜防疫員は、法第12条の5に基づき、飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理を行うよう指導及び助言を行う。指導及び助言に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書にて指導及び助言する。また、5に定める期間経過後、必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認する。
- 3 2により法第12条の5に基づく指導及び助言をした場合において、5に定める期間内に家畜の所有者がなお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、法第12条の6第1項に基づき、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告する。
勧告に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書にて勧告する。
また、5に定める期間経過後、速やかに、必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認する。
- 4 3の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、法第12条の6第2項に基づき、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令する。
また、当該期間経過後、速やかに、命令に係る措置がとられていることを確認すること。
- 5 1から4の場合の確認を行うまでの期間は、必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されるために必要と客観的に認められる期間とする。
3及び4の場合の確認を行うまでの期間は、原則として2週間とし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、2週間以内に改善することが困難と認められる場合には、不遵守の内容に応じた、合理的な期間を定めることとする。

- 6 上記の場合の改善状況の確認は、法第 51 条に基づく立入検査等その他都道府県知事が適切と認める方法による。また、3 及び 4 の場合の改善状況の確認は、法第 51 条に基づく立入検査等による。

第2 畜産業に関連する事業を行う者

畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）には以下の者を含む。

- 1 家畜に関する事業者
家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物の開催者、と畜場、化製処理施設等の所有者、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師、家畜商、農協等
- 2 生産資材の製造・販売業者
飼料の製造・販売業者、敷料の製造・販売業者、動物用医薬品の販売業者等
- 3 1 及び 2 に係る輸送・保管事業者
家畜運搬業者、飼料運搬業者、死亡獣畜回収業者、排せつ物・堆肥運搬業者等

第3 野生動物対策に係る連携及び協力体制の整備

特に発生時には、野生の偶蹄類動物（以下「野生動物」という。）を介したウイルスの拡散防止対策及び野生動物におけるウイルスの浸潤状況の確認を的確に実施する必要があることから、平時から、野生動物における家畜の伝染性疾病の病原体の感染状況の調査等の取組を通じ、都道府県の家畜衛生担当部局並びに鳥獣対策担当部局（農林）及び野生動物担当部局（環境）等の関係部局を含む行政機関、関係団体との間の連携・協力体制の整備に努める。

第4 異常家畜の届出を受けた際の報告

都道府県畜産主務課は、家畜の所有者、獣医師等から、口蹄疫を疑う症状（以下「臨床症状」という。）を呈している家畜（以下「異常家畜」という。）を発見した旨の届出を受けた場合には、別記様式 1 により、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告すること。なお、報告に当たっては、確認が取れた事項から報告することとし、確認に時間を要する事項については、確認が取れ次第報告すること。

第5 家畜防疫員が現地に携行する用具

- 1 農場立入用衣類：長靴、防疫服、手袋、シューズカバー、メディカルキャップ、防塵マスク等
- 2 臨床検査用器材：タワシ、体温計、保定用具（ワイヤー、ロープ、鼻鉗子、開口器等）、白布（消毒薬に浸し、その上に 3 及び 4 の器材を置くために用いる。）、鎮静剤、懐中電灯等
- 3 簡易検査用器材：口蹄疫抗原検出キット等
- 4 病性鑑定材料採取用器材：採材用器具（解剖器具（外科用ハサミ、メス、有鉤ピンセット）、材料送付ビン、材料保存液、採血器具（採血針、採血管、採血ホルダー等）、プロバングカップ、綿棒）、アルコール綿、保冷・保温資材、クーラーボックス

ス、病性鑑定材料輸送箱、ビニールシート等

- 5 連絡及び記録用器材：携帯電話、事務用具、各種様式用紙、地図、防水デジタルカメラ、画像送受信機等
- 6 消毒用器材：バケツ、ブラシ、消毒薬、噴霧消毒器等
- 7 その他：ガムテープ、ビニールテープ、油性マーカー、カッター、ハサミ、カラーズプレー、ビニール袋、立入禁止看板、着替え、食料品等

第6 都道府県が行う指導に関する事項

1 家畜の所有者から届出があった場合

- (1) 家畜以外の動物を含む全ての動物について、当該農場からの移動を自粛すること。
- (2) 当該農場の排水については、立入検査の結果が判明するまで、又は適切な消毒措置を講ずるまでの間、活性汚泥槽などで適切に浄化处理されている場合を除き、可能な限り流出しないようにすること。
- (3) 農場の出入口を原則1か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。
- (4) 農場外に物を搬出しないこと。また、家畜の所有者及び従業員等が外出する場合には、農場内で使用していた衣服や靴等を交換し、適切な消毒等を行うこと。
- (5) 異常家畜及び当該異常家畜の生乳、精液等の生産物、排せつ物、敷料等は、他の家畜と接触することがないようにすること。

2 獣医師から届出があった場合

- (1) 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、1の(1)から(5)までの口蹄疫ウイルスの拡散防止に関する指導をすること。
- (2) 家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。
- (3) 帰宅後は、車両内外を十分に洗浄・消毒するとともに、衣服は洗濯し、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (4) 異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。
- (5) 口蹄疫と判明した場合には、異常家畜を診察し、又はその死体を検案した日から7日間は、偶蹄類の動物の飼養施設（当該農場を除く。）に立ち入らないこと。

3 家畜市場から届出があった場合

- (1) 家畜の移動を自粛するとともに、必要に応じて当該家畜市場に出入りする関係者に情報提供すること。
- (2) 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に出入りさせないこと。
- (3) 従業員等（異常家畜の届出時に家畜市場に入場していた全ての者をいう。以下(4)において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。
- (4) 従業員等及び(1)の情報提供を受けた者のうち異常家畜の搬入日以降に当該家

- 畜市場に入場した者（以下「市場入場者」という。）は、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。
- （５）異常家畜の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、１の（１）から（５）までの指導を行うこと。
 - （６）異常家畜の出荷に使用された車両及び運転手並びに同日当該家畜市場に家畜を搬入していた車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設（異常家畜出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。
 - （７）異常家畜が搬入された日以降に家畜市場から移動した家畜の移動先を特定すること。
 - （８）口蹄疫と判明した場合には、市場入場者に対し、異常家畜が患畜又は疑似患畜と判定された日から７日間は、偶蹄類の動物の飼養施設（異常家畜出荷農場及び市場入場者が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、市場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。
- ４ と畜場から届出があった場合
- （１）異常家畜及びこれと同一の農場から出荷された家畜のと畜を中止するとともに、必要に応じて当該と畜場に出入りする関係者に情報提供すること。
 - （２）畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に出入りさせないこと。
 - （３）従業員等（異常家畜の届出時にと畜場に入場していた全ての者をいう。以下（４）において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。
 - （４）従業員等及び（１）の情報提供を受けた者のうち異常家畜の搬入日以降に当該と畜場に入場した者（以下「と畜場入場者」という。）は、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。
 - （５）異常家畜の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、１の（１）から（５）までの指導を行うこと。
 - （６）異常家畜の出荷に使用された車両及び運転手並びに同日に当該と畜場に家畜を搬入していた車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設（異常家畜出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。
 - （７）口蹄疫と判明した場合には、と畜場入場者に対し、異常家畜が患畜又は疑似患畜と判定された日から７日間は、偶蹄類の動物の飼養施設（異常家畜出荷農場及びと畜場入場者が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、と畜場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導する

こと。

第7 異常家畜等の写真の撮影に関する事項

- 1 異常家畜については、病変の好発部位の全てについて病変の有無をよく確認するとともに、病変について明確な写真を撮影し、また、病変の有無にかかわらず好発部位も必ず撮影すること。また、全身の状態を確認する観点から、全身の外貌についても撮影すること。ただし、立入検査を行った家畜防疫員が臨床症状等から口蹄疫を強く疑う場合には、典型的な病変がみられた好発部位のみの写真撮影及び送付を先行して行うことができる。

これらを踏まえ、異常家畜については、少なくとも次の（１）、（２）にそれぞれ掲げる写真を撮影し、送付すること。なお、病変部については、その状態が確認できるよう、複数の角度で撮影すること。また、異常家畜と他の家畜との接触の機会（同居の状況等）に関する情報についても、口蹄疫の可能性を推測する上で必要であるため、異常家畜の農場内での最近の移動状況を確認した上で、畜舎の外観、畜房内の同居の状況、隣接畜房との位置関係等が分かる写真についても撮影し、送付すること。

（１）牛について

- ① 外貌（全身について開口検査の前に撮影すること。）
- ② 頭部（口唇周辺の流涎の状況が分かるものについて開口検査の前に撮影すること。）
- ③ 上唇（粘膜面）、歯床
- ④ 口蓋
- ⑤ 舌（表面及び裏面。病変がない場合でも、少なくとも表面については撮影すること。）
- ⑥ 鼻（鼻鏡、鼻腔）
- ⑦ 蹄（蹄冠部及び趾間。病変がない場合でも、少なくとも１肢については撮影すること。）
- ⑧ 乳頭

（２）豚について

- ① 外貌（全身）
- ② 舌
- ③ 鼻（鼻端）
- ④ 蹄（蹄冠部及び趾間。病変がない場合でも、少なくとも１肢については撮影すること。）
- ⑤ 乳頭

- 2 １つの部位について必ず複数回撮影し、パソコン等の画面で確認するか、デジタルカメラ等の画像で拡大表示することにより、鮮明な写真が撮影できていることを確認すること。なお、写真１枚当たりのサイズは、少なくとも長辺1,024ピクセル以上、短辺768ピクセル以上（80万画素相当以上）とすること。
- 3 写真の送付に当たっては、写真ごとに病変の有無が分かるようにするとともに、病変がある場合には、当該病変についての家畜防疫員の所見を付すこと。また、複数頭

撮影する場合には、それぞれの写真がどの個体のものか分かるように工夫すること。

- 4 また、防疫指針第4の2の(3)の特定症状かどうかの判断に迷う場合や、都道府県で特定症状ではないと判断した場合についても、同様に写真を撮影し、送付すること（防疫指針第4の2の(3)の③のただし書きの場合を除く。）。

第8 異常家畜の症状等に関する報告

都道府県畜産主務課は、異常家畜の症状等に関する情報について、別記様式2により動物衛生課に報告すること。なお、報告の内容によっては、防疫指針第4の3の(4)に基づき検体の送付を求める場合もあるため、調査内容を直ちに報告することとし、確認に時間を要する事項がある場合には、確認がとれ次第追加で報告すること。

第9 死亡の理由が口蹄疫以外の事情によることが明らかな場合の指導事項

家畜の死亡理由が、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等の口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合であっても、一定期間（概ね一週間程度）は、死亡家畜の周辺を中心に臨床症状の有無等の観察を継続し、異常家畜が確認された場合は、家畜保健衛生所へ届け出るよう指導すること。

第10 検体の採材及び送付の方法

1 ウイルス学的検査のための検査材料

水疱、びらん、潰瘍、痂皮等を呈している部位の組織採材に当たっては、検査材料が0.5g以上必要であることから、鼻鏡、口腔、舌、蹄部等の病変部又は複数個体の組織材料をプールして差支えない。

また、採材した検査材料は滅菌された気密性の高いチューブ等に入れ、希釈液及び保存液は全てダルベッコPBS(-) pH7.4 (±0.2) (DPBS) を用い、グリセリンは加えないこと (pH7.2~7.6であることを確実に確認すること。)。

(1) 水疱が認められる場合

水疱液を注射器等で吸引し、チューブ等に入れ、DPBSは入れずに冷蔵(4℃)して輸送すること。

また、水疱上皮はDPBSに入れ、冷蔵(4℃)して輸送すること。

(2) 水疱が破れ真皮が露呈しているが水疱上皮が確認できる場合又はびらん、潰瘍、痂皮等が確認できる場合

水疱上皮又はびらん、潰瘍、痂皮等の病変部を切り取ることが可能な場合はDPBSに入れ、冷蔵(4℃)して輸送すること。切り取ることができない場合には、水疱が破れ真皮が露呈している部分、びらん、潰瘍、痂皮等を綿棒等で拭い、2ml（綿棒等が確実に浸る量）のDPBSに入れ、冷蔵(4℃)して輸送すること。

(3) その他

動物衛生課から指示があった場合には、プロバングカップを用いて食道・咽頭液を採取すること。食道・咽頭液に細胞成分が含まれていることを確認したら、DPBSと食道・咽頭液を等量で混合し、密栓する。直ちに容器の外側を適切な消毒剤

等で消毒し、ドライアイス又は液体窒素を用い、 -70°C 以下で急速凍結し、冷凍（ -70°C 以下）で輸送すること。

2 血清学的検査のための検査材料

分離剤入りの真空採血管を用いて血液を採取し、そのまま冷蔵（ 4°C ）して輸送すること。なお、ヘパリン入り真空採血管を用いると、液相競合エライザ法で極めて高い確率で非特異反応が認められることから、使用してはならない。また、血液を凍結させ溶血した場合には検査に供することができないことから、凍結させないよう保存及び輸送法を考慮すること。

3 材料の輸送

（1）採材した材料は密閉した容器に入れ、容器の外側を消毒して、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（海外病研究拠点（東京都小平市）。以下「動物衛生研究部門」という。）へ運搬する。

食道・咽頭液以外は全て冷蔵（ 4°C ）で輸送し、食道・咽頭液はドライアイス等を用いて冷凍（ -70°C 以下）で輸送すること。ドライアイス等の使用は材料の pH が低下しウイルスが不活化される危険性が高いことから、材料を入れた容器は厳重に密閉してドライアイスに包む。

さらに、冷却剤としてドライアイスを使用する場合には、次の事項を含め、取扱いに注意すること。また、事前に輸送の際に利用が想定される航空会社等に輸送方法を確認しておくこと。

- ① ドライアイスは、1次容器（検体を直接入れる容器）及び2次容器（密閉容器）内に入れてはならない。
- ② ドライアイスを入れる3次容器（外装容器）は、気化したガスが放散されるものを用いること。
- ③ 外装容器の表面には、ドライアイスを使用していることを表示すること。その際、「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス」で示されたドライアイス（UN1845）用の危険性ラベルも併せて貼付すること。

（2）動物衛生研究部門への搬入に当たっては、事前に連絡の上、直接連絡員が持参すること。規則第56条の25の規定に基づき、病原体拡散防止の観点から適切に輸送・運搬すること。また、空輸等最も早く確実な運搬方法を選択し、検体には必ず病性鑑定依頼書（別記様式3）を添付すること。

4 材料の採取時の注意

材料の採取時には、口蹄疫ウイルスの散逸、検査室の汚染等を防ぐため、採取時に病変部を触った手で周囲の物品に触れること等による汚染の可能性に十分注意するとともに、試料で汚染された採取者の体表、四肢、畜舎の床、土壌、検査室、採取に使用した器材、材料を入れた容器の外側等の消毒、滅菌に十分留意する。また、採取者自身の負傷防止の観点から解剖時には防護服、ゴム手袋、切創防止用手袋、マスク及びフェイスシールド等を着用する。

また、材料の採取に用いた器具や抗原検出キットの前処理後の材料、残余資材等については、消毒の上、家畜保健衛生所に持ち帰り滅菌、焼却等の適切な廃棄を行うこと。

第 11 異常家畜飼養農場に関する疫学情報の報告

都道府県畜産主務課は、当該農場に関する疫学情報について、別記様式 4 により動物衛生課に報告すること。

第 12 陽性判定がなされた場合に備えた準備に関する報告

都道府県は、陽性判定がなされた場合に備えた準備等が円滑に進められるよう、当該農場等の現地調査を行い、農場内の建物の配置、農場内外の道幅、仮設テントの設営場所及び資材置場として活用可能な場所等を整理すること。

都道府県畜産主務課は、陽性判定がなされた場合に備えた準備として講じた措置については、それぞれの項目ごとに、順次、速やかに動物衛生課にファクシミリ又は電子メールにより報告すること。特に、他機関との調整を要する、国や他の都道府県等からの人員や資材の支援の要否に関する事項については、分かり次第直ちに報告すること。

第 13 病性等判定日を起算日とする日数の数え方

病性等判定日当日は、不算入とする。

第 14 野生動物対策に係る関係者への連絡

防疫指針第 5 の 2 により家畜が患畜又は疑似患畜であると判定された場合、動物衛生課は環境省自然環境局野生生物課、患畜又は疑似患畜が確認された農場（以下「発生農場」という。）及び発生農場から半径 10km 以内の区域を含む都道府県の家畜衛生担当部局に連絡する。連絡を受けた都道府県の家畜衛生担当部局は、当該都道府県の鳥獣対策担当部局（農林）、野生動物担当部局（環境）等の関係部局、市町村、猟友会等の関係団体に連絡する。なお、野生動物から口蹄疫ウイルスが検出された場合又は口蹄疫ウイルスに対する抗体が検出された場合も同様に、関係機関、関係団体、近隣の都道府県等で情報を確実に共有する。

第 15 都道府県対策本部

1 都道府県対策本部の設置

都道府県は、2 の組織構成を考慮して都道府県対策本部を設置することとし、防疫措置の円滑な実施及び国や周辺都道府県との連絡調整を図ること。なお、必要に応じて、発生農場等における課題を早期に解決し、防疫措置を円滑に行うため、発生地近くの家畜保健衛生所等に現地対策本部を設置し、当該都道府県職員のうち迅速な防疫措置について判断できる者等を常時配置すること。

この際、都道府県が実施する防疫措置に協力するため、農林水産省から現地対策本部に連絡員を派遣する場合がある。

2 組織構成

都道府県知事を本部長とし、危機管理部局等の関係部局の協力を得た上で、本部長の下に次の各班の機能を有した組織を設置し、防疫の円滑な推進を図ること。

- ・ 総 務 班：防疫指針に基づく具体的な防疫方針の策定、予算の編成及び執行、情

勢分析、農林水産省、その他の関係機関との連絡調整（発生農場、現
地対策本部及び畜産主務課間等の連絡調整を含む。）及び庁内連絡会
議の開催を行う。

- ・ 情 報 班：発生状況及び防疫対応状況等の収集、広報資料の作成、広報連絡及び
問合せの対応を行う。
- ・ 病性鑑定班：異常家畜の届出に対する立入調査、病性鑑定のための検体の採取、当
該検体の受入れ及び送付並びに病性鑑定を行う。
- ・ 防疫指導班：発生農場を調査し、防疫措置の企画及び指導に関し総務班に助言する。
- ・ 防疫支援班：焼却、埋却、消毒等の防疫用の資材・機材の調達及び配布、防疫要員
の動員並びに関連業務の調整を行う。
- ・ 防疫対応班：立入制限、殺処分、農場消毒等の防疫措置並びに防疫指針第9の移動
制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）内農場等の
検査等の対応を行う。
- ・ 評 価 班：発生農場及び周辺農場における手当金の交付のための家畜や物品の評
価等を行う。
- ・ 記 録 班：発症家畜の畜舎内の位置（場所）や頭数等の情報の記録、発症家畜の
病変部位のステージの確認及び写真撮影、防疫措置の画像の撮影等
を行う。
- ・ 疫学調査班：まん延防止のため、発生農場における家畜、人、物及び車両の出入り
に関する疫学情報を収集し、疫学関連家畜等の特定のための調査を
実施する。
- ・ 原因究明班：感染経路究明のための必要な情報の収集及び整理や国の疫学調査チーム
と連携した現地調査を実施する。
- ・ 庶 務 班：所要経費の確保及び手当金等の支出に関する事務を行う。
- ・ 保 健 班：公衆衛生部局等（保健所設置市の場合は、当該市担当部局を含む。）
との連携のもと、防疫措置従事者及び家畜の飼養者の健康確認や保健
上の問題（精神保健上の問題を含む。）へ対応する。

第16 報道機関への公表

患畜又は疑似患畜と判定したときの報道機関への公表は、別記様式5により行うこと。

第17 報道機関への協力依頼について

都道府県対策本部の情報班が中心となって、報道機関に対し、可能な限り、農場周辺
及び内部防疫措置の様子を撮影した画像を提供すること等により、防疫指針第6の3の
(5)の事項について協力を求めること。

第18 防疫措置に必要な人員の確保に関する事項

- 1 口蹄疫の発生の確認後、速やかに防疫措置を開始することができるよう、都道府県
は、あらかじめ必要な人員の所在を把握し、必要に応じて集合を命ずること。
- 2 防疫従事者の確保に当たっては、あらかじめ作業に従事させようとする者の家畜の

飼養の有無を確認し、偶蹄類の動物を飼養している場合には、直接防疫業務に当たらせないようにすること。

- 3 都道府県は、他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合には、必要な人員、期間、作業内容等について、動物衛生課と協議すること。また、動物衛生課は、各都道府県と調整し、具体的な派遣スケジュールを作成する。
- 4 都道府県は、他の都道府県等から応援を受けてもなお人員が不足し、関係機関（自衛隊を含む。次項において同じ。）に協力を要請する場合、動物衛生課と協議するとともに、関係部局間での密接な連携を図ること。
- 5 他の都道府県又は関係機関に協力を要請する場合、作業体制、作業要領、後方支援、報道対応等に係る方針（役割分担及び派遣期間を含む。）を明確にし、速やかに殺処分等の防疫措置が実施できるようにする。

第 19 発生農場等における防疫措置の実施に関する事項

- 1 都道府県は、農場の建物の配置等を考慮して、仮設テントの設営場所、資材置場等を決定するとともに、総括責任者、各作業ごとの責任者及び指揮命令系統を明確にすること。
- 2 家畜防疫員は、家畜の所有者に対し、口蹄疫の概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、法第 52 条の 3 に基づき行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による審査請求をすることができないことについて、遺漏なく説明すること。
- 3 都道府県は、複数の大規模農場において防疫措置が必要となった場合、感染拡大防止の観点から、農場ごとの飼養状況（畜種を含む。）、発生状況、畜舎の構造・設備、周辺の環境（周辺農場数、家畜の飼養密度等）等を考慮の上、防疫指針第 5 の 2 の患畜又は初発の疑似患畜が確認された畜舎及びその周辺畜舎で飼養されている家畜、臨床症状が確認されている家畜、複数の畜種についてと殺を行う必要がある場合における豚等のと殺を優先して行う等迅速な防疫措置を図るため作業の優先順位付けを実施すること。
- 4 現地の総括責任者は、畜種別のと殺予定頭数、と殺の方法、死体処理方法、消毒面積その他必要な事項について、あらかじめ都道府県対策本部に確認し、その指示を受けること。
- 5 感染経路の究明のために行う検体の採取に当たっての検体の種類及び検体数は、農場ごとの飼養状況、発生状況、畜舎の構造・設備等に応じて、動物衛生課と協議の上、決定する。特に、検体数については、1 畜舎当たり 10 頭以上を目安とするが、調査項目の重要性を鑑み、可能な限り多頭数を無作為に採材すること。

第 20 防疫措置従事者に関する事項

防疫措置従事者が防疫措置を実施するに当たっては、次の事項に留意すること。

- 1 入場時には、防疫服、長靴等を着用し、私物を持ち込まない。
- 2 退場時には、身体、衣服、靴及び眼鏡を消毒した後、入場時に着用した防疫服等を脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいをを行う。また、場内で着用した作業着等は、消毒液に

浸漬した後、ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒する。

- 3 都道府県対策本部は、現地での着替えや靴の履替えを円滑に行えるよう、農場の出入口に仮設テントを設置する等の配慮を行う。その際、作業の前後で作業者の動線が交差しないようにする。
- 4 帰庁（宅）後、移動に利用した車両の消毒及び着用していた全ての衣服の洗濯を行うとともに、入浴して身体を十分に洗う。
- 5 防疫措置に従事した日から7日間は発生農場以外の偶蹄類の動物に接触しない。ただし、防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を3日間まで短縮できるものとする。
- 6 都道府県対策本部は、防疫措置前後に防疫措置従事者の健康状態を確認するなど、公衆衛生部局等（保健所設置市の場合は、当該市担当部局を含む。）と連携して、防疫措置従事者の心身の健康維持に努める。

第21 と殺指示書の交付

家畜防疫員が患畜又は疑似患畜の所有者に対して交付すると殺指示書は、別記様式6により作成すること。

第22 24時間以内のと殺の完了と72時間以内の焼埋却について

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速なと殺とその死体の処理が重要であることから、24時間及び72時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫措置に特段の支障が生じない環境下の農場において、肥育牛飼養農場で150から300頭程度、肥育豚飼養農場で1,000から2,000頭程度の飼養規模を想定している。

様々な農場の飼養規模、畜舎の構造、気象条件等の状況により、要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫措置従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に即した防疫措置の遂行に努めること。

なお、これらの状況下においても的確かつ迅速な防疫措置が講じられるよう、防疫措置に必要な獣医師を含む人員及び資材の確保、防疫演習の実施等を通じ、日頃から万全な体制の構築に努めること。

第23 汚染物品の処理について

以下の措置が完了した時点で、動物衛生課と協議の上、防疫指針第9の3の（1）の汚染物品の処理が完了したとみなす。

ただし、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれる口蹄疫ウイルスの不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止すること。なお、家畜防疫員の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合は、この限りでない。

- 1 焼却のため汚染物品を農場から移動させるために密閉容器を用いる場合、農場内の全ての汚染物品を密閉容器に入れ終えた時点
- 2 家畜排せつ物、敷料、飼料等について、消毒による処理を行う場合、病原体の拡散

防止及び飛散防止を徹底した上で、消毒を開始するための封じ込め措置が完了した時点

- 3 スラリー、尿、汚水及び生乳については、クエン酸等の添加により pH が5以下に低下したことが確認されるなど、「口蹄疫ウイルスに汚染された家畜排せつ物等の処理に関する防疫作業マニュアル」（平成24年8月10日付け24消安第2402号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に準じた処理が確認された時点

第24 と畜場等における口蹄疫発生時の防疫措置について

と畜場、家畜市場等において家畜が患畜又は疑似患畜と判定された場合、当該と畜場、家畜市場等において、防疫指針第7の1から4までに準じた防疫措置を講じること。

なお、と畜場での発生の場合は、と畜場施設（係留施設、病畜と殺施設）におけると殺についても検討すること。

また、防疫指針第7の4に準じると畜場における消毒については、施設所有者への説明や施設構造を踏まえた対応が必要となる。このことから、必要に応じて、公衆衛生部局に家畜衛生部局とと畜場との連絡調整に係る協力を求め、地域で連携して、円滑に実施すること。

なお、と畜場の消毒については、糞尿等が十分に除去されるよう洗浄をした上で、1回以上実施することとするが、防疫指針第10の3に基づき、制限区域の設定後21日間とはと畜場を再開できないことに留意する必要がある。

第25 家畜の評価額の算定方法

患畜又は疑似患畜となった家畜の評価額の算定方法は、原則として、別紙により行う。

第26 制限区域内における指導事項

家畜防疫員は、制限区域内において、次に掲げる事項について関係者への指導を行うこと。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視すること。

- 1 法第52条に基づく報告徴求において都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。
 - (1) 特定症状の有無
 - (2) 死亡家畜の頭数、死亡家畜がいる場合には、①死亡家畜の位置（畜舎名及び畜房の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること
 - (3) 死産した幼弱畜（出生した家畜）の頭数
 - (4) 分娩した幼弱畜（出生した家畜）の頭数
 - (5) 異常産した母畜の頭数
 - (6) 農場から出荷した家畜の頭数
 - (7) 農場に導入した家畜の頭数
 - (8) 死亡家畜の同居家畜の臨床所見
- 2 家畜の飼養場所への関係者以外の者の出入りを自粛するとともに、関係者であっても出入りの回数を最小限にすること。

- 3 全ての車両、人の入退場時の消毒を徹底すること。
- 4 飼料運搬時の運搬車の消毒、運搬経路の検討、飼料受渡し場所の制限等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、運搬経路を記録すること。
- 5 獣医師が家畜の診療を行う場合、携行する器具及び薬品は最小限のものとするとともに、消毒又は廃棄が容易な診療衣、診療器具等を着用又は使用し、農場入退場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。また、診療車両の農場敷地内への乗入れ自粛等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、診療経路を記録すること。
- 6 死亡獣畜取扱場、化製場及びと畜場における入退場車両の消毒を徹底すること。
- 7 野生動物と家畜の接触が想定される地域にあっては、接触防止のための畜舎出入口の囲障を設置するとともに、家畜の飼料等は、野生動物が接触しないように隔離及び保管すること。
- 8 鳥獣対策担当部局（農林）、野生動物担当部局（環境）等の関係部局に対し、野生動物の死体（狩猟によるものを含む。）について、焼却、埋却等により適切に処理することとし、現場に放置しないよう、市町村、猟友会等の関係者へ協力を要請するよう依頼すること。

第 27 制限の対象外となっていることを証明する書類

消毒ポイント等で提示することとなっている、制限の対象外となっている旨を証明する書類は、別記様式 7 により作成する。

第 28 制限区域の設定後 21 日間経過した後の制限の対象外

原則として、制限区域の設定後、21 日間経過した場合に移動制限区域外から移動制限区域内に家畜等（防疫指針第 9 の 4 に掲げるものをいう。）を移動するための制限の対象外を設ける場合は、次のとおりとする。

ただし、移動する際は、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒すること。

- 1 移動制限区域内のと畜場への出荷
防疫指針第 10 の 3 により事業を再開したと畜場に直接搬入する場合に限り認める。
- 2 飼料、敷料等の家畜の飼養に係る資材等の導入
農場に直接搬入する場合に限り認める。
- 3 精液、受精卵の導入
農場に直接搬入する場合に限り認める。

第 29 移動制限区域内及び搬出制限区域内の制限の対象となる業務

- 1 と畜場
新たな家畜の受入（判明時に既に受け入れている生体のと殺や処理途中のと体の処理等は実施可能。）
- 2 家畜市場、家畜共進会等
新たな家畜の受入（判明時に既に受け入れている家畜については、原則として、会場内で飼養する。）

3 放牧

新たな放牧の実施（放牧中の家畜については、当該放牧場に収容可能な畜舎がある場合には放牧を停止する。）

第 30 家畜集合施設の消毒の実施期間

原則として、移動制限区域の解除を目安とする。

第 31 と畜場の再開のための要件

防疫指針第 10 の 3 により第 9 の 1 の（1）の移動制限区域内のと畜場を再開するための要件は次のとおりとする。

1 再開の要件

- （1）車両消毒設備が整備されていること。
- （2）生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。
- （3）定期的に清掃・消毒をしていること。
- （4）衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。
- （5）2 の事項を遵守する体制が整備されていること。

2 再開後の遵守事項

再開後には、制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

- （1）作業従事者がと畜施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
- （2）車両の出入り時の消毒を徹底すること。
- （3）家畜の搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。
- （4）搬入した家畜について、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）に基づき、と殺解体することが不適当とされた場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。
- （5）搬入した家畜は、農場ごとに区分管理すること。
- （6）家畜及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

第 32 家畜の集合を伴わない催物等に関する事項

家畜の集合を伴わない催物等については、発生農場を中心に徹底した消毒を行うことにより、口蹄疫のまん延防止を図ることが可能であることから、都道府県は、必要に応じた消毒の実施等を条件に開催可能であること等を周知及び指導する。また、口蹄疫が発生している地域から催物等に参加する者が参加を制限されるなどの不当な扱いを受けることのないよう、指導する。

第 33 車両消毒等に関する事項

都道府県は、車両消毒等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

1 消毒ポイントによる消毒

（1）消毒ポイントの設置場所

消毒ポイントの設置場所の検討に当たっては、警察署長及び道路管理者と十分に

協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案すること。

(2) 消毒の実施に係る記録

消毒ポイントにおいて車両消毒を実施した場合は、移動先で消毒を実施した旨を確認できるよう証明書を発行するとともに、都道府県においても実施した車両を特定できるよう記録し、保管すること。

2 消毒ポイントにおける消毒の方法

消毒ポイントにおける消毒の方法については、設置場所の特性も踏まえ、道路上への消毒槽・消毒マットの設置又は駐車場等への引き込み方式（動力噴霧器による消毒）により行うこと。また、作業従事者は、車両を消毒ポイントに誘導する者と実際に消毒を実施する者を適切に配置すること。

(1) 畜産関係車両

車両の消毒については、比較的車体を腐食しにくい4%炭酸ソーダ、0.2%クエン酸等を用いることとし、極力車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒すること。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意するとともに、運転手の手指の消毒及び靴底消毒を徹底すること。なお、運転手の手指の消毒には、人体への影響を考慮し、0.2%クエン酸等を用いる。

(2) 一般車両

少なくとも、車両用踏込消毒槽や消毒マットを用いた消毒を実施すること。その際、常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換すること。

3 公共施設等における消毒

都道府県は、口蹄疫の発生の状況及び発生のリスクの程度を踏まえつつ、公共施設、各種イベント、ホテル、ゴルフ場等の多数の者が集合する施設等について、消毒設備を自主的に設置するよう、指導すること。

4 消毒ポイントの設置期間

原則として、制限区域の解除を目安とする。

5 正確な情報提供・指導

発生都道府県以外の都道府県は、適切な車両の消毒が行われているにもかかわらず、発生都道府県車両の出入りが制限されることがないように、正確な情報提供・指導を行うこと。

第34 疫学調査に関する事項

- 1 都道府県は、家畜、人、物及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への外部の者の訪問（当該訪問者の訪問後の行動歴を含む。）、その他口蹄疫ウイルスを伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行うこと。
- 2 このため、都道府県は、関連事業者その他の関係者に対し、疫学調査時に速やかに情報が提供されるよう、日ごろから、複数の農場等に出入りする人、車両及び物品に関する情報を整理するよう指導すること。
- 3 都道府県畜産主務課は、調査対象が他の都道府県にある場合には、動物衛生課に連絡の上、当該都道府県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた都道府県畜産主務課は、

発生都道府県と同様に、調査を行うこと。

- 4 農場等への立入検査及び報告徴求は、法第 51 条第 1 項及び第 52 条第 1 項に基づき、実施すること。報告徴求において、都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。

- (1) 特定症状の有無
- (2) 死亡家畜の頭数、死亡家畜がいる場合には、①死亡家畜の位置（畜舎名及び畜房の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること
- (3) 死産した幼弱畜（出生した家畜）の頭数
- (4) 分娩した幼弱畜（出生した家畜）の頭数
- (5) 異常産した母畜の頭数
- (6) 農場から出荷した家畜の頭数
- (7) 農場に導入した家畜の頭数
- (8) 死亡家畜の同居家畜の臨床所見

第 35 疫学調査に関する実施項目

口蹄疫の感染経路をあらゆる面から検証するため、原則として全ての発生事例を対象として、以下を参考に、関係者から聴取り調査等を実施し、疫学情報の収集を行う。

1 調査対象

- (1) 発生農場
- (2) 発生農場と疫学関連のある家畜の飼養農場及び畜産関係施設（家畜市場、と畜場、飼料・敷料工場、飼料・敷料販売先、農協等）

2 調査事項

- (1) 農場の周辺環境（森、畑、住居、道路からの距離、周辺の農場の有無、可能な範囲でねずみ、はえ等の昆虫等の生息状況等）
- (2) 気温、湿度、天候、風量・風向等
- (3) 家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両、機器搬入等の車両や精液及び受精卵等の運搬物資の動き
- (4) 所有者、農場従業員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師、家畜商、飼料販売業者、敷料販売者、資材販売者、薬品業者、畜産関係者（農協職員等）、郵便局員、宅配業者、家族、知人等の動き（海外渡航歴、野生動物等との接触の有無を含む。）
- (5) 放牧の有無（有の場合は、その期間及び場所）
- (6) 野生動物の分布、侵入及び接触機会の有無
- (7) 畜舎及び付帯施設の構造、野生動物の侵入対策等
- (8) 農作業用機械の共有の有無
- (9) 発生国等から導入した畜産資材等の使用の有無

第 36 疫学関連家畜飼養農場における移動制限解除のための検査

- 1 都道府県は、患畜又は疑似患畜との最終接触（推定）日から少なくとも 14 日間経過した後立入検査を行い、特定症状の有無等の異状について確認すること。

2 1の立入検査時に家畜について、次を確認すること。

- (1) 動物衛生研究部門で実施した血清抗体検査で陰性であること
- (2) 飼養家畜において第4の2の(3)の特定症状が確認されないこと
- (3) (1)及び(2)の検査対象とする家畜の頭数は少なくとも30頭(95%の信頼度で10%の感染を摘発できる頭数(30頭に満たない場合は全頭)。ただし、各畜舎から少なくとも無作為に5頭を採材)とするが、事前に動物衛生課と協議すること

第37 発生状況確認検査及び清浄性確認検査における採材頭数

発生状況確認検査及び清浄性確認検査における各種検査のための農場ごとの採材頭数は、95%の信頼度で10%の感染を摘発することができる数として、動物衛生課と協議の上、少なくとも30頭(各畜舎から無作為に少なくとも5頭)とし、畜舎が複数ある場合は、全ての畜舎から採材すること。

第38 都道府県が飼養衛生管理基準の遵守について文書の提示で勧告を行う場合の期間及び記載事項

都道府県は、所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守状況について文書の提示により勧告を行う場合には、次によること。

1 期間

1週間を原則とする。ただし、施設設備等が必要である場合等の理由により当該期間内に改善することが困難と認められる場合には、改善すべき事項の内容に応じた合理的な期間とする。

2 記載する内容

- (1) 法第34条の2第1項に基づく勧告をする旨
- (2) 改善すべき事項の内容
- (3) (2)の内容ごとの具体的な改善方法
- (4) 改善すべき期限
- (5) その他必要と認める事項

第39 都道府県が飼養衛生管理基準の遵守について文書の提示で命令を行う場合の期間及び記載事項

都道府県は、所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守状況について文書の提示により命令を行う場合には、次によること。

1 期間

1週間を原則とする。ただし、施設設備等が必要である場合等の理由により当該期間内に措置をとることが困難と認められる場合には、とるべき措置の内容に応じた合理的な期間とする。

2 記載する内容

- (1) 法第34条の2第2項に基づく命令をする旨
- (2) 勧告に従わなかった事実
- (3) とるべき措置の内容

- (4) 措置をとるべき期限
- (5) その他必要と認める事項

第 40 野生動物における感染確認検査等に関する事項

都道府県は、動物衛生課と協議の上、発生農場から半径 10km 以内の区域において、死亡した野生動物又は猟友会等の協力を得て捕獲された野生動物について、少なくとも 21 日間、口腔内のぬぐい液及び血清を採材する。

都道府県は、口蹄疫の診断のための検体の送付に当たっては、防疫指針第 17 に基づき対応する。

都道府県は、猟友会等の関係者に対して、当該区域において、死亡した野生動物を発見した場合又は野生動物を捕獲した場合には、担当部局に連絡すること及びこれらの野生動物からの検体の採材に協力することについて依頼する。

なお、感染の拡大状況等によっては、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、対象区域の拡大に加え、実施期間の「少なくとも 21 日間」については、当面継続とする。

第 41 ワクチンに関する事項

- 1 ワクチン及び注射関連資材の備蓄場所は、原則として、動物検疫所とし、農林水産省は、発生時に都道府県の施設等に移送する。
- 2 ワクチンの接種は、法第 31 条に基づき実施し、原則として、接種地域の外側から発生農場側に向けて、また、豚を優先して迅速かつ計画的に実施する。
- 3 ワクチンを接種するに当たっては、定められた用法及び用量に従うものとする。注射事故があった場合には、動物衛生課に連絡し、その指示に従うものとする。
- 4 未開梱のワクチンについては、動物衛生課及び動物検疫所と調整の上返還する。また、開梱又は使用期限切れのワクチンについては、焼却処分するなど適切に処理を行う。

第 42 ワクチン受領書及び使用報告書

都道府県は、ワクチンの譲与又は貸付けを受けた場合には、別記様式 8 による受領書を発行すること。また、ワクチン及び注射関連資材の使用が終了した場合には、使用した旨を別記様式 9 により、農林水産省消費・安全局長に報告する。

第 43 家畜の再導入に関する事項

豚等の再導入に関する検査等については、次のとおり対応する。

- 1 農場が再導入を予定している場合には、家畜防疫員は次に掲げる内容について、当該農場に立ち入り、確認する。ただし、これにより難しいときは、その他の都道府県職員又は都道府県が適当と認めた民間獣医師、市町村職員等も行うことができる。
 - (1) 農場内の消毒を、と殺終了後 1 週間間隔で 3 回（防疫措置の完了時の消毒を含む。）以上実施している。
 - (2) 農場内の飼料、家畜排せつ物等に含まれる口蹄疫ウイルスの不活化に必要な処理が完了している。

(3) 飼養衛生管理基準が遵守できる体制となっていること。

- 2 家畜防疫員等は、当該農場に対し、初回の再導入の際は、念のため、畜舎ごとの導入頭数を少数とし、その後段階的に導入するよう努めるとともに、前回の消毒から1週間以上経過している場合には、導入前に再度消毒を実施するよう、指導する。また、導入後は、飼養衛生管理基準の遵守状況について、定期的に確認し、必要に応じて指導する。
- 3 家畜の再導入に当たっては、都道府県は、万一の発生に備え、迅速に防疫措置を行える体制の確保に努める。

第44 疫学調査チームが実施する現地調査

原則として、全ての発生事例を対象として、患畜又は疑似患畜を確認後、可能な限り早期に、発生農場及びその周辺において、疫学調査に資する現地調査を実施する。

なお、調査チームのメンバーについては、可能な限り、疫学、ウイルス学の専門家を含め、発生農場が所在する都道府県の家畜防疫員、動物衛生課の職員を加えた構成とする。

第45 口蹄疫の診断のための動物衛生課との協議について

都道府県は、口蹄疫の診断のための検体の送付に当たっては、死亡した野生動物が発見された又は野生動物が捕獲された地域における、口蹄疫を疑う臨床症状が確認されている野生動物の状況等を踏まえ、動物衛生課とあらかじめ協議する。

第46 検体の採材及び送付の方法

留意事項10に準じる。

第47 野生動物対策に係る関係者への連絡

防疫指針第18により、野生動物において口蹄疫が陽性であると判定された場合、動物衛生課は環境省自然環境局野生生物課、当該地点から半径10km以内の区域を含む都道府県の家畜衛生担当部局に連絡する。連絡を受けた都道府県の家畜衛生担当部局は、当該都道府県の鳥獣対策担当部局（農林）、野生動物担当部局（環境）等の関係部局及び市町村、猟友会等の関係団体に連絡する。

第48 都道府県対策本部

留意事項15に準じる。

第49 報道機関への公表

留意事項16に準じる。

第50 報道機関への協力依頼について

留意事項17に準じる。

第 51 移動制限区域内における指導事項

家畜防疫員は、防疫指針第 21 の 1 の移動制限区域内において、次に掲げる事項について関係者への指導を行うこと。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視すること。

- 1 法第 52 条に基づく報告徴求において都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。
 - (1) 特定症状の有無
 - (2) 死亡家畜の頭数、死亡家畜がいる場合には、①死亡家畜の位置（畜舎名及び畜房の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること
 - (3) 死産した幼弱畜（出生した家畜）の頭数
 - (4) 分娩した幼弱畜（出生した家畜）の頭数
 - (5) 異常産した母畜の頭数
 - (6) 農場から出荷した家畜の頭数
 - (7) 農場に導入した家畜の頭数
 - (8) 死亡家畜の同居家畜の臨床所見
- 2 家畜の飼養場所への関係者以外の者の出入りを自粛するとともに、関係者であっても出入りの回数を最小限にすること。
- 3 全ての車両、人の入退場時の消毒を徹底すること。
- 4 飼料運搬時の運搬車の消毒、運搬経路の検討、飼料受渡し場所の制限等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、運搬経路を記録すること。
- 5 獣医師が家畜の診療を行う場合、携行する器具及び薬品は最小限のものとするとともに、消毒又は廃棄が容易な診療衣、診療器具等を着用又は使用し、農場入退場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。また、診療車両の農場敷地内への乗入れ自粛等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、診療経路を記録すること。
- 6 死亡獣畜取扱場、化製場及びと畜場における入退場車両の消毒を徹底すること。
- 7 野生動物と家畜の接触が想定される地域にあっては、接触防止のための畜舎出入口の囲障を設置するとともに、家畜の飼料等は、野生動物が接触しないように隔離及び保管すること。
- 8 鳥獣対策担当部局（農林）、野生動物担当部局（環境）等の関係部局に対し、野生動物の死体（狩猟によるものを含む。）について、検査に必要となる材料を採取の上、焼却、埋却等により適切に処理することとし、現場に放置しないよう、市町村、猟友会等の関係者へ協力を要請するよう依頼すること。

第 52 移動制限区域の設定後 21 日間経過した後の制限の対象外

留意事項 28 に準じる。

第 53 移動制限区域内の制限の対象となる業務

留意事項 29 に準じる。

第 54 家畜集合施設の消毒の実施期間

原則として、移動制限区域の解除を目安とする。

第 55 と畜場の再開のための要件

留意事項 31 に準じる。

第 56 家畜の集合を伴わない催物等に関する事項

留意事項 32 に準じる。

第 57 車両消毒等に関する事項

都道府県は、車両消毒等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

1 消毒ポイントによる消毒

(1) 消毒ポイントの設置場所

消毒ポイントの設置場所の検討に当たっては、警察署長及び道路管理者と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案すること。

(2) 消毒の実施に係る記録

消毒ポイントにおいて車両消毒を実施した場合は、移動先で消毒を実施した旨を確認できるよう証明書を発行し、これを当該車両とともに携行するよう指導するとともに、都道府県においても実施した車両を特定できるよう記録し、これを保管すること。

2 消毒ポイントにおける消毒の方法

消毒ポイントにおける消毒の方法については、設置場所の特性も踏まえ、道路上への消毒槽・消毒マットの設置又は駐車場等への引き込み方式（動力噴霧器による消毒）により行うこと。また、作業従事者は、車両を消毒ポイントに誘導する者と実際に消毒を実施する者を適切に配置すること。

(1) 畜産関係車両

車両の消毒については、比較的車体を腐食しにくい 4 %炭酸ソーダ、0.2%クエン酸等を用いることとし、極力車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒すること。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意するとともに、運転手の手指の消毒及び靴底の消毒を徹底すること。運転手の手指の消毒には、人体への影響を考慮し、0.2%クエン酸等を用いる。

(2) 一般車両

少なくとも、車両用踏込消毒槽や消毒マットを用いた消毒を実施すること。その際、常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換すること。

3 公共施設等における消毒

都道府県は、口蹄疫の発生の状況及び発生のリスクの程度を踏まえつつ、公共施設、各種イベント、ホテル、ゴルフ場等の多数の者が集合する施設等について、消毒設備を自主的に設置するよう、指導すること。

4 消毒ポイントの設置期間

原則として、移動制限区域の解除を目安とする。

5 正確な情報提供・指導

発生都道府県以外の都道府県は、適切な車両の消毒が行われているにもかかわらず、発生都道府県車両の出入りが制限されることがないように、正確な情報提供・指導を行うこと。

第 58 野生動物における検査等に関する事項

都道府県は、防疫指針第 24 の 1 の (1) の検査を行うに当たっては、死亡した野生動物又は捕獲された野生動物について、少なくとも 21 日間、原則として、口腔内のぬぐい液及び血清により浸潤状況調査を実施する。

都道府県は、猟友会等の関係者に対して、当該区域において、死亡した野生動物を発見した場合又は野生動物を捕獲した場合には、担当部局に連絡すること及びこれらの野生動物からの検体の採材に協力することについて依頼する。

なお、感染の拡大状況等によっては、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、対象区域の拡大に加え、実施期間の「少なくとも 21 日間」については、当面継続とする。

第 59 野生動物間及び野生動物から家畜への感染拡大の防止

都道府県は、国、専門家等の意見、当該区域の野生動物におけるウイルス浸潤状況、環境要因（野生動物の生息状況、周辺農場数、家畜の飼養密度、放牧地の有無、山、河川の有無等の地理的状况等）等を踏まえて、必要に応じて、野生動物の捕獲による生息密度の低減に加え、防護柵の設置、狩猟の自粛要請、調査捕獲の調整、農地周辺の収穫残渣等の誘引物の除去、その他効果的な方法による対策を検討する。

第 60 野生動物におけるウイルス拡散防止対策

ウイルスの拡散を防止するための野生動物の扱いについては、「CSF・ASF 対策としての野生いのししの捕獲等に関する防疫措置の手引き」（令和元年 12 月環境省・農林水産省公表）を準用する。

第 61 都道府県が飼養衛生管理基準の遵守について文書の提示で勧告を行う場合の期間及び記載事項

留意事項 38 に準じる。

第 62 都道府県が飼養衛生管理基準の遵守について文書の提示で命令を行う場合の期間及び記載事項

留意事項 39 に準じる。

(留意事項)

別記様式 1 ～ 別記様式 9 (別添参照)

家畜の評価額の算定方法

1 肥育牛（和牛、交雑種及び乳用種）

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 肥育経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

(2) 素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
- ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の牛（品種（黒毛和種等）、用途（肥育向等）等が同一の子牛）の平均取引価格（直近1年間のもの）を基礎として、必要に応じて、血統等を加味した額とする。
 なお、血統等を加味した具体的な加算額は、母牛の資質については登録団体が評価した登録点数、父牛の資質については各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定するものとし、品種別の取扱は以下のとおりとする。
 ア. 和牛：母牛と父牛の資質を加味する。
 イ. 交雑種：父牛の資質のみを加味する。
 ウ. 乳用種：資質は加味しない。
- ③ 1日当たりの生産費は、全算入生産費から素畜費を除いた額を平均肥育期間で除して算定する。
- ④ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

〔参考〕品種別の1日当たり生産費（平成21年度畜産物生産費調査）

● 去勢若齢肥育牛の1日当たり生産費（全国平均）

$$\left(\text{全算入生産費 } 965,996 \text{ 円} - \text{素畜費 } 523,902 \text{ 円} \right) \div \left(\text{肥育期間 } 20.2 \text{ か月} \times 30.4 \text{ 日} \right) = \boxed{720} \text{ 円}$$

● 交雑種肥育牛の1日当たり生産費（全国平均）

$$\left(\text{全算入生産費 } 583,148 \text{ 円} - \text{素畜費 } 195,223 \text{ 円} \right) \div \left(\text{肥育期間 } 19.2 \text{ か月} \times 30.4 \text{ 日} \right) = \boxed{665} \text{ 円}$$

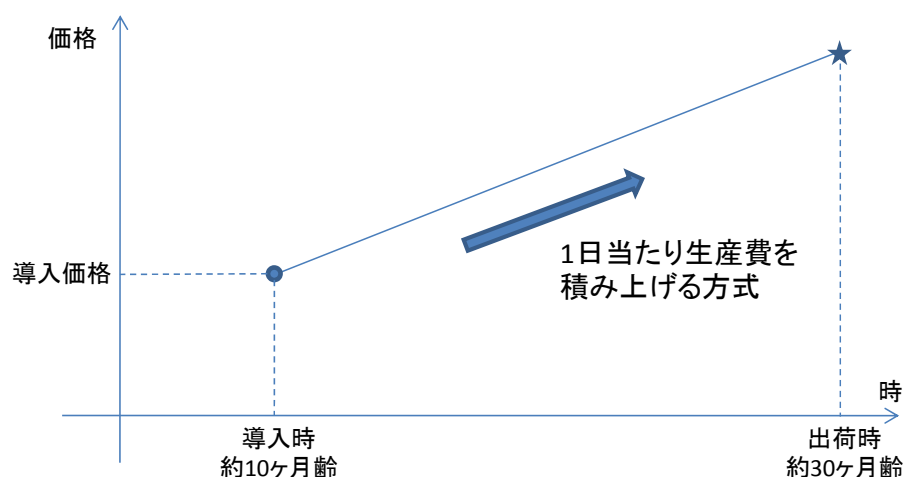
● 乳用雄肥育牛の1日当たり生産費（全国平均）

$$\left(\text{全算入生産費 } 338,437 \text{ 円} - \text{素畜費 } 104,769 \text{ 円} \right) \div \left(\text{肥育期間 } 14.6 \text{ か月} \times 30.4 \text{ 日} \right) = \boxed{527} \text{ 円}$$

【例】肥育牛（和牛）を出荷時（30か月齢）で評価

導入価格		1日当たりの生産費×飼養日数	
393,773 円（全国の和子牛平均取引価格）	+	720 円 × （約 20 か月 × 30.4 日）	= 831,533 円

肥育牛
(和牛の場合)



2 肥育豚

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 肥育経費 (1日当たりの生産費 × 飼養日数)

(2) 素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する。
- ② 素畜を自家生産している場合又は導入価格を確認することができない場合には、産み落とし価格を用いることとし、その算定方法については、直近年度の畜産物生産費における肥育豚生産費の100分の9を乗じて算定する。
- ③ 1日当たりの生産費は、全算入生産費から産み落とし価格を除いた額を肥育期間(平均販売月齢)で除した費用に100分の50を乗じた前期1日当たり生産費(生まれた日から70日齢まで)及び100分の130を乗じた後期1日当たり生産費(71日齢から出荷されるまで)を算定する。
- ④ 飼養日数は、素畜を導入する場合には導入した日から、繁殖・肥育一貫経営等の場合には素畜が生まれた日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

[参考] 1日当たり生産費(平成23年度畜産物生産費調査)

● 産み落とし価格(全国平均)

全算入生産費 31,903 円 × 豚肉生産コスト全体に対する子豚生産に要するコストの割合 9% =
2,871 円

● 肥育豚の1日当たり生産費(全国ベース)

(全算入生産費 31,903 円 - 産み落とし価格 2,871 円) ÷ (肥育期間 6.4 か月 × 30.4 日) = 149 円

- ・前期1日当たり生産費(0~2.3 か月齢) : 1日当たり生産費の50% = 75 円
- ・後期1日当たり生産費(2.3~6.4 か月齢) : 1日当たり生産費の130% = 194 円

【例】肥育豚を出荷時(6.4 か月齢)で評価

[100日齢の子豚を導入している場合]

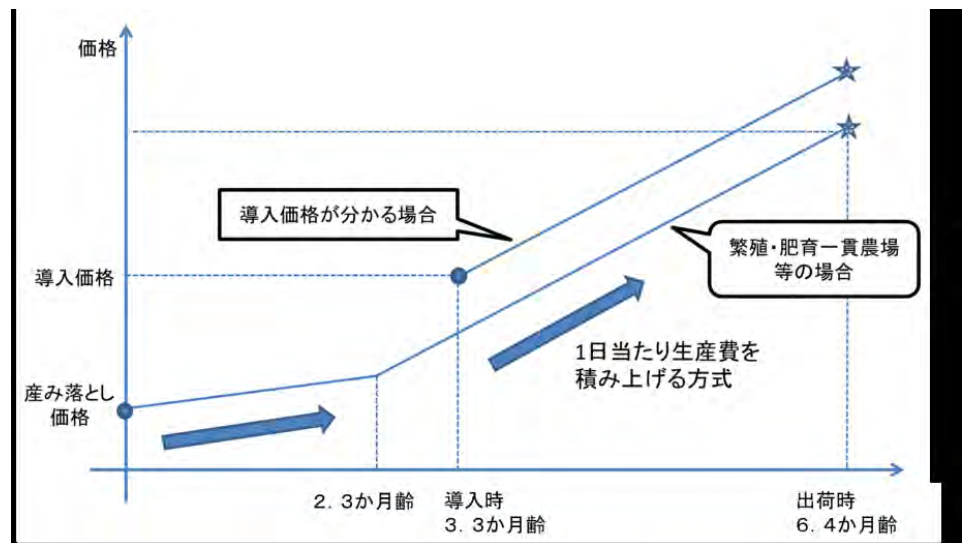
導入価格 1日当たりの生産費 × 飼養日数
15,220 円 + (194 円 × (6.4 か月 - 3.3 か月) × 30.4 日) = 33,503 円

※この試算例では農業物価統計を用いて導入価格を設定

[繁殖・肥育一貫経営等で導入価格がない場合]

$$\begin{array}{lcl} \text{産み落とし価格} & & 1 \text{ 日当たりの生産費} \times \text{飼養日数} \\ 2,871 \text{ 円} & + & ((75 \text{ 円} \times 2.3 \text{ か月}) + (194 \text{ 円} \times 4.1 \text{ か月})) \times 30.4 \text{ 日} = \boxed{32,295 \text{ 円}} \end{array}$$

肥育豚



3 肉用子牛

【和子牛】

(1) 評価額の基本的な算定方法

産み落とし価格 + 飼養日数に応じた増価額 (1 日当たりの増価額 × 飼養日数) + 親牛加算金

(2) 産み落とし価格及び飼養日数に応じた増価額の算定方法

- ① 産み落とし価格は、生産費調査等において直接的な指標となる価格がないことから、農作物価統計における乳子牛（交雑種：ヌレ子）の直近 1 年間の平均販売価格に、肉用牛補給金制度の黒毛和種の保証基準価格を交雑種の保証基準価格で除して得た割合を乗じて算定する。
- ② 1 日当たりの増価額は、次により算定する。
(近隣市場の市場平均価格又は黒毛和種の保証基準価格－産み落とし価格) ÷ 近隣市場の平均出荷日齢
- ③ 飼養日数は、素畜が生まれた日から疑似患者と決定されるまでの日数とする。
- ④ なお、必要に応じて、血統等を加味することとし、血統等を加味した具体的な加算額は、母牛の資質については登録団体が評価した登録点数、父牛の資質については各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定する。

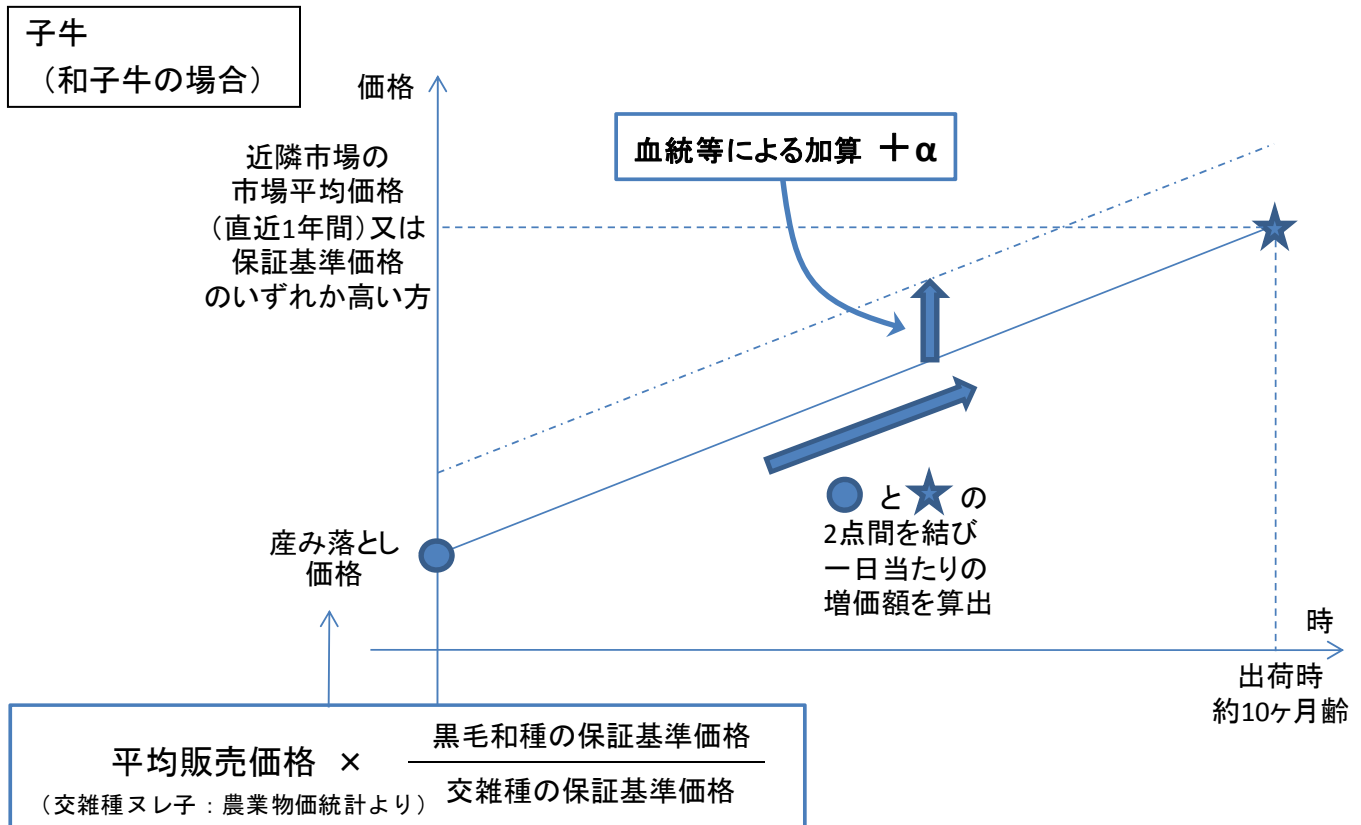
〔参考〕

- 産み落とし価格 (H21 年農作物価統計から算定)

$$\begin{array}{lcl} \text{乳子牛 (交雑種：ヌレ子)} & 95,730 \text{ 円} \times \frac{\text{黒毛和種の保証基準価格 } 310,000 \text{ 円}}{\text{交雑種の保証基準価格 } 181,000 \text{ 円}} & = \boxed{163,957 \text{ 円}} \\ \downarrow & & \\ \text{H21 年平均販売価格} & & \end{array}$$

- 和子牛の 1 日当たりの増価額 (H21 年農作物価統計から算定)

$$\begin{array}{lcl} (\text{和子牛 (去勢) の平均販売価格 } 387,400 \text{ 円} - \text{産み落とし価格 } 163,957 \text{ 円}) \div (\text{育成期間 } 10 \text{ か月} \times 30.4 \text{ 日}) & = & \boxed{735 \text{ 円}} \end{array}$$



【乳子牛（雄・交雑種）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

産み落とし価格＋育成日数に応じた増価額（1日当たりの増価額×育成日数）＋親牛加算金

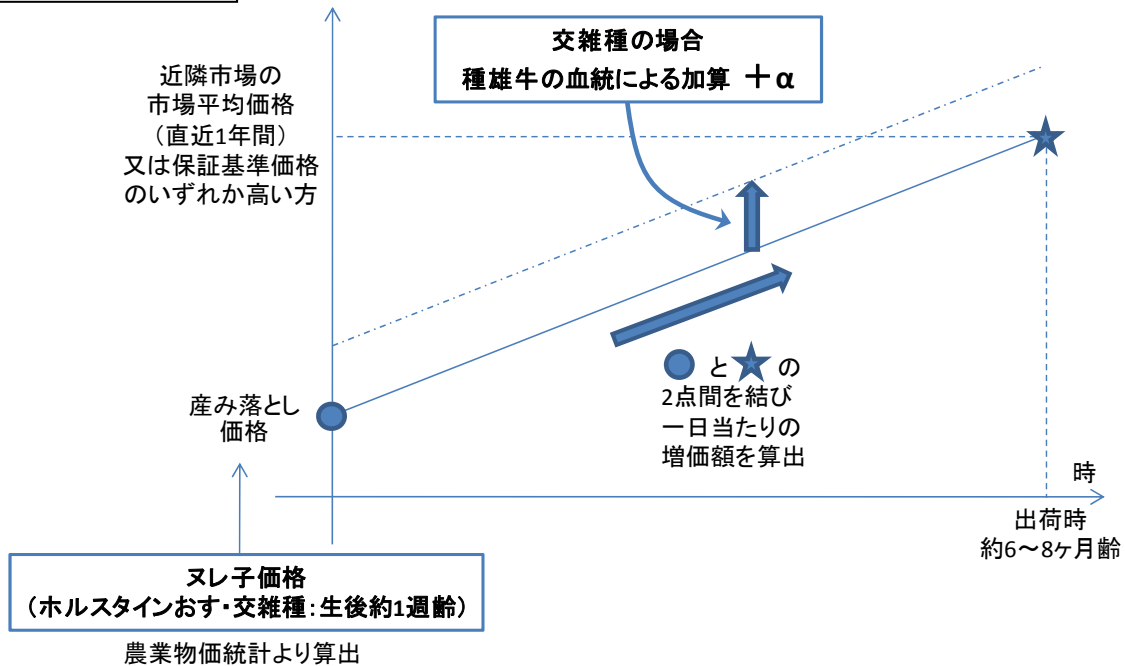
(2) 産み落とし価格及び飼養日数に応じた増価額の算定方法

- ① 産み落とし価格は、農業物価統計における乳子牛（ホルスタイン種雄牛：生後7～10日程度）及び乳子牛（交雑種：生後7～10日程度）の直近1年間の平均販売価格とする。
- ② 1日当たりの増価額は、産み落とし価格と出荷時の近隣市場における平均取引価格から算定する。
- ③ 飼養日数は、素畜が生まれた日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
- ④ なお、交雑種については、必要に応じて、父牛の血統を加味することとし、具体的な加算額は、父牛の資質について、各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定する。

〔参考〕

- 産み落とし価格（H21年農業物価統計から算定）
乳子牛（ホルスタイン種雄牛：約8.5日齢）平均販売価格 = 26,310 円
- 乳子牛（雄）の1日当たりの増価額（H21年農業物価統計から算定）
（肥育用乳用雄（ホルスタイン種：約6.5か月齢）の平均販売価格 101,300 円－産み落とし価格 26,310 円）÷（育成期間 6.5 か月 × 30.4 日） = 380 円
- 産み落とし価格（H21年農業物価統計から算定）
乳子牛（交雑種：約8.5日齢）平均販売価格 = 73,440 円
- 乳子牛（交雑種）の1日当たりの増価額（H21年農業物価統計から算定）
（肥育用乳用（交雑種：約8か月齢）の平均販売価格 161,300 円－産み落とし価格 73,440 円）÷（育成期間 8 か月 × 30.4 日） = 361 円

乳子牛
(雄・交雑種の場合)



4 肉用繁殖雌牛・繁殖雌豚

【肉用繁殖雌牛（未経産）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）+ 受胎加算金

(2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
- ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の牛（品種（黒毛和種等）、用途（繁殖向等）等が同一の子牛）の平均取引価格（直近1年間のもの）を基礎として、必要に応じて、血統等を加味した額とする。なお、血統等を加味した具体的な加算額は、母牛の資質については登録団体が評価した登録点数、父牛の資質については各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定する。
- ③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における去勢若齢肥育牛の1日当たりの生産費を利用する。
- ④ 育成日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
- ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

【肉用繁殖雌牛（経産）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

初産時基準価格×評価指数／100 + 受胎加算金

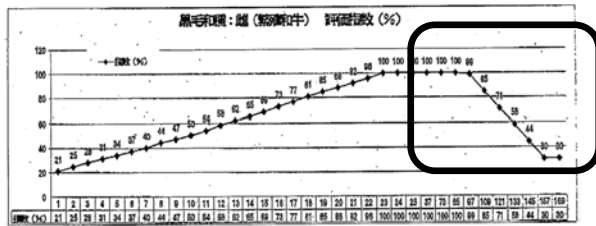
(2) 初産時基準価格及び評価指数の算定方法

① 初産時基準価格は、次により算定する。

素畜の導入価格 + 平均初産月齢までの育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

② 評価指数は、初産時の評価を100とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各

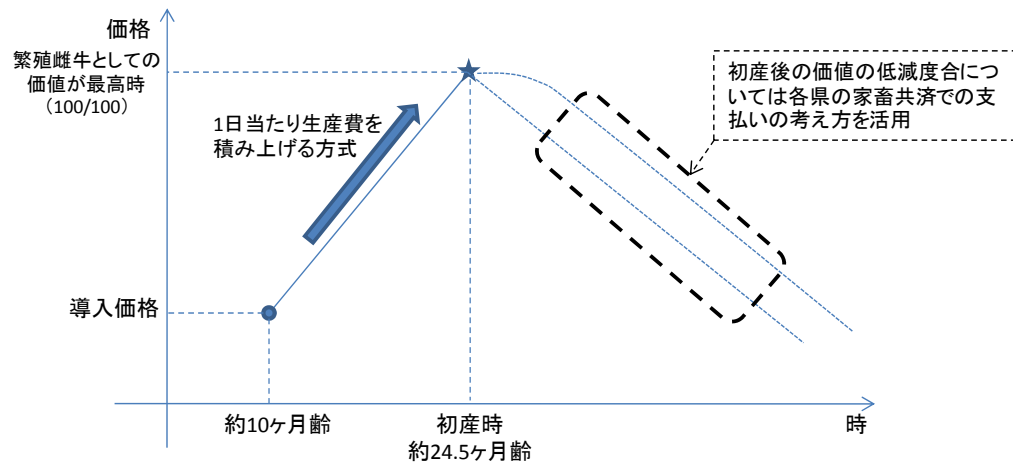
都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。



【参考】宮崎県が口蹄疫発生時に利用した評価指数（和牛繁殖雌牛）：各都道府県が同様のものを独自に保有している。

- ③ 未経産の受胎育成牛を導入した場合には、初産時基準価格は、導入価格に初産までの生産費（1日当たりの生産費×出産までの日数）を加算したものとする。
- ④ 1日当たりの生産費は、生産費調査における去勢若齢肥育牛の1日当たりの生産費を利用する。
- ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

繁殖雌牛 （和牛の場合）



【例】肉用繁殖雌牛を初産時（約24.5か月齢）で評価

導入価格	1日当たりの生産費×飼養日数	妊娠加算分
$\{ 382,600 \text{ 円 (繁殖用和牛雌子平均購入価格)} + (720 \text{ 円} \times (24.5 \text{ か月} - 9.5 \text{ か月}) \times 30.4 \text{ 日}) \} \times 1.2$		
$= \boxed{853,104 \text{ 円}}$		

【繁殖雌豚（未経産）】

（1）評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）+ 受胎加算金

（2）素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
- ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の豚（品種、用途（繁殖向等）等が同一の豚）の平均取引価格（直近1年間のもの）とする。
- ③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における肥育豚の1日当たりの生産費を利用する。
- ④ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
- ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母豚価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

【繁殖雌豚（経産）】

（1）評価額の基本的な算定方法

初産時基準価格×評価指数／100 + 受胎加算金

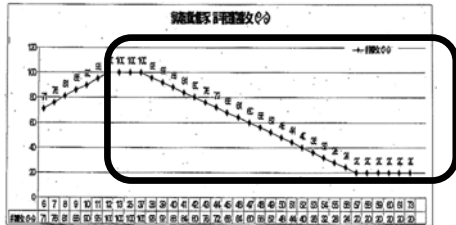
(2) 初産時基準価格及び評価指数の算定方法

① 初産時基準価格は、次により算定する。

素畜の導入価格 + 平均初産月齢までの育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

なお、素畜の導入価格及び育成経費は繁殖雌豚（未経産）と同様の算定方法とする。

② 評価指数は、初産時の評価を100とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。



【参考】宮崎県が口蹄疫発生時に利用した評価指数（繁殖雌豚）：各都道府県が同様のものを独自に保有している。

③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における肥育豚の1日当たりの生産費を利用する。

④ 受胎している場合には、受胎分として母豚価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

【例】繁殖雌豚を初産時（約12か月齢）で評価

$$\begin{array}{l} \text{導入価格} \qquad \qquad \qquad (1\text{日当たりの生産費} \times \text{飼養日数}) \qquad \text{妊娠加算分} \\ \{ 55,280 \text{ 円 (繁殖用雌豚 (雑種) 平均購入価格)} + 194 \text{ 円} \times (12 \text{ か月} - 3.3 \text{ か月}) \times 30.4 \text{ 日} \} \times 1.2 \\ = \boxed{127,779 \text{ 円}} \end{array}$$

5. 乳用牛

【乳用繁殖雌牛（搾乳牛：未経産）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）+ 受胎加算金

(2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。

② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の牛（品種（乳用種等）、用途（搾乳繁殖向等）等が同一の子牛）の平均取引価格（直近1年間のもの）とする。

③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における乳用雄肥育牛のものを利用する。

④ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

⑤ 受胎している場合には、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

【乳用繁殖雌牛（搾乳牛：経産）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

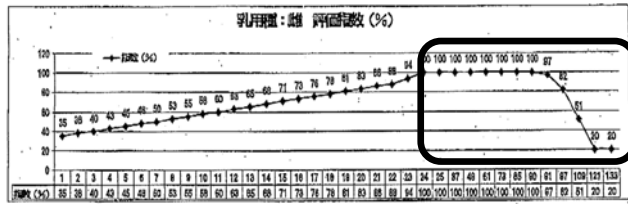
初産時基準価格×評価指数／100 + 受胎加算金 + 産乳能力加算金

(2) 初産時基準価格及び評価指数の算定方法

① 初産時基準価格は、次により算定する。

素畜の導入価格 + 平均初産月齢までの育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

- ② 評価指数は、初産時の評価を100とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。



【参考】宮崎県が口蹄疫発生時に利用した評価指数（乳用種）：各都道府県が同様のものを独自に保有している。

- ③ 未経産の受胎育成牛を導入した場合には、初産時基準価格は、導入価格に初産までの生産費（1日当たりの生産費×出産までの日数）を加算したものとする。
- ④ 1日当たりの生産費は、生産費調査における乳用雄肥育牛の1日当たりの生産費を利用する。
- ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。
- ⑥ 産乳能力が地域の平均を超える場合には、これを加算することができるものとする。具体的な加算額は、当該牛の年間平均産乳量（直近の305日成績等）を当該地域の年間平均産乳量と比較し、次により算定する。

（当該牛の年間平均産乳量－当該地域の年間平均産乳量）× 契約乳価 × 収益率

※ なお、個体ごとの年間平均産乳量は、基本的には牛群検定等の個体データを活用し、個体ごとのデータを保有していない場合にあっては、農場全体の産乳量と搾乳頭数等から1頭あたりの年間平均産乳量を推定することにより算定する。

【例】乳用繁殖雌牛を初産時（約26か月齢）で評価

導入価格	1日当たりの生産費×飼養日数	妊娠加算分
{141,000円（ホルスタイン雌牛6か月齢平均購入価格）＋（546円×（26か月－6か月）×30.4日）}		× 1.2
＝ 562,320円		

【乳子牛（雌）】

（1）評価額の基本的な算定方法

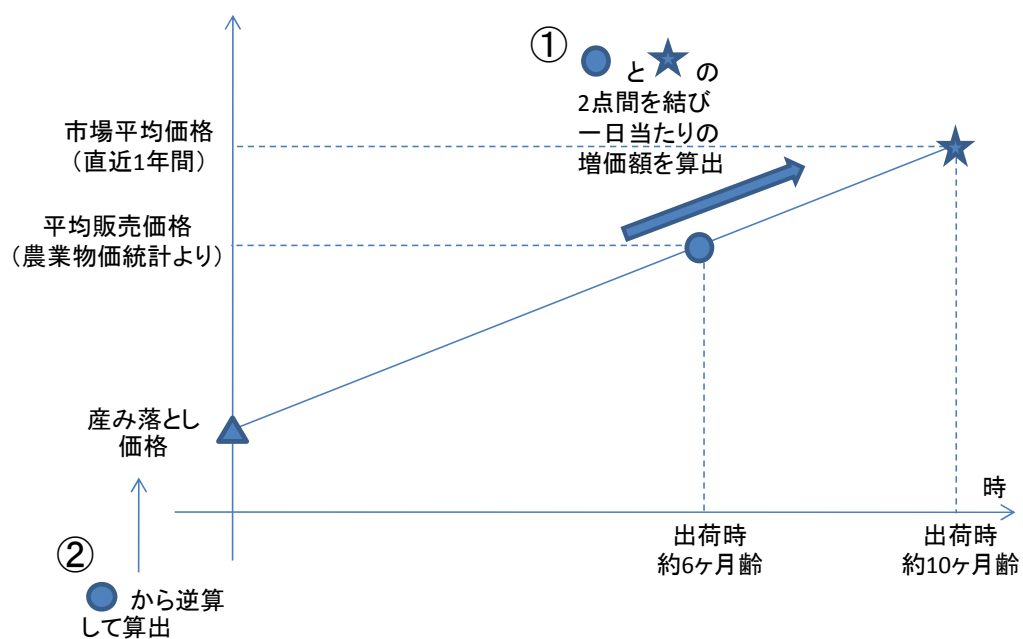
産み落とし価格＋飼養日数に応じた増価額（1日当たりの増価額×育成日数）

（2）産み落とし価格及び育成日数に応じた増価額の算定方法

- ① 1日当たりの増価額は、農業物価統計におけるホルスタイン純粋種雌の平均販売価格（6か月齢）と近隣市場における平均取引価格（直近1年間：約10か月齢）から算定する。
- ② 産み落とし価格は、生産費調査等において直接的な指標となる価格がないことから、直近年の農業物価統計のホルスタイン純粋種雌（6か月齢）の平均販売価格（直近1年間のもの）及び近隣市場等のホルスタイン純粋種雌（約10か月齢）を用い逆算する。
- ③ なお、②で算定した価格が農業物価統計を用いて次により算定した価格を下回る場合、当該価格を産み落とし価格とし、当該価格と市場平均価格から1日当たりの増価額を算定する。

ホルスタイン種雄の平均販売価格× （生後7～10日）	$\frac{\text{ホルスタイン純粋種雌（生後6か月程度）の平均販売価格}}{\text{肥育用乳用雄（ホルスタイン種：生後6～7か月程度）の平均販売価格}}$
-------------------------------	---

乳用めす子牛



※ 文章中の生産費及び生産費に係る統計指標については、原則として各都道府県が独自に算定する直近年
 度のものとし、各都道府県において算定できない場合等においては、農林水産省が公表する全国平均の数
 値を活用することとする。

(別記様式1)

異常家畜の届出を受けた際の報告

〇〇県〇〇家畜保健衛生所

1. 届出受理年月日時間： 年 月 日 時 分

2. 届出者

氏 名： (職 業：)

住 所： (電話番号：)

3. 異常家畜の所在

住 所： (電話番号：)

所有者氏名：

4. 当該施設の情報

畜種・用途別の飼養頭数：

飼養形態、畜舎数：

5. 届出事項

異常の確認日時、確認者：

異常家畜の頭数（異状発見時の頭数及び届出時の頭数）、日・月齢：

症状の概要：

異常家畜の同居の状況（同畜舎内・同畜房内飼養頭数、同居開始時期等）：

病歴・診療履歴：

6. 既に講じた措置：

7. その他関連事項（疫学情報、個体識別番号等）：

8. 届出者への指示事項：

9. 届出受理者氏名：

10. 処置

(1) 通報（時間）

所長： 都道府県畜産主務課：

(2) 現地調査

氏名： 出発時間：

異常家畜の症状等に関する報告

都 道 府 県 :
家畜保健衛生所 :
担 当 :

1. 現地調査 日時 : 年 月 日 時 分
2. 家畜所有者 住所 :
畜舎の所在地 (家畜所有者の住所と異なる場合) :
氏名 :
3. 農場従業員数及び農場管理責任者名 :
4. 当該施設の情報
畜種・用途別の飼養頭数 :
飼養形態、畜舎数 :
5. 異状の詳細
異状の確認日時 :
異常家畜の頭数、日・月齢 :

症状の概要 (病変の部位、経過等詳細に記載) :

同居の状況 (同畜舎内・同畜房内飼養頭数、同居開始時期等) :

病歴・診療履歴 (経時的に詳細に記載) :
6. 家畜防疫員の見解 :
7. 家畜の所有者への指示事項 :
8. 病性鑑定材料 (部位、検体数及び保管方法) :
※防疫指針第4の3の(1)から(3)までに該当する場合に記載

(別記様式3)

病 性 鑑 定 依 頼 書

令和 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究部門長 殿

依頼機関代表者・氏名

下記のとおり病性鑑定を依頼いたします。

記

1. 動物種（品種、性別、個体識別番号等を含む。）
2. 鑑定材料（種類及び数量を含む。）
3. 鑑定目的
口蹄疫の診断
4. 発生状況
別添のとおり（別記様式2を添付）
※直接記入でも構いません
5. 連絡先
6. その他特記事項

異常家畜飼養農場に関する疫学情報の報告

都 道 府 県 :

家畜保健衛生所 :

担 当 :

1. 現地調査 日時 : 年 月 日 時 分
2. 家畜所有者 住所 :
 畜舎の所在地 (家畜所有者の住所と異なる場合) :
 氏名 :
3. 病性鑑定材料 (部位、検体数及び保管方法) :
 ※ 防疫指針第4の3の(4)までに該当する場合に記載
4. 当面の措置状況 (検体送付後の措置等) :
5. 過去21日間に当該農場に出入りした家畜の履歴 :
6. 過去21日間に出入りした人・車両の履歴及びそれらの巡回範囲
 (1) 人 (農場作業員、獣医師、人工授精師、削蹄師等複数の家畜の農場の衛生管理区域内で作業を行う者) :
 (2) 車両 (家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域に立ち入る車両) :
7. 排せつ物及び家畜の死体の搬出履歴及び搬出先 (6で記載した事項を除く。) :
8. 精液及び受精卵等の出荷先 :
9. 給与飼料の情報 (粗飼料の産地等) :
10. その他参考となる事項 (周辺農場の戸数 (10 km、20 km)、周辺農場の家畜の様子、系列農場の有無及びその内容等) :

プレスリリース

令和 年 月 日
農 林 水 産 省
[○ ○ 県]

口蹄疫の（疑似）患畜の確認について

- ・本日、家畜伝染病である「口蹄疫」の（疑似）患畜が〇〇県〔県内〕で確認されました。
- ・当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養牛（豚、めん羊、山羊等）の移動を自粛しています。なお、口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類動物の病気であり、人に感染することはありません。
- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、現に慎むようお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：〇〇県〇〇市〇〇

飼養状況：〇〇牛（豚、めん羊、山羊等） 飼養頭数 〇〇頭

2. 経緯

- （1）〇〇月〇〇日、〇〇から〇〇である旨、〇〇家畜保健衛生所に通報がありました。
- （2）同日、〇〇家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を行うとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門に検体を送付しました。
- （3）同研究所による〇〇検査及び〇〇検査で陽性となったことから、口蹄疫の（疑似）患畜と判定しました。

3. 今後の対応

農林水産省は、本日の口蹄疫対策本部で決定したとおり、以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始します。

- （1）「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づき、当該農場の飼養家畜のと殺及び埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- （2）移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- （3）感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
- （4）県との的確な連携を図るため、政務三役が県と密接に連絡をとる。（現地派遣又

は電話連絡)。

- (5) 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣。
- (6) 殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣。
- (7) 感染経路の究明のため、「疫学調査チーム」を派遣。
- (8) 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
- (9) 関係府省と十分に連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4 その他

- (1) 口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の病気であり、人に感染することはありません。また、感染牛の乳・肉が市場に出回ることはありませんが、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

お問合せ先

所属：〇〇

担当：〇〇

TEL：〇〇

FAX：〇〇

と 殺 指 示 書

番 号
年 月 日

〇〇 殿

〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員〇〇

あなたが所有する（管理する）次の家畜は、口蹄疫の患畜（疑似患畜）と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

家畜の所在する場所

家畜の種類、頭数及び耳標番号

記

1. と殺を行う場所

2. と 殺 の 方 法

3. そ の 他

(備 考)

1. この指示については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による審査請求をすることはできません。
2. この指示に違反した場合には、3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられます。
3. この指示によりと殺された家畜については、家畜伝染病予防法第 58 条第 1 項及び第 2 項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。

ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部又は一部を返還させることがあります。

移動制限除外証明書

番 号
年 月 日

〇〇 殿

〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員〇〇

あなたが所有する（管理する）次の家畜については、次の口蹄疫の発生に伴う、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項に規定された禁止又は制限の対象外であることを証明する。

発生に係る情報：令和〇年〇月〇日に〇〇県〇〇市で発生が確認された口蹄疫

記

1. 禁止又は制限の対象外となる家畜等：生乳、精液及び受精卵等／死体／排せつ物／
敷料、飼料及び病原体により汚染した恐れのある物品
その他（ ）
2. 家畜が所在する場所の名称及び住所（移動元）：
3. 家畜が移動する場所の名称及び住所（移動先）：

(留意事項)

対象豚等を移動させる際には、以下のことを遵守すること。

- ① この証明書を必ず携行し、消毒ポイント等において提示する。
- ② 運搬には密閉車両を用いる。
- ③ 可能な限り、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係者が利用しないようなルートを設定する。
- ④ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ⑤ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- ⑥ 運搬後は車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ 移動経過を記録する。

(別記様式8)

受 領 書

年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号の口蹄疫予防液使用及び譲与指令書に基づき、下記の物品を正に受領いたしました。

記

品 名 口蹄疫予防液

数 量 型 (ロット番号) 本 (ドーズ)

(別記様式9)

口 蹄 疫 予 防 液 使 用 報 告 書

年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿

都道府県知事 氏 名

年 月 日に譲与（貸付け）を受けた口蹄疫予防液の使用について、
下記のとおり報告いたします。

記

1. 受領数量 型（ロット番号）
本（ ドーズ）

2. 使用数量 型（ロット番号）
本（ ドーズ）

3. 残 数 量 型（ロット番号）
本（ ドーズ）

（ うち処分数量 型（ロット番号）
処分理由： 本（ ドーズ） ）

4. 返還数量 型（ロット番号）
本（ ドーズ）

5. 注射実施状況

実施市町村名	実施時期	注 射 頭 数		備考（注射反応、個 体識別反応等）
		家畜の種類	頭数	
	月 日 ～ 月 日	乳用牛 肉用牛 豚 その他 計		
累 計	月 日 ～ 月 日	乳用牛 肉用牛 豚 その他 計		

※ 家畜保健衛生所において、住所、農場、使用者、接種家畜リスト（個体別
番号等）等について記載した個票を備えておくこと。
※ 口蹄疫予防液を処分する際には、その型、本数が分かる写真を撮り、本報
告書に添付すること。

**豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当た
るの留意事項について**

全部改正 令和2年7月1日 2消安第1567号
一部改正 令和3年3月31日 2消安第6488号

第1 都道府県による指導及び助言、勧告、命令等

- 1 家畜防疫員は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の4に基づく定期の報告、法第51条に基づく立入検査等の結果、家畜の所有者（当該家畜を管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）の不遵守を確認した場合には、遅滞なく、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理を行うことを文書にて指導する。
また、5に定める期間経過後、速やかに、必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認する。
- 2 家畜防疫員は、法第12条の5に基づき、飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理を行うよう指導及び助言を行う。指導及び助言に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書にて指導及び助言する。また、5に定める期間経過後、必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認する。
- 3 2により法第12条の5に基づく指導及び助言をした場合において、5に定める期間内に家畜の所有者がなお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、法第12条の6第1項に基づき、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告する。
勧告に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書にて勧告する。
また、5に定める期間経過後、速やかに、必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認する。
- 4 3の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、法第12条の6第2項に基づき、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令する。
また、当該期間経過後、速やかに、命令に係る措置がとられていることを確認すること。
- 5 1から4の場合の確認を行うまでの期間は、必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されるために必要と客観的に認められる期間とする。
3及び4の場合の確認を行うまでの期間は、原則として2週間とし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、2週間以内に改善することが困難と認められる場合には、不遵守の内容に応じた合理的な期間を定めることとする。
- 6 上記の場合の改善状況の確認は、法第51条に基づく立入検査等その他都道府県知事が適切と認める方法による。また、3及び4の場合の改善状況の確認は、法第51条に

基づく立入検査等による。

第2 畜産業に関連する事業を行う者

畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）には以下の者を含む。

1 家畜に関する事業者

家畜市場等の家畜を集合させる催物の開催者、と畜場、化製処理施設等の所有者、獣医師、家畜人工授精師、家畜商、農協等

2 生産資材の製造・販売業者

飼料の製造・販売業者、敷料の製造・販売業者、動物用医薬品の販売業者等

3 1及び2に係る輸送・保管事業者

家畜運搬業者、飼料運搬業者、死亡獣畜回収業者、排せつ物・堆肥運搬業者等

第3 畜産物を含む食品残さの適切な処理

肉及び肉製品を含み、又は含む可能性がある食品残さを給与する場合は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）に基づき適正に処理をし、飼養衛生管理基準に基づき取り扱う。

第4 野生動物対策に係る連携・協力体制の整備

特に発生時には、野生いのししを介したウイルスの拡散防止対策及び野生いのししにおけるウイルスの浸潤状況の確認を的確に実施する必要があることから、平時から、野生いのししにおける家畜の伝染性疾患の病原体の感染状況の調査等の取組を通じ、都道府県の家畜衛生担当部局並びに鳥獣対策担当部局（農林）及び野生動物担当部局（環境）等の関係部局を含む行政機関、関係団体との間の連携・協力体制の整備に努める。

第5 抗体保有状況調査

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく種畜検査が実施される豚以外の豚等（豚及びいのししをいう。以下同じ。）について実施する抗体保有状況調査は、以下を参考に年間の調査頭数を計画し、定期的に調査を実施する。

1 調査対象となる豚等は、ワクチン非接種農場で飼養されている全ての豚等とし、調査農場及び調査対象となる豚等は、無作為に抽出する。

2 95%の信頼度で5%の感染を摘発できる数については、次に掲げる表により年間の抽出戸数を決定する。

都道府県内農場戸数	抽出戸数
1～18 戸	全戸
19～25 戸	19 戸
26～34 戸	26 戸
35～49 戸	35 戸
50～100 戸	45 戸
101 戸以上	55 戸

- 3 採材を行う豚等の頭数の決定に当たっては、各家畜保健衛生所が管轄する区域内の農場等豚等を飼養している施設の戸数に応じて家畜保健衛生所ごとに抽出戸数を定め、1施設当たり少なくとも30頭（各豚舎から少なくとも5頭）を無作為に抽出する。ただし、30頭以下の飼養規模の施設の場合には、全頭を採材の対象とする。
- 4 採血する際は、後日、採血した個体が識別できるように、当該豚等をスプレーでマークする等の措置を講じる。

第6 種豚の抗体保有状況調査

種豚の抗体保有状況調査において、種畜検査が実施される豚については、当該種畜検査で実施された抗体検査の結果に代えても差し支えない。

第7 病性鑑定材料を用いた調査における豚熱の検査方法

豚等の病性鑑定材料を用いた調査における検査方法は以下のとおりとし、実施に当たっては、別紙1「豚熱の診断マニュアル」を参考とする。

- 1 抗原検査
PCR検査、蛍光抗体法及びウイルス分離
- 2 血清抗体検査
エライザ法又は中和試験

第8 死亡した野生いのしし又は捕獲された野生いのししの確認事項

都道府県は、関係機関、猟友会等からの連絡により死亡した野生いのしし又は捕獲された野生いのししを検査する場合は、確保された正確な場所（緯度・経度を含む。）、性別、大きさ、推定年齢、確保時の野生いのししの状況等の情報について聴取りを行うこと。

第9 現地で採材する場合に携行する用具

野生いのししの検査のため、現地で採材を行う場合の用具等については、「CSF・ASF対策としての野生いのししの捕獲等に関する防疫措置の手引き」（令和元年12月環境省・農林水産省公表。以下「手引き」という。）を参照する。

第10 野生いのししの豚熱の検査に用いる検体及び方法

原則として、捕獲された野生いのししの場合は血清、死亡した野生いのししの場合は血清（血液を採取できた場合に限る。）、扁桃、脾臓又は腎臓を用いてPCR検査又はリアルタイムPCR検査を実施すること。また、血液が採取できた場合は、可能な限り、血清を用いてエライザ検査を実施すること。なお、実施に当たっては、実験室内における交差汚染防止対策を徹底の上、別紙1「豚熱の診断マニュアル」に準じて実施する。

リアルタイムPCR検査はPCR検査に比べ、感度が十分ではないことが確認されているため、当面、豚等の検査には用いず、野生いのししの調査に限って使用すること。なお、リアルタイムPCR検査の産物では、制限酵素処理による判定ができないことから、野生いのししにおける初発事例においては、PCR検査及び国立研究開発法人農

業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）で実施する遺伝子解析により確定診断を行うこと。また、リアルタイムPCR検査が陰性の場合でも、死亡状況や解剖所見で豚熱が強く疑われる場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）と協議の上、PCR検査を実施すること。

第11 野生いのししを検査する場合の関係者への指導に関する事項

都道府県は、野生いのししを確保した者等が直接家畜保健衛生所に搬入する場合等にあつては、野生いのししに病原体が含まれている可能性があることを踏まえ、関係者に対し、車両から汚染物が漏出しない措置や確保した場所の消毒を徹底すること等について、手引きに従って指導する。

第12 知事認定獣医師の要件

都道府県知事は、以下の要件を満たすと判断した獣医師（獣医師の属する団体を含む。以下「知事認定獣医師」という。）に対して認定を行う。認定後は別記様式1により認定証を発行する。

1 適時性

定期的に農場を巡回する等、家畜防疫員と同等以上に適時にワクチン接種を行うことができることと認められること。

2 適切性

（1）都道府県が行う講習会への参加等を通じて、ワクチン接種に必要な知識を習得していると認められること。

（2）家畜保健衛生所と緊密に連携がとれること。

第13 ワクチン接種推奨地域の設定

農林水産省は、防疫指針第3-2の2の（1）のワクチン接種推奨地域を設定した場合は、関係する都道府県宛て別途通知する。また、防疫指針第3-2の3の（2）によりワクチン接種推奨地域の見直しを行った際も、同様とする。

第14 都道府県におけるワクチン接種プログラムの作成

都道府県は、ワクチン接種プログラムを作成する場合は、次の内容を踏まえて別記様式2-1及び2-2により作成する。また、当該プログラムは少なくとも半年ごとに更新する。

1 接種区域（接種命令を実施する区域及び知事認定獣医師によるワクチン接種を行わせる区域をいう。以下同じ。）の範囲及び当該接種区域の設定の考え方

接種区域は、防疫指針第3-2のワクチン接種プログラムの対象区域となるが、当該対象区域については、接種区域と非接種区域が混在しないよう面的に接種するよう設定し、野生いのししの感染が認められる都道府県内の一部を接種区域として設定する場合、豚等の飼養密度が高い地域を分断する区域の設定を行うことは避け、対象区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示する

ために適当なものに基づき設定する。

2 接種開始時期及び初回接種の終了予定時期

初回接種終了予定時期は、都道府県内の接種区域内の全ての農場で1回目の接種が終了する予定時期とする。

3 接種対象頭数及び接種に必要なワクチンの数量の見込み

ワクチン接種プログラムの開始年にあっては、プログラム開始時から年度末まで、それ以降の年は年度当初から年度末までの接種見込み頭数及び必要となるワクチンの数量を1か月ごとに見積もることとする。

4 接種区域内における農場のワクチン接種の進め方（家畜防疫員の確保、知事認定獣医師の活用を含む。）

農場ごとの接種予定が明らかになるよう計画し、新たに出生した豚等へのワクチン接種は、ワクチンの用法・用量及びその参考事項に従い計画的に実施するものとする。従事する家畜防疫員の人数については、都道府県内及び他都道府県への依頼ごとに区分し、明示するものとする。知事認定獣医師の人数については、個人数又は組織数（所属獣医師数）を明示する。

また、知事認定獣医師の氏名又は名称、接種対象農場、接種対象頭数及び接種に必要なワクチン数量を確認する。

5 接種後の標識の方法

接種豚等については、農場内では台帳で把握することで差し支えないが、農場から移動する際には、法第7条及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）第13条に基づき（知事認定獣医師にあっては、同条の規定の例により）、英字の「V」を接種豚等の背中に記すこととされており、これを確実に実施する。なお、接種区域以外の農場等で当該標識を付した豚等を確認した場合には、当該豚等を確認した者は、直ちに、家畜保健衛生所に連絡し、連絡を受けた家畜保健衛生所は、当該豚等の導入の経緯等を確認するとともに、防疫指針第3-1の2の抗体保有状況調査により陽性が確認された場合として、当該豚等を監視対象として対応する。

6 接種農場の出荷先となると畜場

接種区域を定めるに当たっては、都道府県はあらかじめ、当該接種区域内における飼養頭数、飼養農場の豚等の移動先（出荷農場、出荷先のと畜場）の把握を行うこととする。その際、接種区域内の豚等の移動先に、接種区域外のと畜場が含まれる場合には、出荷元となる都道府県は、と畜場の所在する都道府県に交差汚染防止対策が講じられていることを確認する。

7 ワクチン接種に係る正確な情報提供に関する事項

予防的ワクチン接種を行う都道府県は、都道府県の状況に応じたワクチン接種に係る正確な情報提供を行うこととし、生産者団体等へのワクチン接種に関する説明会の実施、都道府県のウェブサイトの活用、パンフレットの作成・配付、都道府県の広報誌の活用等について明示する。また、生産者や獣医師に対し、説明会等を開催し、ワクチンの正しい使用法やワクチンの性能等について説明し、接種後に必要となる措置について明示する。また、知事認定獣医師がワクチン接種に必要な知識（技術的及び

事務的な事項を含む。)を習得するための講習会の開催等について明示する。

8 接種区域における遵守事項等の実施を担保する体制

家畜防疫員等（家畜防疫員及び知事認定獣医師をいう。以下同じ。）がワクチン接種の際に確認する遵守事項、豚等の移動等に際して確認する遵守事項の内容等について明示する。知事認定獣医師は、自らが行うワクチン接種の実施状況については、毎月家畜保健衛生所に報告すること、知事認定獣医師による適切な接種が行われない場合には法第6条の接種命令に基づく家畜防疫員による接種を行うことを明示する。

9 その他ワクチン接種に当たり講じる措置の内容

防疫指針第3-2の6の(1)のワクチン接種による免疫付与状況等の確認、その他講ずる措置について明示する。また、都道府県は、都道府県内の使用ワクチン数量及びワクチン接種農場の戸数を2か月ごとに取りまとめ、動物衛生課に報告することについて明示する。

第15 知事認定獣医師に対する法第50条に基づくワクチン使用許可の条件

1 都道府県知事は、知事認定獣医師に対して法第50条に基づくワクチン使用許可を行う場合には、以下の条件を付すものとする。

- (1) 申請に係る接種対象農場以外への接種を行わないこと。
- (2) 使用予定期間を遵守すること。
- (3) ワクチン接種後にワクチン接種豚等にマーキングするとともに、当該豚等を移動する場合には、法第7条の規定の例により標識を付すこと。
- (4) ワクチン接種に係る役務の提供の対価を農場に対して説明すること。
- (5) ワクチン接種の実施状況について、都道府県知事に対して毎月報告すること。

2 都道府県知事は、ワクチン接種の実施状況について、知事認定獣医師に対して必要に応じて法第52条に基づく報告を求める。

第16 接種推奨地域の見直し及び都道府県による接種区域の設定の見直し

都道府県による接種区域の設定の見直しは、農林水産省により設定されるワクチン接種推奨地域が、当該都道府県の一部に限られた場合又は当該都道府県がワクチン接種推奨地域から外れた場合に適用される。

第17 高度な隔離・監視下にある豚等の要件について

都道府県は、接種区域内に所在する施設のうち、次の要件を満たしている場合は、動物衛生課と協議の上で、高度な隔離・監視下にある豚等として、ワクチンの接種対象から除外することができる。

なお、当該施設は試験・研究用に供する豚等のみを生産しており、当該施設から試験・研究用の施設以外に豚等が移動しないことを確認することとする。

1 施設及び衛生管理の要件

都道府県は、当該施設及び衛生管理について、動物衛生課と連携し、原則として、当該施設に立ち入り、また、書面及び画像等により状況を確認すること。

(1) 主な施設の要件

- ① フィルターを備えた空調・換気設備が整備され、閉鎖系の施設であること。
 - ② 豚等を飼養している区域が周囲より陽圧の環境であること。
 - ③ 資材、器具等を搬入する際に使用するパズボックスが整備されていること。
 - ④ 豚等の飼養場所及び豚舎間を移動する際には、外部と接触しない構造・体制となっており、人・資材・野生動物等による病原体の侵入防止対策を徹底していること。
 - ⑤ 施設の出入口に車両消毒設備が整備されていること。
 - ⑥ シャワー室が整備されていること。
 - ⑦ 豚等の死体の処理施設（焼却施設や保管庫を含む。）が整備されていること。
 - ⑧ 糞尿処理施設（堆肥舎を含む。）が整備されていること。
 - ⑨ 当該施設専用の資材・重機等が整備されていること。
 - ⑩ 導入豚等の隔離施設が整備されていること（導入がない場合を除く。）。
 - ⑪ 施設のバイオセキュリティが維持されるよう、施設の定期的な点検及び必要に応じた補修を実施し、これらの実施内容が記録・保管されていること。
- (2) 主な飼養衛生管理等の要件
- ① 試験・研究用の豚等のみを飼養しており、他の用途の豚等を飼養していないこと。
 - ② 施設への入退場の手順、豚等を飼養している区域への入退室の手順、物品搬入時の手順等について、それぞれ標準作業手順書（SOP）を作成し、従業員の遵守・指導が適切に実施されていること。また、それら作業について記録されていること。
 - ③ 施設内に入る者は専用の作業服、長靴、資材等を使用していること。
 - ④ 関係者以外の者が衛生管理区域に侵入しないこと。
 - ⑤ 施設内への入退場について、シャワーイン・シャワーアウトが徹底されていること。
 - ⑥ 飼養に携わる者（管理者を含む。）が他の豚等を飼養する施設に立ち入っていないこと。
 - ⑦ 飼料の供給の際、飼料会社の従業員等が衛生管理区域に直接侵入しないこと。
 - ⑧ 飼料について、滅菌されていること又は病原体が含まれていないことが確認されていること。
 - ⑨ 豚等に給与する水は、消毒されていること又は病原体が含まれないことが確認されていること。
 - ⑩ 豚等の死体は、専用施設で適切に処理され、同居豚等や野生動物と接触しないことが確認されていること。
 - ⑪ 糞尿が、専用の施設で適切に処理され、野生動物との接触がないことが確認されていること。
 - ⑫ 接種区域からの豚等の導入がされていないこと（接種区域内の高度な隔離・監視下にある豚等を除く。）。
- 2 定期的な検査の要件
- 飼養されている豚等における豚熱ウイルスの感染の有無について定期的にモニタリ

ング検査し、その結果について記録・保管していること。

(1) 検査方法

3か月に1回、臨床検査、PCR検査及びエライザ検査を実施する。

(2) 検体及び検体数

検体は血清とする。

検体数は、95%の信頼度で10%の感染を摘発できる頭数として、少なくとも30頭以上（ただし、各豚舎から5頭以上を無作為に抽出すること。）とする。

3 確認事項

次のとおり、移動先の施設において厳格な交差汚染防止対策が実施されていることを確認する。

(1) 移動先の施設が、試験・研究用の豚等のみを飼養しており、他の用途の豚等を飼養していないこと。

(2) 移動先の施設に豚等を搬入する際に、車両消毒等の交差汚染防止対策が徹底されていること。

(3) 移動先の施設で利用した豚等は、焼却等によりウイルスが完全に死滅されていること。

(4) 焼却後の残さは医療用廃棄物又は産業廃棄物として処理され、豚の飼料等にならないよう適切に処理されていること。

第18 豚熱ワクチンの用法・用量について

豚熱ワクチンは用法・用量及びその参考事項に従い使用すること。

また、繁殖豚、種雄豚（候補豚を含む。）等6か月以上飼養する豚等については、初回接種から6か月後に補強接種、補強接種後は1年ごとに接種を行うこととするが、同じ個体への接種は、原則、最大4回とすることが推奨されている。

なお、移行抗体の影響を踏まえワクチンを接種しなかった哺乳豚は、当該哺乳豚の母豚を除くその他のワクチン接種豚等との接触を避け、次のワクチン接種の際に、必ず接種すること。

第19 初回接種の例外について

1 ワクチン接種の除外について

初回接種においてワクチン接種農場に次に掲げる豚等がいる場合は、ワクチンの接種対象から除くことができる。

(1) と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づく厚生労働省の指導（「と畜場法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（昭和47年6月20日付け環乳第52号厚生省環境衛生局乳肉衛生課長通知））に基づき、ワクチン接種日から20日以内にと畜場へ出荷する予定となっている豚等

(2) 哺乳豚（ただし、初回接種に限り、動物衛生課と協議の上、接種できるものとする。）

2 初回接種において接種除外の豚等が存在する農場の対応

初回接種において接種の対象外の豚等が存在する農場については、1の(1)の豚

等については出荷が終了するまでの間、１の（２）の豚等についてはワクチンの接種が終了するまでの間、それぞれ接種区域外で野生いのししの陽性事例が確認された場合と同様に、報告徴求等の措置を継続する。

第20 ワクチン接種時の豚の健康状態の確認等

- 1 家畜防疫員等は、ワクチン接種時に接種対象となる豚の健康状態を確認し実施する。
- 2 家畜防疫員等は、ワクチン接種農場に対し、当該農場に立ち入った家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両及び堆肥運搬車両等の畜産関係車両に対し消毒を徹底するよう指導する。

第21 ワクチン等の管理

家畜防疫員は、接種時に用いた注射針やシリンジ等の資材及びワクチンの容器を接種後全て回収し、家畜保健衛生所に持ち帰り消毒、焼却等により適切に処理を行う。開封済みワクチン等にあつては、消毒、焼却等により適切に処理を行う。

知事認定獣医師にあつては、使用したワクチン数量の把握及び記録を確実に行うとともに、接種時に用いた資材及びワクチンの容器については適切に処理することが可能である場所に持ち帰り、消毒、焼却等により適切に処理を行う。都道府県は、使用済みのワクチンの確認、知事認定獣医師からの報告等により、知事認定獣医師が使用したワクチン数量を確実に把握する。

第22 豚等の導入時の取扱い

接種農場において、非接種農場の豚等を導入した場合は、導入後直ちにワクチンを接種するとともに、可能な限り、その他の豚等と隔離し、健康状態を観察する。

第23 接種区域内の豚等の移動

接種区域内において、他の農場へ飼養豚等を移動させる場合は、出荷前日に出荷予定豚等の臨床症状を確認するとともに、移動先の農場では、可能な限り、その他の豚等と隔離し、健康状態を観察する。

第24 接種区域外への豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具の移動

- 1 接種区域外への焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を目的とした、豚等の死体、豚等の排せつ物等（胎盤を含む。以下同じ。）、敷料、飼料及び家畜飼養器具の接種区域外の焼却施設等その他必要な施設への移動に当たっては、以下の事項に留意し行うものとし、接種農場が所在する都道府県は、これらの措置が講じられることを確認した上で、移動を認めることとする。また、当該措置が講じられていることを定期的に確認する。

（１）豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具の焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒のための移動

- ① 豚等の死体については、豚熱の疑いがないものにより移動を可能とし、豚熱を

疑う症状を示した豚を確認した場合には、速やかに都道府県に連絡する。

- ② 移動前に、当該農場の豚等に異状がないか確認する。
 - ③ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
 - ④ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - ⑤ 接種区域外の通行は、原則として、他の農場の付近の通行を避ける。
 - ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - ⑦ マニフェストについて、確実に保管する。
- (2) 接種区域外の焼却施設等その他必要な施設においては、これを行う施設において、次の措置を講ずる。
- ① 運搬車両による処理対象物品の搬入の動線と、焼却等処理後の製品の搬出の動線が交差しないように設定することとし、これが困難な場合には、搬出車両の消毒の徹底を行うこととする。
 - ② 処理対象物品の置場を焼却等処理後の製品の置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- 2 なお、堆肥の完熟処理等により 60℃、30 分以上の加熱処理等が行われた排せつ物等は、当該農場における交差汚染防止対策の実施が確認されることを条件に、当該農場から接種区域外への持ち出しを行うことができる。

第 25 接種農場の免疫付与状況等確認検査

1 検査の目的及び実施体制

都道府県は、エライザ検査と中和試験の相関を把握の上、抽出によるエライザ検査によりワクチン接種農場における母豚の中和抗体価の推移を把握することで、肥育豚の接種適齢期を検討するとともに、適期での確実な接種を確認することを目的として、ワクチン接種後 40 日以上経過した個体を対象に、原則として、初回接種後概ね 40 日以上を経過した後に 1 回目、その後は 6 か月ごとに抗体検査（原則としてエライザ検査）を実施する。このほか、都道府県が発生の予防のために必要と認める場合は、追加で免疫付与状況に関する検査を行う。

また、野外ウイルスの侵入状況を確認するため、当該農場において豚等に豚熱を疑う異状が確認された場合は、遺伝子検査（PCR 検査）を実施する。

2 検査対象及び検査方法等

検査対象とする農場の戸数は、各都道府県内のワクチン接種農場（豚等を 6 頭以上飼養するものに限る。かつ、肥育豚については一貫農場に限る。）を対象に、母豚及び肥育豚それぞれについて、下表を参考に選定する。各検査回の検査対象及び検査法については以下（1）～（3）のとおり実施する。家畜防疫員は、臨床検査により飼養されている豚等の健康状態を確認するとともに、農場当たり少なくとも 30 頭（原則として、各豚舎から 5 頭以上。以下本項において同じ。）を無作為に抽出し、血液・血清を採取する。

（1）接種後 1 回目検査：母豚を飼養する全ての農場においてエライザ検査を行う。その

うち、下表に示す戸数の農場においては中和試験も併せて実施する。

- (2) 2回目検査：初回接種後の母豚から生産された肥育豚について、全ての農場においてエライザ検査を実施する。また、母豚を飼養する農場について、1回目の補強接種後40日以上経過した個体を対象に、下表に示す戸数の農場において、原則としてエライザ検査を実施する。
- (3) 3回目検査以降：母豚及び肥育豚について、それぞれ下表に示す戸数の農場において、原則としてエライザ検査を実施する。同一の農場において母豚及び肥育豚の検査を行う場合には、それぞれ少なくとも30頭を抽出する。

母集団	標本数
1～15 戸	全戸
16～20 戸	16 戸
21～40 戸	21 戸
41～100 戸	25 戸
101 戸以上	30 戸

3 免疫付与状況確認検査結果の取扱いについて

過去の免疫付与状況調査の結果等を考慮し、免疫付与状況確認検査の結果を踏まえた追加のワクチン接種等の方針は、以下のとおりとする。

- (1) 1の検査において、農場の抗体陽性率が80%以上である場合は、群として十分に免疫付与されていると判断する。ただし、この際、抗体陽性率が80%に満たない豚舎又は接種群（以下「豚舎群」という。）が確認された場合は、動物衛生課と協議の上、原則として当該豚舎群全頭にワクチンの追加接種を行う。
- (2) 1の検査において、農場の抗体陽性率が80%に満たない場合は、動物衛生課と協議の上、飼養豚等全頭の追加接種を行う又は詳細な免疫付与状況確認検査により抗体保有率が低い群を特定し、追加接種を行う。
- (3) (1) 及び (2) に示す追加接種を行う場合、肥育豚にあっては、と畜場への出荷時期を踏まえて追加接種を行う。

4 報告

都道府県は、当該検査を実施した場合は検査結果について、別記様式3により動物衛生課に報告する。

第26 ワクチン接種豚等のと畜場又は他の農場への出荷の際の確認等

- 1 接種農場の豚等をと畜場へ出荷する場合又は接種区域内の他の農場へ移動させる場合は、管理獣医師や所有者による臨床症状の確認を行い、飼養豚等に豚熱を疑う異状が確認された場合には、体温測定を行った上、速やかに都道府県に連絡を行う。連絡を受けた都道府県は、当該農場へ立入検査を行い、当該豚等の臨床検査、体温測定を行うとともに、必要な材料を採取し、以下の検査を実施する。

- (1) 血液検査（白血球数測定）
(2) 遺伝子検査（PCR検査）

- 2 豚等の移動時には、原則として次の措置を講じる。

- (1) 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- (2) 荷台は体液等の漏出防止措置を講じる。
- (3) 車両は、他の豚等の飼養場所を含む関連施設に入らない。
- (4) 他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- (5) 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- (6) 移動経過を記録し、保管する。

第27 と畜場における交差汚染防止対策の実施

防疫指針第3-2の7により、接種農場と非接種農場の双方からの出荷先となると畜場は、以下に留意し交差汚染防止対策を実施すること。また、当該と畜場が所在する都道府県はと畜場で講じている措置を確認の上、当該と畜場を利用する車両の運転手その他の関係者にも同様に周知の徹底を図ること。

また、交差汚染防止対策が講じられていることの確認は、ワクチン接種プログラムが少なくとも半年ごとに更新されることを踏まえ、少なくとも半年に1回は、都道府県が確認することとし、当該確認に関する記録を保管する。さらに、出荷元となる農場の所在する都道府県から当該と畜場の交差汚染防止対策が講じられている確認の要請があった場合には、記録に基づき日時、確認者等の確認の実施に関する内容について、書面等により回答する。

1 車両消毒設備の整備

と畜場の出入口及び消毒を実施する場所には、タイヤが浸漬できる消毒槽とゲート式車両消毒装置、動力噴霧器等の設備等が整備されており、各車両の消毒が徹底されていることを確認すること。

2 生体受入れ施設の区別

生体受入れ施設は施設内の他の場所と明確に区別され、生体の搬入場所の清掃・消毒は、生体の搬入前後に必ず実施すること。

3 定期的な清掃・消毒の実施

- (1) 原則として、ワクチン接種農場から搬入する車両が、ワクチン非接種農場から搬入する車両と動線が交差しないこと。また、牛など他の家畜を含む荷下ろし等の作業において、作業員が原因となった車両の交差汚染が生じないように、作業員の動線についても注意すること。なお、施設の構造等によりやむを得ず、荷下ろし等の作業において交差が避けられない場合には、当該作業を実施した後、車両及び作業場所の消毒を徹底し、作業員等の長靴及び手袋についても消毒することとし、その対策について、5に掲げる衛生管理マニュアルに記載すること。
- (2) 接種豚等を搬入した車両の敷料等の積載物は、消石灰と混合する等消毒を行う又は可能な限り非接種農場のものと区別する等他の車両等の汚染源とならないよう適切に処理・管理し、積載物を下ろした後は荷台を含め車両全体を洗浄・消毒し、当該消毒を実施する場所についても、適宜、洗浄・消毒すること。

4 車両の出入り時の消毒の徹底

と畜場内へ入退場するワクチン接種農場から搬入する車両はもとより、ワクチン非

接種農場から搬入する車両や肉等を搬出する車両等を含めた全ての車両について、入場時及び交差汚染の可能性がある場所での作業終了後に車両の消毒を徹底すること。
また、と畜場からの退出時の消毒の徹底を図ること。

5 衛生管理マニュアルの策定及び適切な実施

衛生管理マニュアルは、1から4の管理が適切に行われることについて定められており、従業員が当該マニュアルに従って作業し、交差汚染防止対策が講じられていることをと畜場の管理者等が確認し、記録を行うこと。

6 その他

- (1) 車両の運転手がと畜場内において作業する場合には、農場で使用する長靴の使用を避け、専用の長靴を使用すること。また、作業後、直ちに長靴等を洗淨・消毒し、と畜場外では使用しないよう指導すること。
- (2) 接種区域からの豚の受入れ専用日時を設定することが有効であることから、専用日時の設定について可能な限り調整を図ること。

第28 接種区域において豚熱が発生した場合の制限区域の設定について

接種区域において、患畜又は疑似患畜が確認された場合、及び接種農場周辺で野生いのししの感染が確認された場合は、制限区域は設定しない。ただし、防疫指針第9の1及び第20の1で設定する制限区域の範囲内に非接種区域が含まれる場合には、当該非接種区域に対して設定する。

第29 ワクチン接種実績の報告

都道府県知事は、法第12条の2に基づき農林水産省にワクチン接種の実施状況を報告するとともに、都道府県は、以下の内容については、2か月ごとにとりまとめ、別記様式4により翌奇数月10日までに動物衛生課宛て報告する。なお、必要に応じ、動物衛生課は追加の報告を求める場合がある。

1 都道府県内のワクチンの数量

都道府県による購入数量並びに家畜防疫員等による使用数量、接種数量及び廃棄数量。

2 ワクチン接種農場の戸数

家畜防疫員等による接種戸数及び接種頭数の内訳。

第30 異常豚の届出を受けた際の報告

都道府県畜産主務課は、家畜の所有者、獣医師等から、臨床検査により第4の2の(3)に掲げる症状が認められた豚等（以下「異常豚」という。）を発見した旨の届出を受けた場合には、別記様式5により、動物衛生課に報告する。なお、報告に当たっては、確認が取れた事項から報告することとし、確認に時間を要する事項については、確認が取れ次第報告すること。

第31 家畜防疫員が現地に携行する用具

- 1 農場立入用衣類：長靴、防疫服、手袋、シューズカバー、メディカルキャップ、防

塵マスク等

- 2 臨床検査用器材：体温計、保定用具（ワイヤー、ロープ等）、白布（消毒薬に浸し、その上に3の器材を置くために用いる。）、鎮静剤、懐中電灯等
- 3 病性鑑定材料採取用器材：採材用器具（解剖器具（外科用ハサミ、メス、有鉤ピンセット）、採血器具（採血針、採血管、採血ホルダー等））、アルコール綿、保冷資材、クーラーボックス、病性鑑定材料輸送箱、ビニールシート等
- 4 連絡及び記録用器材：携帯電話、事務用具、各種様式用紙、地図、防水デジタルカメラ、画像送受信機等
- 5 消毒用器材：バケツ、ブラシ、消毒薬、消毒噴霧器等
- 6 その他：ガムテープ、ビニールテープ、油性マーカー、カッター、ハサミ、カラーズプレー、ビニール袋、立入禁止看板、着替え、食料品等

第32 都道府県が行う指導に関する事項

- 1 豚等の所有者から届出があった場合
 - (1) 豚等以外の動物を含む全ての動物について、当該農場からの移動を自粛すること。
 - (2) 当該農場の排水については、立入検査の結果が判明するまで、又は適切な消毒措置を講ずるまでの間、活性汚泥槽などで適切に浄化処理されている場合を除き、可能な限り流出しないようにすること。
 - (3) 農場の出入口を原則1か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。
 - (4) 農場外に物を搬出しないこと。また、豚等の所有者及び従業員等が外出する場合には、農場内で使用した衣服や靴等を交換し、適切な消毒等を行うこと。
 - (5) 異常豚及び当該異常豚の精液等の生産物、排せつ物等、敷料等は、他の豚等と接触することがないようにすること。
- 2 獣医師から届出があった場合
 - (1) 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、1の(1)から(5)までの豚熱ウイルスの拡散防止に関する指導をすること。
 - (2) 家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。
 - (3) 帰宅後は、車両内外を十分に洗浄・消毒するとともに、衣服を洗浄し、入浴して身体を十分に洗うこと。
 - (4) 異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。
 - (5) 豚熱と判明した場合には、異常豚を診察し、又はその死体を検案した日から7日間は、豚等の飼養施設（当該農場を除く。）に立ち入らないこと。
- 3 家畜市場から届出があった場合
 - (1) 豚等の移動を自粛するとともに、必要に応じて当該家畜市場に出入りする関係者に情報提供すること。
 - (2) 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、

豚等の飼養施設に出入りさせないこと。

- (3) 従業員等（異常豚の届出時に家畜市場に入場していた全ての者をいう。以下（4）において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。
- (4) 従業員等及び（1）の情報提供を受けた者のうち異常豚の搬入日以降に当該家畜市場に入場した者（以下「市場入場者」という。）は、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。
- (5) 異常豚の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、1の（1）から（5）までの指導を行うこと。
- (6) 異常豚の出荷に使用された車両及び運転手並びに同日に当該家畜市場に家畜を搬入していた車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。
- (7) 異常豚が搬入された日以降に家畜市場から移動した豚等の移動先を特定すること。
- (8) 豚熱と判明した場合には、市場入場者に対し、異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及び市場入場者が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、市場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

4 と畜場から届出があった場合

- (1) 異常豚及びこれと同一の農場から出荷された豚等のと畜を中止するとともに、必要に応じて当該と畜場に出入りする関係者に情報提供すること。
- (2) 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に出入りさせないこと。
- (3) 従業員等（異常豚の届出時にと畜場に入場していた全ての者をいう。以下（4）において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。
- (4) 従業員等及び（1）の情報提供を受けた者のうち異常豚の搬入日以降に当該と畜場に入場した者（以下「と畜場入場者」という。）は、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。
- (5) 異常豚の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、1の（1）から（5）までの指導を行うこと。
- (6) 異常豚の出荷に使用された車両及び運転手並びに同日に当該と畜場に家畜を搬入していた車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。
- (7) 豚熱と判明した場合には、と畜場入場者に対し、異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及びと畜場入場者が所

有する農場を除く。)に出入りしないよう指導すること。また、と畜場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

第 33 死亡の理由が豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によることが明らかな場合の指導事項

豚等の死亡理由が、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等の豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合であっても、一定期間（概ね1週間程度）は、死亡豚等の周辺を中心に臨床症状の有無等の観察を継続し、異常豚が確認された場合は、家畜保健衛生所へ届け出るよう指導すること。

第 34 抗原検査に供する検体の採材

防疫指針第4の3の(1)の②の検体のうち抗原検査に供する採材については、病原体の拡散を防止するため、可能な限り家畜保健衛生所で実施することが望ましいが、豚等の運搬が困難であり、又は多数の検体を採材する場合には、次に掲げる事項に留意の上、農場内で採材する。

- 1 採材する場所については、万一体液等が飛散した場合も考慮して、異常豚が飼養されている畜舎以外の畜舎から十分離れている等感染を防止できる場所を選択すること。
- 2 病性鑑定前に、採材場所の周囲に十分量の消毒液を散布すること。
- 3 ビニールシートの上に消毒液を浸した布等を敷き、その上に豚等の死体を置くこと。
- 4 採材時には検体の取違えを防止するために、個体ごとに検査記録を付けること。
- 5 採材に際しては、カラス、キツネ等の野生動物が検体を捕食等しないよう、テント等遮蔽物を設置するなど、それらが近づかないための措置を講じること。また、検体の残余を放置しないこと。
- 6 採材後、豚等の死体をビニールシートで包み、消毒液を散布又は浸漬できるポリバケツ等の容器に入れ、採材場所の周囲に十分量の消毒液を散布すること。

第 35 異常豚飼養農場に関する疫学情報の報告

都道府県畜産主務課は、当該農場に関する疫学情報について、別記様式6により動物衛生課宛てに報告する。

第 36 陽性判定がなされた場合に備えた準備に関する報告

都道府県は、陽性判定がなされた場合に備えた準備等が円滑に進められるよう、当該農場等の現地調査を行い、農場内の建物の配置、農場内外の道幅、仮設テントの設営場所及び資材置場として活用可能な場所等を整理すること。

都道府県畜産主務課は、陽性判定がなされた場合に備えた準備として講じた措置の内容については、それぞれの項目ごとに情報を整理し、順次、速やかに動物衛生課にファクシミリ又は電子メールにより報告すること。特に、他機関との調整を要する、国や他の都道府県等からの人員や資材の支援の要否に関する事項については、分かり次第直ちに報告すること。

第 37 病性鑑定

家畜保健衛生所における病性鑑定の実施に当たっては、別紙 1「豚熱の診断マニュアル」を参考とする。

第 38 検体の送付

動物衛生研究部門に検体を送付する際には、規則第 56 条の 25 に基づき、病原体拡散防止の観点から適切に輸送・運搬し、必ず病性鑑定依頼書（別記様式 7）の写しを添付すること。なお、病性鑑定依頼書の原本は別途郵送する。

第 39 アフリカ豚熱の診断のための動物衛生課との協議

アフリカ豚熱の診断のための検体の送付に当たっては、以下の点について確認した上で、動物衛生課とあらかじめ協議する。ただし、アフリカ豚熱はウイルス株の病原性の違いによって、甚急性型から慢性型まで多様な病態を示す可能性があるため、協議に当たっては、動物衛生課が下記 1 及び 2 以外の疫学情報を確認する場合がある。

- 1 家畜防疫員による臨床検査及び所有者に対する聴取りにより、豚等に発熱、元気消失、食欲不振等が見られ、これが群内で広がっているかどうか。また、複数頭で死亡が確認されているかどうか。
- 2 家畜防疫員による解剖検査で、アフリカ豚熱の特徴的所見である脾臓の腫大又は腹腔内リンパ節の暗赤色化若しくは出血等が認められるかどうか。
- 3 血液所見で凝固不良が認められるかどうか。

第 40 アフリカ豚熱の診断のための検体の保存方法と輸送方法

アフリカ豚熱の診断のための検体の保存方法と輸送方法については、規則第 56 条の 25 に基づき、以下のとおり、病原体拡散防止の観点から適切に輸送・運搬し、必ず病性鑑定依頼書（別記様式 7）の写しを添付すること。なお、病性鑑定依頼書の原本は別途郵送する。

- 1 臓器材料が得られる場合の保存方法
 - (1) 材料：扁桃、脾臓、腎臓
 - (2) 材料の保存：スクリューキャップタイプのチューブ（コニカルチューブ）等で密封し、更にビニール袋に入れて汚染（漏出）防止の措置をとった上で冷蔵保存する。
- 2 血液が得られる場合の保存方法
 - (1) 材料：血清、抗凝固剤加血液
 - (2) 材料の保存：材料血清は、セラムチューブ等の密栓できる容器に入れる。抗凝固剤加血液は、抗凝固剤が添加されている真空採血管で採血する。これらの外側を消毒し、ビニール袋に入れて汚染（漏出）防止措置をとった上で冷蔵保存する。

第 41 病性等判定日を起算点とする日数の数え方

病性等判定日当日は、不算入とする。

第 42 ワクチン株が確認された豚等の病性判定について

防疫指針第 4 の 5 の（１）に掲げる抗原検査を実施した豚等が陽性となった場合であっても、遺伝子解析や疫学調査等により、ワクチン株であることが明らかな場合は、当該豚等は患畜又は疑似患畜と判定しない。

第 43 野生いのしし対策に係る関係者への連絡

防疫指針第 5 の 2 により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定された場合、動物衛生課は環境省自然環境局野生生物課、患畜又は疑似患畜が確認された農場（以下「発生農場」という。）及び発生農場から半径 10km 以内の区域を含む都道府県の家畜衛生担当部局に連絡する。連絡を受けた都道府県の家畜衛生担当部局は、当該都道府県の鳥獣対策担当部局（農林）、野生動物担当部局（環境）等の関係部局、市町村、猟友会等の関係団体に連絡する。なお、野生いのししから豚熱ウイルスが検出された場合又は豚熱ウイルスに対する抗体が検出された場合も同様に、関係機関、関係団体、近隣の都道府県等で情報を確実に共有する。

第 44 都道府県対策本部

1 都道府県対策本部の設置

都道府県は、2 の組織構成を考慮して都道府県対策本部を設置することとし、防疫措置の円滑な実施及び国や周辺都道府県との連絡調整を図ること。なお、必要に応じて、発生農場等における課題を早期に解決し、防疫措置を円滑に行うため、発生地近くの家畜保健衛生所等に現地対策本部を設置し、当該都道府県職員のうち迅速な防疫措置について判断できる者等を常時配置すること。

この際、都道府県が実施する防疫措置に協力するため、農林水産省から現地対策本部に連絡員を派遣する場合がある。

2 組織構成

都道府県知事を本部長とし、危機管理部局等の関係部局の協力を得た上で、本部長の下に次の各班の機能を有した組織を設置し、防疫の円滑な推進を図ること。

- ・ 総 務 班：国の防疫方針に基づく具体的な防疫方針の策定、予算の編成及び執行、情勢分析、農林水産省、その他の関係機関との連絡調整（発生農場、現地対策本部及び畜産主務課間等の連絡調整も含む。）及び庁内連絡会議の開催を行う。
- ・ 情 報 班：発生状況及び防疫対応状況等の収集、広報資料の作成、広報連絡及び問合せの対応を行う。
- ・ 病性鑑定班：異常豚の届出に対する立入検査、病性鑑定のための検体の採取、当該検体の受入れ及び送付並びに病性鑑定を行う。
- ・ 防疫指導班：発生農場を調査し、防疫措置の企画及び指導に関し総務班に助言する。
- ・ 防疫支援班：焼却、埋却、消毒等の防疫用の資材・機材の調達及び配布、防疫要員の動員並びに関連業務の調整を行う。
- ・ 防疫対応班：立入制限、殺処分、農場消毒等の防疫措置並びに移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）内農場等の検査等の対応を

行う。

- ・ 評価班：発生農場及び周辺農場における手当金の交付のための豚等や物品の評価等を行う。
- ・ 記録班：発症豚等の畜舎内の位置（場所）や頭数等の情報の記録、発症豚等の病変部位のステージの確認及び写真撮影、防疫措置の画像の撮影等を行う。
- ・ 疫学調査班：まん延防止のため、発生農場における家畜、人、物及び車両の出入りに関する疫学情報を収集し、疫学関連家畜の特定のための調査を実施する。
- ・ 原因究明班：感染経路究明のための必要な情報の収集及び整理や国の疫学調査チームと連携した現地調査を実施する。また、野生動物における感染確認検査等の対応を行う。
- ・ 庶務班：所要経費の確保及び手当金等の支出に関する事務を行う。
- ・ 保健班：公衆衛生部局等（保健所設置市の場合は、当該市担当部局を含む。）との連携のもと、防疫措置従事者及び豚等の飼養者の健康確認や保健上の問題（精神保健上の問題を含む。）に対応する。

第45 報道機関への公表

患畜又は疑似患畜と判定したときの報道機関への公表は、別記様式8により行うこと。

第46 報道機関への協力依頼について

都道府県対策本部の情報班が中心となって、報道機関に対し、可能な限り、農場周辺及び内部防疫措置の様子を撮影した画像を提供すること等により、防疫指針第6の3の（5）の事項について協力を求めること。

第47 防疫措置に必要な人員の確保に関する事項

- 1 豚熱の発生の確認後、速やかに防疫措置を開始することができるよう、都道府県は、あらかじめ必要な人員の所在を把握し、必要に応じて集合を命ずること。
- 2 防疫従事者の確保に当たっては、あらかじめ作業に従事させようとする者の豚等の飼養の有無を確認し、豚等を飼養している場合には、直接防疫業務に当たらせないようすること。
- 3 都道府県は、他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合には、必要な人員、期間、作業内容等について、動物衛生課と協議すること。動物衛生課は、各都道府県と調整し、具体的な派遣スケジュールを作成する。
- 4 都道府県は、他の都道府県等から応援を受けてもなお人員が不足し、関係機関（自衛隊を含む。次項において同じ。）に協力を要請する場合、動物衛生課と協議するとともに、関係部局間での密接な連携を図ること。
- 5 他の都道府県又は関係機関に協力を要請する場合、作業体制、作業要領、後方支援、報道対応等に係る方針（役割分担及び派遣期間を含む。）を明確にし、速やかに殺処分等の防疫措置が実施できるようにする。

第 48 発生農場における防疫措置の実施に関する事項

- 1 都道府県は、農場の建物の配置等を考慮して、仮設テントの設営場所、資材置場等を決定するとともに、総括責任者、各作業ごとの責任者及び指揮命令系統を明確にすること。
- 2 家畜防疫員は、豚等の所有者に対し、豚熱の概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、法第 52 条の 3 の規定に基づき行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による審査請求をすることができないことについて、遺漏なく説明すること。
- 3 都道府県は、複数の大規模農場において防疫措置が必要となった場合、感染拡大防止の観点から、農場ごとの飼養状況、発生状況、畜舎の構造・設備、周辺環境（周辺農場数、豚等の飼養密度等）等を考慮の上、防疫指針第 5 の 2 の患畜又は初発の疑似患畜が確認された豚舎及びその周辺豚舎で飼養されている豚等、臨床症状が確認されている豚等のと殺を優先して行う等迅速な防疫措置を図るため作業の優先順位付けを実施すること。
- 4 現地の総括責任者は、と殺予定頭数、と殺の方法、死体処理方法、消毒面積その他必要な事項について、あらかじめ都道府県対策本部に確認し、その指示を受けること。
- 5 感染経路の究明のために行う検体の採材に当たっての検体の種類及び検体数は、農場ごとの飼養状況、発生状況、畜舎の構造・設備等に応じて、動物衛生課と協議の上、決定する。特に、検体数については、1 豚舎当たり 10 頭以上を目安とするが、調査項目の重要性を鑑み、可能な限り多頭数を無作為に採材すること。

第 49 防疫措置従事者に関する事項

防疫措置従事者が防疫措置を実施するに当たっては、次の事項に留意すること。

- 1 入場時には、防疫服、長靴等を着用し、私物を持ち込まないこと。
- 2 退場時には、身体、衣服、靴及び眼鏡を消毒した後、入場時に着用した防疫服等を脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいを行うこと。また、場内で着用した作業着等は、消毒液に浸漬した後、ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒すること。
- 3 都道府県対策本部は、現地での着替えや靴の履替えを円滑に行えるよう、農場の出入口に仮設テントを設置する等の配慮を行うこと。その際、作業の前後で作業者の動線が交差しないようにすること。
- 4 帰庁（宅）後、移動に利用した車両の消毒及び着用していた全ての衣服の洗濯を行うとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。
- 5 防疫措置に従事した日から 7 日間は発生農場以外の豚等に接触しないこと。ただし、防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を 3 日間まで短縮できるものとする。
- 6 都道府県対策本部は、防疫措置前後に防疫措置従事者の健康状態を確認するなど、公衆衛生部局等（保健所設置市の場合は、当該市担当部局を含む。）と連携して、防疫措置従事者の心身の健康維持に努めること。

第 50 と殺指示書の交付

家畜防疫員が患畜又は疑似患畜の所有者に対して交付すると殺指示書は、別記様式 9 により作成すること。

第 51 24 時間以内のと殺の完了と 72 時間以内の焼埋却について

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速なと殺とその死体の処理が重要であることから、24 時間及び 72 時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫措置に特段の支障が生じない環境下の農場において、肥育豚飼養農場で 1,000 から 2,000 頭程度の飼養規模を想定している。

様々な農場の飼養規模、畜舎の構造、気象条件等の状況により、要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫措置従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に応じた防疫措置の遂行に努めること。

なお、これらの状況下においても的確かつ迅速な防疫措置が講じられるよう、防疫措置に必要な獣医師を含む人員及び資材の確保、防疫演習の実施等を通じ、日頃から万全な体制の構築に努めること。

第 52 汚染物品の処理について

以下の措置が完了した時点で、動物衛生課と協議の上、防疫指針第 7 の 3 の (1) の汚染物品の処理が完了したとみなす。

ただし、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれるウイルスの不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止すること。なお、家畜防疫員の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合は、この限りでない。

- 1 焼却のため汚染物品を農場から移動させるために密閉容器を用いる場合、農場内の全ての汚染物品を密閉容器に入れ終えた時点
- 2 豚等の排せつ物、敷料、飼料等について、消毒による処理を行う場合、病原体の拡散防止及び飛散防止措置を徹底した上で、消毒を開始するための封じ込め措置が完了した時点
- 3 スラリー、尿及び汚水の場合、消石灰（水酸化カルシウム）又は水酸化ナトリウムを 0.5% 添加し、攪拌後、30 分以上経過した時点

第 53 と畜場等における発生時の防疫措置について

と畜場、家畜市場等において異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された場合、当該と畜場、家畜市場等において、防疫指針第 7 の 1 から 4 までに準じた防疫措置を講じること。

なお、と畜場での発生の場合は、と畜場施設（係留施設、病畜と殺施設）におけると殺についても検討すること。

また、防疫指針第 7 の 4 に準じると畜場における消毒については、施設所有者への説明や施設構造を踏まえた対応が必要となる。このことから、必要に応じて、公衆衛生部局に家畜衛生部局とと畜場との連絡調整に係る協力を求め、地域で連携して、円滑に実施すること。

なお、と畜場の消毒については、糞尿等が十分に除去されるよう洗浄をした上で、1 回以上実施すること。

第 54 豚等の評価額の算定方法

患畜又は疑似患畜となった豚等の評価額の算定は、原則として、別紙 2 により行う。

第 55 制限区域内における指導事項

家畜防疫員は、制限区域内において、次に掲げる事項について関係者への指導を行うこと。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視すること。

- 1 法第 52 条に基づく報告徴求において都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。
 - (1) 特定症状の有無
 - (2) 死亡豚等の頭数、死亡豚等がいる場合には、①死亡豚等の位置（豚舎名及び豚房の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること
 - (3) 死産した子豚（出生した子豚）の頭数
 - (4) 分娩した子豚（出生した子豚）の頭数
 - (5) 異常産した母豚の頭数
 - (6) 農場から出荷した豚等の頭数
 - (7) 農場に導入した豚等の頭数
 - (8) 死亡豚等の同居豚等の臨床所見
- 2 豚等の飼養場所への関係者以外の者の出入りを自粛するとともに、関係者であっても出入りの回数を最小限にすること。
- 3 全ての車両、人の入退場時の消毒を徹底すること。
- 4 飼料運搬時の運搬車の消毒、運搬経路の検討、飼料受渡し場所の制限等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、運搬経路を記録すること。
- 5 獣医師が家畜の診療を行う場合、携行する器具及び薬品は最小限のものとするとともに、消毒又は廃棄が容易な診療衣、診療器具等を着用又は使用し、農場入退場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。また、診療車両の農場敷地内への乗入れ自粛等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、診療経路を記録すること。
- 6 死亡獣畜取扱場、化製場及びと畜場における入退場車両の消毒を徹底すること。
- 7 野生いのししと豚等の接触が想定される地域にあっては、接触防止のための畜舎出入口の囲障を設置するとともに、豚等の飼養場所における飼料等は、いのしし等の野生動物が接触しないように隔離及び保管すること。
- 8 鳥獣対策担当部局（農林）、野生動物担当部局（環境）等の関係部局に対し、野生いのししの死体（狩猟によるものを含む。）について、焼却、埋却等により適切に処理することとし、現場に放置しないよう、市町村、猟友会等の関係者へ協力を要請するよう依頼すること。

第 56 制限区域の解除に係る動物衛生課との協議

分離されたウイルスの性状、病原性等から、豚等が明確な臨床症状を示さない場合等においては、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を踏まえ、必要に応じて、清浄性確認検査の後、移動制限区域の解除前に検査を追加する。

第 57 と畜場へ出荷する農場の要件及び出荷のためのPCR検査、蛍光抗体法の検体数

- 1 出荷計画及び搬入経路（原則、他の農場付近の通行を避け、他の畜産車両が利用しないルートを設定すること。）を家畜保健衛生所に提出すること。
- 2 出荷前日、所有者等は、過去 1 週間の農場全体の豚の死亡頭数及び健康状態（食欲不振、元気消失、流死早産、肺炎、治療状況等）及び出荷前日の出荷豚の健康状態を確認し、体温を測定すること。また、出荷日から遡って 3 日以内に出荷豚から 25 頭（25 頭に満たない場合は全頭）を抽出してPCR検査を実施し、当該結果を家畜保健衛生所に提出、出荷許可を得ること。なお、検査の実施にあたっては、別紙 1「豚熱の診断マニュアル」を参考とする。
- 3 出荷当日、出荷予定の豚房の豚の健康観察を行い、健康状態を記録し、保管すること。異状がない場合は、出荷し、死亡、元気消失、うずくまり等、豚の異状があった場合は、速やかに家畜保健衛生所に連絡し、必要な検査を受けること。
- 4 農場に動力噴霧器を設置し、豚の積込み前後の荷台及び車両全体の消毒、運搬車両の入退場時の消毒を徹底すること。
- 5 出荷豚を載せた車両は、防疫指針第 9 の 1 の（1）の移動制限区域内に設置された臨時消毒ポイントを通り、家畜防疫員による臨床検査及び車両の消毒状況の確認を受けること。

第 58 搬出制限区域内で飼養される家畜を出荷する際の協議事項

都道府県畜産主務課は、搬出制限区域内の農場の豚等を搬出制限区域外のと畜場に出荷させる場合には、当該と畜場を所管する都道府県の公衆衛生部局及び当該と畜場に対し、出荷する前日までに出荷農場の情報（出荷者氏名、住所及び出荷頭数）を提供すること。

出荷直前の臨床検査を行う家畜防疫員は、出荷先のと畜場に対して、臨床検査を行った結果、異状がなかった旨を記載した検査証明書を発行し、出荷者に対して、出荷豚等をと畜場に搬入する際に、当該証明書を当該と畜場に提出するよう指示すること。

第 59 制限の対象外となっていることを証明する書類

消毒ポイント等で提示することとなっている、制限の対象外となっている旨を証明する書類は、別記様式 10 より作成する。

第 60 家畜集合施設の消毒の実施期間

原則として、移動制限区域の解除を目安とする。

第 61 豚等の集合を伴わない催物等に関する事項

豚等の集合を伴わない催物等については、発生農場を中心に徹底した消毒を行うことにより、豚熱のまん延防止を図ることが可能であることから、都道府県は、必要に応じた消毒の実施等を条件に開催可能であること等を周知及び指導する。また、豚熱が発生している地域から催物等に参加する者がその参加を制限されるなどの不当な扱いを受けることのないよう、指導する。

第 62 車両消毒等に関する事項

都道府県は、車両消毒等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

1 消毒ポイントによる消毒

(1) 消毒ポイントの設置場所

消毒ポイントの設置場所の検討に当たっては、警察署長及び道路管理者と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案すること。

(2) 消毒の実施に係る記録

消毒ポイントにおいて車両消毒を実施した場合は、移動先で消毒を実施した旨を確認できるよう証明書を発行し、これを当該車両とともに携行するよう指導するとともに、都道府県においても実施した車両を特定できるよう記録し、これを保管すること。

2 消毒ポイントにおける消毒の方法

消毒ポイントにおける消毒の方法については、設置場所の特性も踏まえ、道路上への消毒槽・消毒マットの設置又は駐車場等への引き込み方式（動力噴霧器による消毒）により行うこと。また、作業従事者は、車両を消毒ポイントに誘導する者と実際に消毒を実施する者を適切に配置すること。

(1) 畜産関係車両

車両の消毒については、車体を腐食しにくい逆性石けん液、消石灰等を用いることとし、極力車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒すること。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意するとともに、運転手の手指の消毒及び靴底の消毒を徹底すること。

(2) 一般車両

少なくとも、車両用踏込消毒槽や消毒マットを用いた消毒を実施すること。その際、常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換すること。

3 消毒ポイントの設置期間

原則として、制限区域の解除を目安とする。

4 正確な情報提供・指導

発生都道府県以外の都道府県は、適切な車両の消毒が行われているにもかかわらず、発生都道府県車両の出入りが制限されることがないように、正確な情報提供・指導を行うこと。

第 63 疫学調査に関する事項

1 都道府県は、家畜、人、物及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への外部

の者の訪問（当該訪問者の訪問後の行動歴を含む。）、その他豚熱ウイルスを伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行うこと。

- 2 このため、都道府県は、関連事業者その他の関係者に対し、疫学調査時に速やかに情報が提供されるよう、日頃から複数の農場等に出入りする人、車両及び物品に関する情報を整理するよう指導すること。
- 3 都道府県畜産主務課は、調査対象が他の都道府県にある場合には、動物衛生課に連絡の上、当該都道府県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた都道府県畜産主務課は、発生都道府県と同様に、調査を行うこと。
- 4 農場等への立入検査及び報告徴求は、法第51条第1項及び第52条第1項に基づき実施すること。報告徴求において、都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。
 - (1) 特定症状の有無
 - (2) 死亡豚等の頭数、死亡豚等がいる場合には、①死亡豚等の位置（豚舎名及び豚房の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること
 - (3) 死産した子豚（出生した子豚）の頭数
 - (4) 分娩した子豚（出生した子豚）の頭数
 - (5) 異常産した母豚の頭数
 - (6) 農場から出荷した豚等の頭数
 - (7) 農場に導入した豚等の頭数
 - (8) 死亡豚等の同居豚等の臨床所見

第64 疫学調査に関する実施項目

豚熱の感染経路をあらゆる面から検証するため、原則として全ての発生事例を対象として、以下を参考に、関係者からの聴取り調査等を実施し、疫学情報の収集を行う。

- 1 調査対象
 - (1) 発生農場
 - (2) 発生農場と疫学関連のある豚等の飼養農場及び畜産関係施設（家畜市場、と畜場、飼料・敷料工場、飼料・敷料販売先、農協等）
- 2 調査事項
 - (1) 農場の周辺環境（森、畑、住居、道路からの距離、周辺の農場の有無、可能な範囲でねずみ等の生息状況等）
 - (2) 気温、湿度、天候、風量・風向等
 - (3) 家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両、機器搬入等の車両や精液及び受精卵等の運搬物資の動き
 - (4) 所有者、農場従業員、獣医師、家畜人工授精師、家畜商、飼料販売業者、敷料販売者、資材販売者、薬品業者、畜産関係者（農協職員等）、郵便局員、宅配業者、家族、知人等の動き（海外渡航歴、野生動物等との接触の有無を含む。）
 - (5) 豚等の放牧の有無（有の場合は、その期間及び場所）
 - (6) 野生いのししの分布、侵入及び接触機会の有無

- (7) 畜舎及び付帯施設の構造、野生動物の侵入対策等
- (8) 農作業用機械の共有の有無
- (9) 発生国等から導入した畜産資材等の使用の有無

第 65 制限の対象外

1 と畜場出荷時検査：と畜場に肥育豚を直行する場合

以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、と畜場へ飼養豚等を移動させることができる。

- (1) 所有者は、原則 1 か月間の出荷計画を家畜保健衛生所に事前に提出すること。計画に変更があった場合は、速やかに家畜保健衛生所に報告すること。
- (2) 管理獣医師又は所有者は、原則として、出荷前の 1 週間程度経時的に臨床症状を確認した後、出荷前日の朝に出荷予定の豚全頭の体温を測定するとともに改めて臨床症状を確認すること。その結果について、毎日の報告と併せて家畜保健衛生所に報告すること。
- (3) 家畜保健衛生所は、(2) の報告による発熱の有無、臨床症状等を確認すること。
- (4) (3) で出荷豚群の複数頭で 40℃以上の発熱が認められる等豚熱が否定できない場合があれば、農場に立ち入り、採材し、精密検査（血液検査、PCR 検査）を実施すること。また、必要に応じて、抗体検査のため、動物衛生課と協議の上、検体を動物衛生研究部門に送付すること。
- (5) (3) で異状がなければ、所有者に対して出荷を許可する旨の連絡をすること。
- (6) また、家畜保健衛生所は出荷先のと畜場での消毒状況等のウイルス侵入防止、まん延防止対策が適切に行われていることを事前に確認すること。

2 他農場への移動時の検査

以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、他の農場へ飼養豚等を移動させることができる。

＜他農場へ生体の子豚や種豚を移動する場合＞

- (1) 所有者は、原則 1 か月間の移動計画を家畜保健衛生所に事前に提出すること。
- (2) 原則として、都道府県内の移動とするが、都道府県外に移動する場合は受入れ都道府県に確実に連絡すること。
- (3) 原則として、移動豚全頭について PCR 検査で陰性が確認されていること。
- (4) 移動先の農場で、少なくとも 21 日間経過観察すること。その際、可能な限り隔離すること。

＜他農場へ精液及び受精卵を移動する場合＞

- (1) 保管する場合は、保管場所において、区分管理（※）が実施されていること。
- (2) 原則として、都道府県内の移動とするが、都道府県外に移動する場合は、受入れ都道府県に確実に連絡すること。

(3) ① 精液：

原則として、採精後、当該豚について異状の有無等を確認の上、PCR 検査を実施し陰性を確認すること。また、検査結果が判明するまでは、供給しないこと。なお、検査結果が判明するまでは、既に区分管理されている精液と区分

して管理すること。

ただし、採血が困難な場合に限り、採精した精液についてPCR検査を実施し、陰性を確認すること。

② 受精卵：

原則として、採卵後、当該豚について異状の有無等を確認の上、PCR検査を実施し陰性を確認すること。なお、検査結果が判明するまでは、既に区分管理されている受精卵と区分して管理すること。

※区分管理：汚染したあるいは、そのおそれのあるものとの交差がない管理方法のこと。区分管理された場所に入る際は、専用衣服等の着用や手指等の消毒を徹底し、病原体を持ち込まないこと。また、作業で使用する道具・機材についても、確実に消毒又は滅菌されたものを使用すること。

3 豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具を移動する場合

家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的に異状がないことを確認した農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に、焼却施設等その他必要な施設に豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具を移動させることができる。

(1) 移動する際の措置

- ① 移動日又は前日の夜に、家畜防疫員が報告徴求等により当該農場の豚等に異状がないことを確認すること。
- ② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いるよう指導すること。また、これらが確保できない場合は、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずること。
- ③ 積込み前後に車両表面全体を消毒すること。また、可能な限り消毒状況を確認すること。
- ④ 原則として、他の農場付近の通行は避け、可能な限り、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定すること。
- ⑤ 複数の農場を経由しないこと。
- ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒すること。
- ⑦ 移動日を記録し、保管すること。

(2) 焼却、化製処理又は消毒を行う場合の措置

- ① 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等飛散のないように措置を講ずること。
- ② 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずること。
- ③ 死体等の投入完了後は、直ちに、施設等出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。
- ④ 家畜飼養器具は、適切な消毒方法により消毒すること。また、家畜防疫員が可能な限り、消毒状況を確認すること。

第 66 疫学関連家畜飼養農場における移動制限解除のための検査

- 1 都道府県は、患畜又は疑似患畜との最終接触（推定）日から少なくとも 28 日を経過

した後に立入検査を行い、特定症状の有無等について確認すること。

2 1の立入検査時に飼養豚等について、次を確認すること。

- (1) 血清抗体検査（エライザ法）を実施し、陰性であること
- (2) 体温及び白血球数を測定し、体温が 40℃以上又は白血球数が1万個/ μ l 未満の個体について、PCR検査を実施し、陰性であること
- (3) (1) 及び (2) の検査対象とする飼養豚等の頭数は少なくとも 30 頭（95%の信頼度で 10%の感染を摘発できる頭数（30 頭に満たない場合は全頭）。ただし、各豚舎から少なくとも無作為に5頭）とするが、事前に動物衛生課と協議すること。

第 67 発生状況確認検査及び清浄性確認検査における血液検査、抗原検査及び血清抗体検査のための採材頭数及び検査方法

発生状況確認検査及び清浄性確認検査における各種検査のための農場ごとの採材頭数は、95%の信頼度で 10%の感染を摘発することができる数として、動物衛生課と協議の上、少なくとも 30 頭（各豚舎から無作為に少なくとも5頭）とし、豚舎が複数ある場合は、全ての豚舎から採材すること。採材は、異常豚から行い、そのような豚等が必要頭数認められない場合は、健康な豚等から無作為に採材する。また、検査の実施に当たっては、別紙1「豚熱の診断マニュアル」を参考とする。

第 68 都道府県が飼養衛生管理基準の遵守について文書の提示で勧告を行う場合の期間及び記載事項

都道府県は、所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守状況について文書の提示により勧告を行う場合には、次によること。

1 期間

1週間を原則とする。ただし、施設設備等が必要である場合等の理由により当該期間内に改善することが困難と認められる場合には、改善すべき事項の内容に応じた合理的な期間とする。

2 記載する内容

- (1) 法第 34 条の 2 第 1 項の規定による勧告をする旨
- (2) 改善すべき事項の内容
- (3) (2) の内容ごとの具体的な改善方法
- (4) 改善すべき期限
- (5) その他必要と認める事項

第 69 都道府県が飼養衛生管理基準の遵守について文書の提示で命令を行う場合の期間及び記載事項

都道府県は、所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守状況について文書の提示により命令を行う場合には、次によること。

1 期間

1週間を原則とする。ただし、施設設備等が必要である場合等の理由により当該期間内に措置をとることが困難と認められる場合には、とるべき措置の内容に応じた合

理的な期間とする。

2 記載する内容

- (1) 法第 34 条の 2 第 2 項の規定による命令をする旨
- (2) 勧告に従わなかった事実
- (3) とるべき措置の内容
- (4) 措置をとるべき期限
- (5) その他必要と認める事項

第 70 野生いのししにおける感染確認検査等に関する事項

都道府県は、動物衛生課と協議の上、発生農場から半径 10km 以内の区域において、死亡した野生いのしし又は猟友会等の協力を得て捕獲された野生いのししについて、少なくとも 28 日間、原則として、PCR 検査又はリアルタイム PCR 検査を実施する。特に、半径 3km 以内の区域については採材を積極的に実施する。また、可能な限り、血清を用いてエライザ検査を実施する。なお、リアルタイム PCR 検査が陰性の場合でも、死亡状況や解剖所見で豚熱が強く疑われる場合には、動物衛生課と協議の上、PCR 検査を実施する。

都道府県は、猟友会等の関係者に対して、当該区域において死亡した野生いのししを発見した場合又は野生いのししを捕獲した場合には、担当部局に連絡すること及びこれらの野生いのししからの検体の採材に協力することについて依頼する。

なお、予防的ワクチン接種の状況等によっては、実施期間の「少なくとも 28 日間」については、動物衛生課と協議の上、短縮することができる。

第 71 緊急ワクチン接種用ワクチン受領書及び使用報告書

都道府県は、緊急ワクチン接種用ワクチンを受領した場合には、別記様式 11 による受領書を発行すること。また、ワクチンの使用が終了した場合には、使用した旨を別記様式 12 により、農林水産省消費・安全局長に報告する。

第 72 緊急ワクチン接種用ワクチンの取扱い等に関する事項

緊急ワクチン接種用ワクチンの取扱い等については、次のとおりとする。

- 1 ワクチンの接種は、法第 31 条の規定に基づき実施し、原則として、接種区域の外側から発生農場側に向けて、迅速かつ計画的に実施する。
- 2 ワクチンを接種するに当たっては、定められた用法及び用量に従うものとする。また、注射事故があった場合には、動物衛生課に連絡し、その指示に従うものとする。
- 3 未開梱のワクチンについては、動物衛生課と調整し返還する。また、開梱又は期限切れのワクチンについては、焼却処分するなど適切に処理を行う。
- 4 同一の農場又は畜舎に飼養されている全ての豚等に接種する。接種に際しては少なくとも 1 畜房ごとに注射針を取り替え、また、防疫服の交換又は消毒等により豚熱のまん延防止に留意する。
- 5 短時間に迅速かつ確実に接種し、接種した豚等にはスプレー等でマーキングして接種漏れがないよう注意し、その後、接種し、農場から移動する接種豚等から生まれた

豚等については耳標等で確実に標識を付する。

第73 豚等の再導入に際しての要件

農場が豚等の再導入を予定している場合は、家畜防疫員は、当該農場に立ち入り、次に掲げる要件について確認する。

- 1 農場内の消毒を、と殺終了後1週間間隔で3回（防疫措置の完了時の消毒を含む。）以上実施していること。
- 2 農場内の飼料、豚等の排せつ物等に含まれる豚熱ウイルスの不活化に必要な処理が完了していること。
- 3 飼養衛生管理基準が遵守できる体制となっていること。

第74 接種区域外における豚等の再導入に関する事項

接種区域外の農場が豚等を再導入する際には、次のとおり対応する。

- 1 モニター豚は、原則として、1豚舎当たり30頭以上配置するよう指導する。この際、豚舎内で偏りがなく、動物衛生課と協議の上、配置する。
- 2 都道府県は、モニター豚を導入した日から14日を経過した後に、全ての豚舎に立ち入り、モニター豚を対象とした臨床検査及びPCR検査を実施する。
なお、検査の結果、モニター豚が陽性となった場合においても、本病の発生として扱わない。また、検査の結果が陽性と判明した場合には、直ちに農場内のモニター豚の全頭を殺処分し、農場内の洗浄、消毒を再び実施する。
- 3 家畜防疫員は、モニター豚を導入した農場に対し、モニター豚の陰性を確認後、豚等を段階的に導入するよう指導する。また、導入後は、飼養衛生管理基準の遵守状況について、定期的に確認し、必要に応じて指導する。
- 4 豚等の再導入に当たっては、都道府県は、万が一の発生に備え、迅速に防疫措置を行える体制の確保に努める。

第75 接種区域における豚等の再導入に関する事項

接種区域の農場が豚等を再導入する際には、原則として、ワクチン接種豚等を導入することとし、ワクチン非接種豚等を導入する場合は、導入後、直ちにワクチンを接種することとする。

ただし、ワクチン接種豚等では農場内の清浄性を確認できないため、次により環境検査を実施した後、豚等を導入する。

1 環境検査の実施方法

（1）検査材料の採取場所

- ① 豚舎（豚房、床、餌槽、水槽、柵、換気扇、側溝等）
- ② 堆肥舎
- ③ 飼料置き場、飼料
- ④ 死亡豚等保管場所
- ⑤ 長靴、給餌用・糞出し用一輪車の車輪と取手、豚の豚舎間移動用のカゴ、糞出し用スコップ等の豚の飼養管理に必要な道具、ねずみ等の野生動物の糞等

(2) 検体数

各豚舎 10 か所（陽性豚舎については、重点的に採材する必要があるため 50 か所）、その他（堆肥舎等）50 か所程度採材する。

(3) 検査方法

- ① PBSで濡らしたガーゼ等で採材場所を拭き取り、PCR検査を実施。
 - ② 採材は、豚を導入する直前の状態にし、消石灰等の消毒薬が検体に入らないようにする。
 - ③ 拭き取り後のガーゼ等はPBS入り遠心管に懸濁し、PBSからPCR検査用の遺伝子を抽出する。
- (4) PCR検査はプール検体で実施し、陽性となったプール検体は個別のPCR検査で判定する。
- (5) 個別のPCR検査で陽性となった検体は、感染性の有無を確認するため、ウイルス分離を実施する。

2 環境検査で陽性になった場合の対応

環境検査においてウイルス分離が陽性となった場合は、陽性となった地点を中心に、農場内の消毒を実施する。また、消毒が完了した後、農場内の清浄性を確認するため、再度、環境検査を実施する。

3 なお、家畜防疫員は、導入後は、飼養衛生管理基準の遵守状況について、定期的に確認し、必要に応じて農場に指導するとともに、万が一の発生に備え、迅速に防疫措置を行える体制の確保に努める。

第 76 検体の送付

留意事項 38 に準じる。

第 77 野生いのしし対策に係る関係者への連絡

防疫指針第 17 により、野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定された場合、動物衛生課は環境省自然環境局野生生物課、当該地点から半径 10km 以内の区域を含む都道府県の家畜衛生担当部局に連絡する。連絡を受けた都道府県の家畜衛生担当部局は、当該都道府県の鳥獣対策担当部局（農林）、野生動物担当部局（環境）等の関係部局及び市町村、猟友会等の関係団体に連絡する。

第 78 都道府県対策本部

留意事項 44 に準じる。

第 79 報道機関への公表

留意事項 45 に準じる。

第 80 報道機関への協力依頼について

留意事項 46 に準じる。

第 81 移動制限区域内における指導事項

家畜防疫員は、防疫指針第 20 の 1 の移動制限区域内において、次に掲げる事項について関係者への指導を行うこと。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視すること。

- 1 法第 52 条の規定に基づく報告徴求において都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。
 - (1) 特定症状の有無
 - (2) 死亡豚等の頭数、死亡豚等がいる場合には、①死亡豚の位置（豚舎名及び豚房の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること
 - (3) 死産した子豚の頭数
 - (4) 分娩した子豚の頭数
 - (5) 異常産した母豚の頭数
 - (6) 農場から出荷した豚等の頭数
 - (7) 農場に導入した豚等の頭数
 - (8) 死亡豚等の同居豚等の臨床所見
- 2 豚等の飼養場所への関係者以外の者の出入りを自粛するとともに、関係者であっても出入りの回数を最小限にすること。
- 3 全ての車両、人の入退場時の消毒を徹底すること。
- 4 飼料運搬時の運搬車の消毒、運搬経路の検討、飼料受渡し場所の制限等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、運搬経路を記録すること。
- 5 獣医師が家畜の診療を行う場合、携行する器具及び薬品は最小限のものとするとともに、消毒又は廃棄が容易な診療衣、診療器具等を着用又は使用し、農場入退場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。また、診療車両の農場敷地内への乗入れ自粛等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、診療経路を記録すること。
- 6 死亡獣畜取扱場、化製処理施設及びと畜場における入退場車両の消毒を徹底すること。
- 7 野生いのししと豚等の接触が想定される地域にあっては、接触防止のための畜舎出入口の囲障を設置するとともに、豚等の飼料等は、野生いのしし等の野生動物が接触しないように隔離及び保管すること。
- 8 鳥獣対策担当部局（農林）、野生動物担当部局（環境）等の関係部局に対し、野生いのししの死体（狩猟によるものを含む。）について、検査に必要となる材料を採取の上、焼却、埋却等により適切に処理することとし、現場に放置しないよう、市町村、猟友会等の関係者へ協力を要請するよう依頼すること。

第 82 家畜集合施設の消毒の実施期間

原則として、移動制限区域の解除を目安とする。

第 83 豚等の集合を伴わない催物等に関する事項

豚等の集合を伴わない催物等については、陽性であると判定された野生いのししが確

認された地点を中心に徹底した消毒を行うことにより、豚熱のまん延防止を図ることが可能であることから、都道府県は、必要に応じた消毒の実施等を条件に開催可能であること等を周知及び指導する。また、豚熱が発生している地域から催物等に参加する者がその参加を制限されるなどの不当な扱いを受けることのないよう、指導する。

第84 車両消毒等に関する事項

都道府県は、車両消毒等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

1 消毒ポイントによる消毒

(1) 消毒ポイントの設置場所

消毒ポイントの設置場所の検討に当たっては、警察署長及び道路管理者と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案すること。

(2) 消毒の実施に係る記録

消毒ポイントにおいて車両消毒を実施した場合は、移動先で消毒を実施した旨を確認できるよう証明書を発行し、これを当該車両とともに携行するよう指導するとともに、都道府県においても実施した車両を特定できるよう記録し、これを保管すること。

2 消毒ポイントにおける消毒の方法

消毒ポイントにおける消毒の方法については、設置場所の特性も踏まえ、道路上への消毒槽・消毒マットの設置又は駐車場等への引き込み方式（動力噴霧器による消毒）により行うこと。また、作業従事者は、車両を消毒ポイントに誘導する者と実際に消毒を実施する者を適切に配置すること。

(1) 畜産関係車両

車両の消毒については、車体を腐食しにくい逆性石けん液、消石灰等を用いることとし、極力車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒すること。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意するとともに、運転手の手指の消毒及び靴底の消毒を徹底すること。

(2) 一般車両

少なくとも、車両用踏込消毒槽や消毒マットを用いた消毒を実施すること。その際、常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換すること。

3 消毒ポイントの設置期間

原則として、移動制限区域の解除を目安とするが、ウイルスの浸潤状況等に応じて、動物衛生課と協議の上、適宜見直す。

4 正確な情報提供・指導

発生都道府県以外の都道府県は、適切な車両の消毒が行われているにもかかわらず、発生都道府県車両の出入りが制限されることがないように、正確な情報提供・指導を行うこと。

第85 野生いのししにおける検査等に関する事項

都道府県は、防疫指針第23の1の(1)の検査に当たっては、少なくとも28日間、原

則としてPCR検査又はリアルタイムPCR検査を実施する。特に、半径3km 以内の区域については採材を積極的に実施する。また、必要に応じ、血清抗体検査を実施する。

都道府県は、猟友会等の関係者に対して、当該区域において、死亡した野生いのししを発見した場合又は野生いのししを捕獲した場合には、担当部局に連絡すること及びこれらの野生いのししからの検体の採材に協力することについて依頼する。

なお、感染の拡大状況等によっては、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、対象区域の拡大に加え、実施期間の「少なくとも28日間」については、当面継続とする。

第86 野生いのしし間及び野生いのししから飼養豚等への感染拡大の防止

都道府県は、国、専門家等の意見、当該区域の野生いのししにおけるウイルス浸潤状況、環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況等）等を踏まえて、必要に応じて、野生いのししの捕獲による生息密度の低減に加え、防護柵の設置、狩猟の自粛要請、調査捕獲の調整、農地周辺の収穫残渣等の誘引物の除去、その他効果的な方法による対策を検討する。

第87 野生いのししにおけるウイルス拡散防止対策

ウイルスの拡散を防止するため、死亡した野生いのししや捕獲された野生いのししの適切な扱いについては、手引きを参照する。

第88 都道府県が飼養衛生管理基準の遵守について文書の提示で勧告を行う場合の期間及び記載事項

留意事項68に準じる。

第89 都道府県が飼養衛生管理基準の遵守について文書の提示で命令を行う場合の期間及び記載事項

留意事項69に準じる。

第90 経口ワクチンの散布等について

都道府県は、国、専門家等の意見を踏まえて、経口ワクチンの散布及び野生いのししの捕獲による生息密度の低減を実施し、必要に応じてその他効果的な方法による対策を検討する。

豚熱の診断マニュアル

豚熱ウイルス (CSFV) はフラビウイルス科ペスチウイルス属の一種で、同属の牛ウイルス性下痢ウイルス (BVDV) やボーダー病ウイルス (BDV) と抗原的及び構造的に非常に類似している。豚熱 (以下「本病」という。) に罹患した豚の臨床症状や剖検所見はウイルス株の違いや宿主である豚によって極めて多様である。BVDV や BDV といった反すう動物のペスチウイルスが豚に胎子感染した場合、豚熱と区別しがたい臨床症状を生じることもある。

本病は豚の発育ステージに関係なく伝染し、発熱、うずくまり、食欲減退、鈍麻、虚弱、結膜炎、便秘に次いで下痢、歩様蹣跚を主徴とする。発症後数日経つと耳翼、腹部、内股部に紫斑を生じる場合もある。急性経過の場合は、1 週から 2 週以内に死亡する。臨床的に症状を示さないで突然死亡する場合は本病の症状はみられない。

ウイルス株の違いと同様に、豚の月齢や状態によっては、亜急性又は慢性経過となる場合があり、死亡までの経過は 2 週から 4 週、時として数か月となることがある。慢性経過では、発育の遅延、食欲不振、間欠発熱や間欠性の下痢がみられる。本病は免疫系に影響を及ぼし、発熱前の白血球減少症がよくみられ、そうした免疫抑制によって複合感染を起こしやすくなる。

急性の場合、肉眼的病理変化は普通みられないが、典型的な所見としてはリンパ節が赤く腫脹し、心外膜の出血、腎臓や膀胱、皮膚や皮下組織において出血がみられる。亜急性や慢性の場合、これらの所見に加えて、胃腸、喉頭蓋、喉頭の粘膜に壊死性あるいは”ボタン状”潰瘍がみられる。

組織病理学的所見では、リンパ組織の実質変性、血管結合組織の細胞増殖、囲管性細胞浸潤を伴った非化膿性髄膜脳炎などの病変がみられるが、いずれも豚熱に特異的な所見ではない。

このように、本病は多様な臨床症状と病変を呈するものの、いずれも特異的な変化ではないため、臨床所見から診断することは難しく、アフリカ豚熱、離乳後多臓器性発育不良症候群 (PMWS)、豚皮膚炎腎症症候群 (PDNS) 等のウイルス性疾患や敗血症を呈しているサルモネラ症、パスツレラ症、アクチノバチルス症、ヘモフィルス・スuis感染症と区別しにくい。

したがって、実験室におけるウイルス学的診断が最も重要となる。実験室では CSFV やその核酸あるいはウイルス抗原といった抗原側の要素を検出する直接的な方法とウイルス特異抗体を検出する間接的な方法を用いる。後者の抗体検出では、BVDV などの反すう動物のペスチウイルスとの交差反応の問題があり、急性の場合には特異抗体が検出される前に臨床症状を呈して死亡してしまうため、主に清浄性の監視に利用する。

A 飼養豚等

I 抗原検査

1 検査方針

本病を疑う症例の診断においては、迅速性及び検体処理可能数量を勘案すると、凍結切片の蛍光抗体染色による CSFV の抗原検出が最良である。したがって、本病を疑う豚 1 頭から採材した多臓器について検査を行うのではなく、本病を疑う多数の豚から扁桃を採材して本病ウイルス抗原証明に力点を置いた検査を実施すべきである。

また、蛍光抗体法によるウイルス抗原の検出と同時に、細胞培養によるウイルス分離及び生体がいる場合には血液を材料とした PCR 検査を開始する。ウイルス分離はウイルスが濃厚感染している場合、24 時間から 48 時間程度で判定が可能となるが、ウイルス量が少ないこともあるため、最低 1 週間は観察を続ける必要がある。ウイルス分離と並行して RT-PCR を実施し、ウイルスの存否を早期に確認することは有意義である。しかし、PCR は交差汚染（コンタミネーション）による疑陽性が出る可能性があり、また、増幅産物が他のペスチウイルスでないことを確認（後述）する必要があるため、最終的にはウイルス分離の結果を含めた総合判断を実施する。

なお、診断をスムーズに実施する為、ウイルス検査に用いる細胞の維持および管理、凍結切片の作製に用いるドライアイスの調達、クリオスタットの予冷等に関して事前に検討しておくことが好ましい。ドライアイスの調達が困難な場合は、n-ヘキサンを-80℃に保存しておくことで代替が可能である。

2 採材

- (1) 農場に到着後、臨床検査を行い、防疫指針第 4 の 2 の症状が確認され、豚熱が疑われる場合は、当該症状が認められた豚を優先的に採材し、病性鑑定を実施する。
- (2) 採材は、病性鑑定のため処分された豚又は死亡直後の豚から速やかに行うことが望ましい。また、剖検材料は生組織材料の採取を優先的に行い、残りの部分について病理組織検査のために組織固定用ホルマリンで保存する。生組織材料は扁桃（片側全て）、腎臓（髄皮質を含む。）及び脾臓（一部）とし、ウイルス分離用乳剤作製に用いるだけでなく凍結切片作製にも用いるため、組織構造を壊さないように留意して採材を行う。採取した材料は個体別に滅菌 6 穴プレート等に入れ、ビニールテープで蓋を固定し、密閉する。さらにビニール袋に入れ、冷蔵（氷冷）して検査室に持ち帰る。感染していた場合、生組織材料や血液には多量のウイルスが含まれ、使用した解剖・採材器具は多量のウイルスで汚染されるため、その取扱いにも十分注意する。

また、本病を疑う症状を示している豚が生存している場合には、血液（血清又は抗凝固剤加血液）も採取しておき、抗体検査や白血球数計数検査はもちろん、ウイルス分離及び PCR 検査の材料としても用いる。

3 凍結切片と乳剤の作製

凍結切片作製用材料は凍結融解することなく、新鮮な材料を用いる。それぞれの操作に際しては、卓上に消毒液を含ませたさらし布を敷く等、病原体の飛散を防止する措置を講ずる。

(1) 生組織材料の処理

- ア 凍結切片作製用に組織を 1 cm × 5 mm (扁桃) あるいは 1 cm × 1 cm (腎臓、脾臓) 程度の大きさに、それぞれ 3 個ずつ切り出す。
- イ 乳剤作製用に残りの組織から 1 g 程度をシャーレに取り、秤量しておく。乳剤作製まで、氷冷下で保存する。
- ウ 濾紙に豚番号・標本名を記入する。
- エ 凍結切片作製用の組織を切断面を上にしてそれぞれ濾紙の上に載せる。この際、扁桃は陰窩の縦断面が、腎臓は尿細管上皮が、それぞれ切断面に出現するように注意する。
- オ 組織片を載せた濾紙をピンセットで摘み、ドライアイス・アセトンで冷やした n-ヘキサン (-80℃程度) に浸け、急速凍結する。浸け過ぎると組織片が割れるので注意する。
- カ 凍結したら素早くクリオスタット庫内に移すか、耐冷チューブに入れ、-80℃のデュープフリーザーに保存する。

(2) 凍結切片標本の作製

- ア (1) のカで凍結組織を耐冷チューブに入れた場合は、クリオスタット庫内で、耐冷チューブから組織片を取り出す。
- イ 組織片をコンパウンドを使って検体台につける。
- ウ 面出しをする。
- エ 6 μm の切片を作製する。
- オ シリコンコート処理済みスライドグラスに切片を取る。
- カ 直ちにドライヤー冷風で乾燥する。
- キ 冷アセトンで 10 分間、固定する。
- ク 風乾し、スライドグラス標本とする。

(3) ウイルス分離及び PCR 検査のための乳剤の作製 (ホモジナイザーや細胞破碎装置等を用いて作製しても可)

- ア (1) のイの組織片を乳鉢に入れる。
- イ 乳鉢内で組織片をハサミで細切りする。
- ウ けい砂を適量加え、乳棒で細切片を軽く擦りつぶす。
- エ 秤量した組織片が 10%w/v となるように培養液を入れ、よく乳化させる (例えば組織片が 1 g のときは 9 ml の培養液を加える)。
- オ 乳化した組織片を遠心管に移す。
- カ 3,000 r.p.m.、15 分間の冷却遠心を行う。
- キ 上清を小試験管に移して、10%乳剤とする。

4 ウイルス分離 (カバースリップの代わりにチャンバースライド等を用いても可)

カバースリップ標本作製するため、カバースリップに細胞シートを形成させてから乳剤を接種するが、細胞の培養に用いる牛胎子血清は BVDV 抗体陰性のものを使用する。また、ウイルスと中和抗体が共存する個体では乳剤からのウイルス分離が陰性となる場

合があるので、希釈した乳剤（後述）も併せて接種する。乳剤を接種後、カバースリップ上の細胞を経日的に取り出し、冷アセトンで固定し、蛍光抗体法により細胞質内の本病ウイルス抗原を検出する。観察期間は少なくとも1週間は必要であるが、乳剤中のウイルス量が少なく、3日目に観察するカバースリップ上の細胞シートに特異蛍光が観察されなければ、別の6穴プレートにカバースリップを入れ、培養細胞を準備する。4日目も特異蛍光が観察されなければ、当該カバースリップの培養上清を前日に準備した培養細胞に接種し経代培養する。5日目から7日目までは、この培養細胞のカバースリップについて観察する。

なお、それぞれの操作に際しては、消毒液を含ませたさらし布を敷く等、病原体の飛散を防止する措置を講ずる。

(1) 培養細胞の準備

ア ウイルス分離にはCPK細胞（Ⅱの4のCPK-NS細胞とは別の細胞であることに注意する。）を用いることとし、面積比で3倍に継代する。

イ 6穴プレートの各穴にカバースリップ（6×18 mm）を3～4枚ずつ重ならないように入れる。

ウ 細胞浮遊液3mlを各穴に入れる。この際、カバースリップが浮遊して、重なることがあるので注意する。

エ 37℃で一晩培養する。

オ 翌日、細胞シートが形成されていることを確認してから使用する。

(2) 乳剤接種とカバースリップ標本の作製

ア 少なくとも扁桃乳剤については、0.45 μmのフィルターで濾過する。この際、あらかじめグラスフィルターを通して目詰まりを防げる。

イ 乳剤や血液の希釈液（原液及び10倍又は100倍希釈を使用）を作製し、（1）のオの細胞シートに0.2～0.3 ml接種する（接種材料の原液は少なくとも検査終了時までには保存する。）。

ウ ウイルス吸着のために1時間静置する。その間15～20分の間隔でティルティング操作を行う。

エ PBS-又は培地で細胞面を洗浄する。

オ 5%血清添加培養液を添加し、37℃で培養する。なお、添加する血清はBVDV抗体陰性の牛胎子血清を用いなければならないが、馬血清で代用することも可能である。この場合、あらかじめ馬血清でCPK細胞が培養可能かチェックしておくこと。

カ 経日的にカバースリップを取り出し、PBS-で洗浄後、冷アセトンで10分間固定する。

キ 風乾し、カバースリップ標本とする。

5 蛍光抗体法

3の（2）のクのスライドグラス標本及び4の（2）のキのカバースリップ標本の蛍光染色には、市販の豚熱診断用蛍光抗体を用いる。扁桃の凍結切片においてはウイルス抗原陽性の場合、陰窩上皮細胞に特異蛍光が観察され、蛍光は細胞質のみ（核は黒く抜ける）に認められる。一方、カバースリップ標本においては、ウイルス分離陽性の場合、

標本全体又は一部分の細胞に特異蛍光が観察され、スライドグラス標本同様に細胞質内に特異蛍光が認められる。標本全体の細胞か、一部分の細胞かは接種材料中のウイルス量の違いによるものであり、ウイルスが少ない場合は、ウイルス感染細胞は培養時間の経過とともに巣状に増加し、フォーカスを形成する。検査結果の判定はこのフォーカス形成時期が一番容易であるので、経日的な観察が必要となる。いずれかの標本を染色する場合にも、抗原の陽性対照としてあらかじめ作製・保存しておいた GPE-ワクチン株感染カバースリップ標本を同時に染色すると、診断用蛍光抗体や蛍光顕微鏡がうまく働いていることが確認でき、かつ判定しやすくなる。なお、蛍光抗体染色法の詳細については豚熱診断用蛍光抗体に添付されている説明書に記載されているので参照する。

6 RT-PCR

被検材料としては、2の(2)の血液材料、3の(3)のキの10%乳剤又はウイルス分離中の培養上清を用いる。また、交差汚染が起きた際の判別を的確に行うため、次とおり2種類の陽性対照試料を用いた手法で検査を実施する。ただし、(1)の②の陽性対照試料が確保できない等の場合には、7により CSFV ワクチン株 (GPE-株) を陽性対照試料とした従前法により検査を実施する。

なお、精液を検査する場合においても同様の手法により検査することは可能であるが、材料が原液である場合には、精液用希釈溶液、PBS あるいは生理食塩水により市販されている精液と同程度に希釈 (50 倍希釈) するよう注意すること。

(1) 陽性対照試料

① 陽性対照試料 1 : BVDV 培養上清

BVDV 1 型又は 2 型の培養上清を用いる。当該試料は、被検材料と同様に RNA 抽出を行い、PCR 反応までの検査の成否を判定するための陽性対照試料とする。

② 陽性対照試料 2 : CSFV (GPE-株) 改変 DNA

動物衛生研究部門より配布される DNA を用いる。当該試料は、PCR 反応から制限酵素処理までの検査の成否を判定する陽性対照試料とする。

(2) RNA の抽出

市販の RT-PCR のための RNA 抽出キットが簡便であり、操作も容易である。抽出材料は血液、乳剤や培養上清等があり、材料に適したキットを選択する。抽出材料はウイルス分離材料の調整段階でウイルス分離用とは別のマイクロチューブに必要量 (キットにもよるが、50~400 μ l の範囲) を分注しておく、凍結融解によって感染価が低下する心配がない。また、変性剤を添加して混和するまで、材料は感染性があるものとして取り扱わなければならない。

なお、RNA の抽出には陽性対照試料 1 についても必ず行うこと。当該試料は適当な容量ごとにチューブ等に分注し、凍結して保存しておくことが望ましい。

(3) RT-PCR

市販の RT-PCR キットが簡便である。特に RT 反応と PCR 反応を続けて行えるワン・チューブ方式のものが便利で、操作や交差汚染の問題を軽減できる。ただし、市販キットの中には PCR 反応後の産物のキャリーオーバーによる交差汚染を防ぐ目的で、UNG 酵素 (Uracil-N-Glycosylase) を添加したものがあるが、本酵素は、交差汚染リスク

を減少させる効果が期待できる一方で、PCR 反応後の遺伝子解析（制限酵素処理やシーケンス解析等）には不向きであることを留意すること。ウイルスの存否を知る検出を目的とした検査の場合、標的領域は 5' 側非翻訳 (5'-NTR) 領域を用いる。ただし、5'-NTR 領域は遺伝子の保存性が高く種々の CSFV 株の検出が可能であるが、BVDV 等の他のペストウイルスも検出するため、検出した PCR 産物の詳細な解析等が必要となる。

なお、陽性対照として陽性対照試料2を、陰性対照としてPBSをそれぞれ置くこととするが、交差汚染の危険性があるため、施設やバイオセーフティの観点からも陽性対照の取り扱いには十分に注意しなければならない。

ア プライマーとアニーリング温度

Š. Vilček ら (Arch. Virol, 136:309–323, 1994)による上流プライマー「324」及び下流プライマー「326」がCSFV 検出の目的には適している。いずれも Tm 値が 56.5°C であるので、PCR 反応のアニーリング（対合）は 55～57°Cで行う。ディネーチャー（変性）温度、エクステンション（伸長）温度並びにそれらの時間やサイクル数は使用するキットに従い設定する。

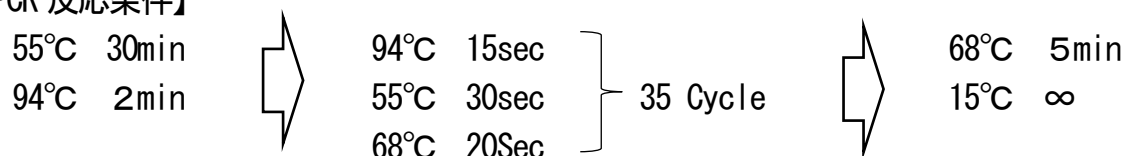
【プライマーの配列】

上流プライマー「324」 5'-ATG CCC (T/A) TA GTA GGA CTA GCA-3'
下流プライマー「326」 5'-TCA ACT CCA TGT GCC ATG TAC-3'

【反応液の組成】 Invitrogen 製 SuperScript III One-step RT-PCR kit の使用例

2 × Reaction Mix	12.5 μl
324 Primer (10pmol/μl)	0.5 μl
326 Primer (10pmol/μl)	0.5 μl
Enzyme Mix	1.0 μl
DW	8.0 μl
Sample	2.5 μl
Total	25.0 μl /tube

【PCR 反応条件】



イ アガロース電気泳動と制限酵素処理

CSFV であれば、およそ 280bp (多くは 284bp) の PCR 産物が産生される。産物は 1 ~ 2 % アガロースゲルで電気泳動し、紫外線照射下で観察・写真撮影する。

BVDV など他のペスチウイルスでもおよそ 280bp の産物が産生されるため、アガロース電気泳動上では CSFV か、BVDV かは区別できない。確実に識別するためには塩基配列の決定とその遺伝子解析が必要であるが、制限酵素で消化すると、アガロース電気泳動により程度判別できる。

また、本マニュアルによる手法は、制限酵素処理により交差汚染の有無を確認することが可能である。制限酵素は、*Bgl*/I と *Ecd*RVを用い、以下に示す反応液の組成等を参考に実施する。

CSFV の場合(処理前の PCR 産物は 284bp)、*Bgl*/I でのみ切断され、処理前と比較してサイズが小さくなり、処理後はおよそ 243bp となる(制限酵素によりおよそ 41bp の断片が切り出される)。

一方で、陽性対照試料 1 の BVDV にあつては、*Bgl*/I 及び *Ecd*RV のどちらでも切断されないことから、処理後も処理前と同様に 284bp となる。

また、陽性対照試料 2 の DNA にあつては、*Bgl*/I 及び *Ecd*RV の両方で切断されることから、処理後のサイズは豚熱ウイルスより小さく 144bp となる(制限酵素によりおよそ 41bp と 99bp が切り出される。)。

【反応液の組成】 *Bgl*/I 及び *Ecd*RV を用いた処理

PCR 反応液	5.0 μ l
10 $\times$ high buffer	2.0 μ l
<i>Bgl</i> /I	0.5 μ l
<i>Ecd</i> RV	0.5 μ l
DW	12.0 μ l
Total	20.0 μ l/tube

【制限酵素処理の反応条件】

37°C 60min

※市販の制限酵素処理の至適温度に従う。

7 検査結果の取扱い

凍結切片やウイルス分離等において、陽性と思われる所見が得られた場合は、防疫指針第 4 の 6 に基づき対応する。

II 抗体検査

1 検査方針

急性経過をとる豚熱の場合、抗体を生じる前に死亡することが多く、臨床検査による摘発が重要となる。一方、慢性経過をとる豚熱の場合、明瞭な症状がみられず、臨床検査による摘発は困難であるが、罹患豚の多くは抗体を産生するため、抗体検査による摘発が可能である。また、抗体検査は蛍光抗体法と異なり、生前検査として実施できることから、清浄性確認のための監視検査の一つとして有用である。野外ウイルス感染の場合、水平感染による病原体の拡散は容易に起こるので、抗体陽性豚と疫学的関連のある豚の抗体検査を実施することにより、豚群として抗体検査を評価する。また、本病生ワクチンを接種した豚は生涯にわたり CSFV に対する抗体を持続することから、ワクチンを使用した際にはこの点にも留意して評価を行う。

抗体検査は採材後直ちに実施することを基本とし、その結果から野外感染が疑われる場合には、速やかに本病の確定診断（抗原検査）を実施する。

2 被検血清の調整

採取した血液からは速やかに血清を分離し、ウイルス分離等抗原検査用の生血清を取り分けた上で、抗体検査に供する血清は、確実に非働化（56℃、30 分の加熱処理）を行う。残余や直ちに使用しない血清は-20℃で凍結保存する。なお、生血清は、ウイルス汚染の可能性も考慮し、密封容器に入れ、-80℃で保存する。

3 酵素免疫測定法（ELISA）

市販のエライザキットを用い、操作及び判定は添付の使用説明書に従う。中和試験のように生ウイルスを取り扱わないので、安全で速やかに結果が得られることから、今後は本法を抗体検査の中心とする。

4 中和試験

中和試験の指示ウイルスとして、ワクチンウイルスの GPE-株を使用し、培養細胞は無血清培地に適応した細胞の豚腎臓由来株化細胞（CPK-NS 細胞）を用いる。このウイルスと培養細胞の組合せによって、細胞変性効果（CPE）を指標に中和抗体価が判定できるが、CPK-NS 細胞は CSFV を増殖させる能力が低いいため、ウイルス分離や指示ウイルスストック作製には不向きである。また、ワクチンウイルスといえども生ウイルスを扱うことから、培養細胞や検体への汚染に注意するとともに、実験室外への漏出防止等の管理徹底を図る必要がある。

（1）無血清培養細胞の培養

中和試験には無血清培養液で増殖可能な CPK-NS 細胞を用いる。この細胞の継代維持には再利用品ではない新品のプラスチック培養フラスコを使用する。密栓（フラスコの蓋を固く締めて）培養すること、及び継代時の細胞分散液（トリプシン溶液）の除去に、遠心・洗浄操作を最低2回繰り返すこととの他は、通常の継代維持と変わらない。したがって、通常7日間隔で細胞面の面積比3倍で継代維持を行う。なお、25cm²（75cm²）の場合は、15mL（45mL）に浮遊させ、5mL（15mL）ずつ分注し、培養する。

〔無血清培養液の作製方法〕

イーグル MEM	・ ・ ・ ・ ・	9.4 g（製品指示量）
TPB (Tryptose Phosphate Broth)	・ ・ ・ ・ ・	2.95 g
BES (N, N-Bis(2-hydroxyethyl)-2-aminoethanesulfonic acid)	・ ・ ・	2.13 g
Bacto Peptone	・ ・ ・ ・ ・	5.0 g

上記試薬を秤量し、1リットルの純水又は超純水に溶解し、121℃、20 分でオートクレーブする。室温まで冷却後、別途準備した3% L-グルタミン及び7.5%重曹をそれぞれ10 mL 及び30 mL ずつ添加し、使用液とする。

ア 培地を除去し、細胞面を除去した培地の2倍～3倍量のPBS-で1回洗浄する。

イ 細胞はトリプシン溶液を用いて消化（通常、10 分～30 分程度）し、少量の培地を加えてから、ピペッティングによって細胞を十分に分散させた後、使用したトリプ

シン溶液の 10 倍量の培地で浮遊させる。

ウ 細胞浮遊液を遠心管に回収し、遠心（1,000r.p.m、5分）する。遠心後、上清を除去し、再び培地を加え細胞を浮遊させる。

エ 再度遠心（1,000r.p.m、5分）し、上清を除去する。

オ 元の細胞面の 3 倍比となるように、培地に再浮遊させた後、プラスチック培養フラスコに細胞浮遊液を分注する。

カ プラスチック培養フラスコの蓋を固く締めて 37°Cで静置し、細胞は 7 日後に再び継代するか、又は中和試験に供する。細胞継代は 4 日目ぐらいで可能であるが、細胞数が少ないため、3 倍比では継代できないので注意する。

（2）中和試験

中和試験の指示ウイルスとしては、ワクチン株（GPE-株）を用いる。このワクチンウイルスは CPK-NS 細胞では CPE を起こすものの、ほとんど増殖はしないため、中和試験用の指示ウイルスストック作製にはウイルス分離の際同様、CPK 細胞（Ⅱの 4 の CPK-NS 細胞とは別の細胞であることに注意する。）を用いる。培地には 5 %血清添加したものを使用する。ウイルスストック作製以外のウイルス力価及び中和力価の測定には無血清培地を用いた CPK-NS 細胞を使用する。

ア ウイルス液の調整法

（ア）シートになった CPK 細胞に多重感染度（M.O.I）約 0.1 で接種し、ウイルス吸着のために 1 時間静置する。その間 15～20 分の間隔で、ティルティング操作を行う。

（イ）PBS-又は培地で細胞面を洗浄する。

（ウ）5 %血清添加培養液を加え、37°Cで培養する。

（エ）開放培養の場合、培養後 4、5 日目に培養上清を遠心管に回収する。回収前に顕微鏡で観察すると、ウイルス増殖によって軽い細胞変性効果（CPE）が認められるものの、より確実にウイルス液の回収適期を調べるためには、ウイルス分離同様にウイルス接種する細胞にあらかじめカバースリップを入れておき、無菌的にカバースリップを回収して蛍光抗体法によって抗原が細胞シート全体に広がっていることを確認する。回収した培養上清は遠心（1,000r.p.m、5分）し、浮遊している細胞を除去する。

（オ）遠心上清をさらに 3,000r.p.m で 15 分の遠心によって細胞片を除去し、0.5ml ずつ小分注する。分注したウイルス液は -80°Cに保存し、凍結融解したウイルスの力価を測定する。

イ ウイルス力価の測定方法

（ア）CPK-NS 細胞をトリプシン消化し、2 回の遠心洗浄操作を行って細胞浮遊液を調整しておく。細胞は通常継代する場合と同量の無血清培地に再浮遊させる。

（イ）測定したいウイルス液を無血清培地で 10 倍階段希釈する。

（ウ）96 穴マイクロプレートに希釈したウイルス液を各穴 100 μ l ずつ入れる。

（エ）調整した細胞浮遊液を各穴 100 μ l ずつ入れ、37°Cの炭酸ガス培養器内で 7 日間培養する。

（オ）細胞表層に観察される CPE を指標に、ウイルス力価（TCID₅₀）を求める。

ウ 中和抗体測定方法

- (ア) 非働化済みの被検血清 50 μ L を 96 穴マイクロプレートに入れ、無血清培養液 50 μ L で 2 倍階段希釈し、16 倍希釈までの各穴 50 μ L の 4 管（2 倍～16 倍）希釈列を 2 列作製する。この際、ウイルスを接種しない細胞対照用及びバックタイトレーション用にそれぞれ無血清培養液 100 μ L 及び 50 μ L ずつ入れた穴も用意する。
- (イ) 96 穴マイクロプレートに 100 μ L 当たり 200 TCID₅₀ に調整したウイルス液を 50 μ L ずつ血清希釈列に接種する。同時に調整したウイルス液の 10 倍階段希釈列を無血清培養液 50 μ L を入れた穴に各穴 50 μ L ずつ接種し、バックタイトレーションする。
- (ウ) プレートを攪拌後、37°C の炭酸ガス培養器内で 1 時間感作させる。
- (エ) 感作中に CPK-NS 細胞をトリプシン溶液で消化し、2 回の遠心・洗浄操作を行って細胞浮遊液を調整しておく。細胞は通常継代する場合と同量の培養液に再浮遊させる。
- (オ) 細胞浮遊液を各穴 100 μ L ずつ入れ、37°C の炭酸ガス培養器内で 7 日間培養する。
- (カ) 細胞表層に認められる CPE を指標に中和抗体価を求める。

5 検査結果の取扱い

酵素免疫測定法又は中和試験によって、陽性又は疑陽性の所見がみられた場合には、防疫指針第 4 の 6 に基づき対応する。

B 野生いのしし

野生いのししの検査においても、本マニュアルを準用する。

なお、野生いのししの検体は、特に豚等の検体と交差汚染しないよう注意が必要であることから、PCR 反応後に電気泳動が不要であり、多検体処理が可能であるリアルタイム PCR 検査の活用も検討する。

リアルタイム PCR 検査の実施に当たっては、市販のキットが簡便である。ただし、リアルタイム PCR 検査はコンベンショナル PCR 検査に比べ、感度が落ちることが確認されているため、豚等を診断する際に用いず、サーベイランスとして実施する野生いのししの調査に限って使用することとする。また、リアルタイム PCR 検査では、制限酵素による CSFV とその他ペスチウイルスとの判定ができないことから、野生いのししの初発事例で陽性が確認された場合等は、コンベンショナル PCR 検査及び動衛研で実施するシーケンスで確定診断を行うこと。さらに、リアルタイム PCR 検査が陰性の場合でも、死亡状況や解剖所見で強く豚熱が疑われる場合には、コンベンショナル PCR 検査を実施すること。

※ リアルタイム PCR 検査で使用する市販キットは、複数の蛍光色素を使用したプローブ法により被検材料の検出を行うもので、陽性対照試料、インターナルサンプルコントロールにより試験の成立及び結果を判断でき、また、ワンステップで、かつ、下記の反応条件により実施するものを推奨する。

逆転写：50°C で 15 分を 1 サイクル

変 性：95°C で 1 分を 1 サイクル

増 幅：95°C で 15 秒及び 60°C で 30 秒を 45 サイクル

豚の評価額の算定方法

1 肥育豚

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 肥育経費 (1日当たりの生産費 × 飼養日数)

(2) 素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する
- ② 素畜を自家生産している場合又は導入価格を確認することができない場合には、産み落とし価格を用いることとし、その算定方法については、直近年度の畜産物生産費における肥育豚生産費の100分の9を乗じて算定する。
- ③ 1日当たりの生産費は、全算入生産費から産み落とし価格を除いた額を肥育期間(平均販売月齢)で除した費用に100分の50を乗じた前期1日当たり生産費(生まれた日から70日齢まで)及び100分の130を乗じた後期1日当たり生産費(71日齢から出荷されるまで)を算定する。
- ④ 飼養日数は、素畜を導入する場合には導入した日から、繁殖・肥育一貫経営等の場合には素畜が生まれた日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

[参考] 1日当たり生産費 (平成23年度畜産物生産費調査)

● 産み落とし価格 (全国平均)

全算入生産費 31,903 円 × 豚肉生産コスト全体に対する子豚生産に要するコストの割合 9% = 2,871 円

● 肥育豚の1日当たり生産費 (全国ベース)

(全算入生産費 31,903 円 - 産み落とし価格 2871 円) ÷ (肥育期間 6.4 か月 × 30.4 日)
= 149 円

・ 前期1日当たり生産費 (0~2.3 か月齢) : 1日当たり生産費の50% = 75 円

・ 後期1日当たり生産費 (2.3~6.4 か月齢) : 1日当たり生産費の130% = 194 円

【例】肥育豚を出荷時 (6.4 か月齢) で評価

[100日齢の子豚を導入している場合]

導入価格※ 1日当たりの生産費 × 飼養日数

15,220 円 + (194 円 × (6.4 か月 - 3.3 か月) × 30.4 日) = 33,503 円

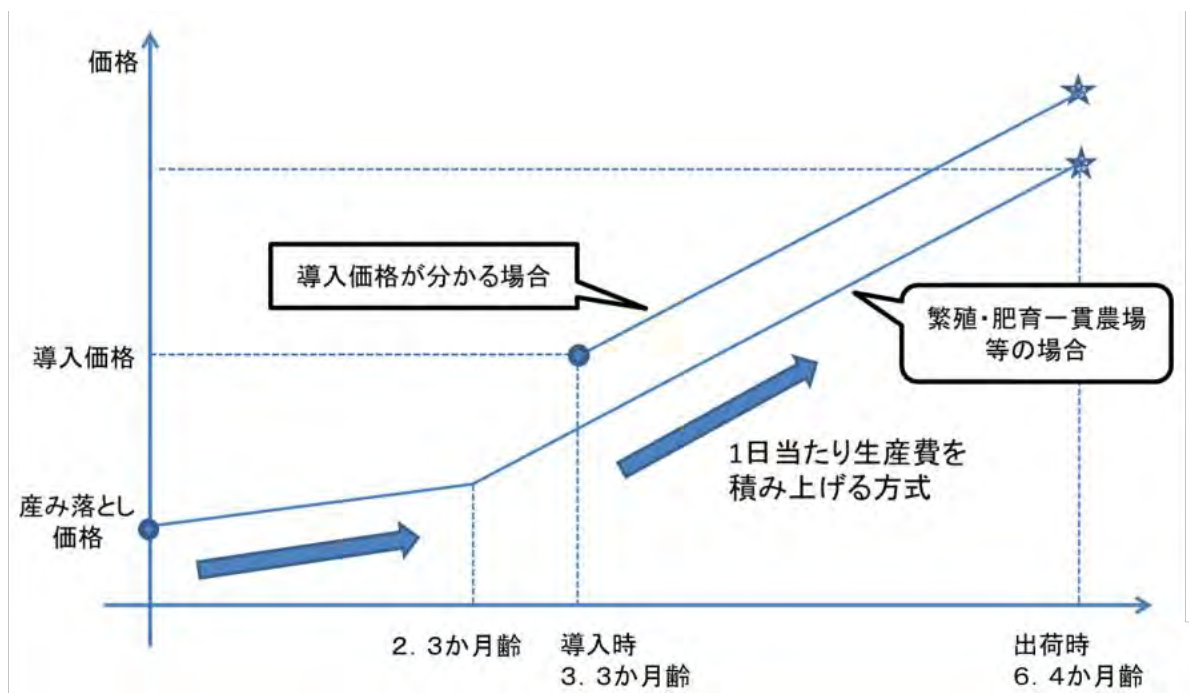
※この試算例では農作物価統計を用いて導入価格を設定

[繁殖・肥育一貫経営等で導入価格がない場合]

産み落とし価格 1日当たりの生産費 × 飼養日数

2,871 円 + ((75 円 × 2.3 か月) + (194 円 × 4.1 か月)) × 30.4 日 = 32,295 円

肥育豚



2 繁殖雌豚

【繁殖雌豚（未経産）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）+ 受胎加算金

(2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
- ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の豚（品種、用途（繁殖向等）等が同一の豚）の平均取引価格（直近1年間のもの）とする。
- ③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における肥育豚の1日当たりの生産費を利用する
- ④ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
- ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母豚価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

【繁殖雌豚（経産）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

初産時基準価格×評価指数／100 + 受胎加算金

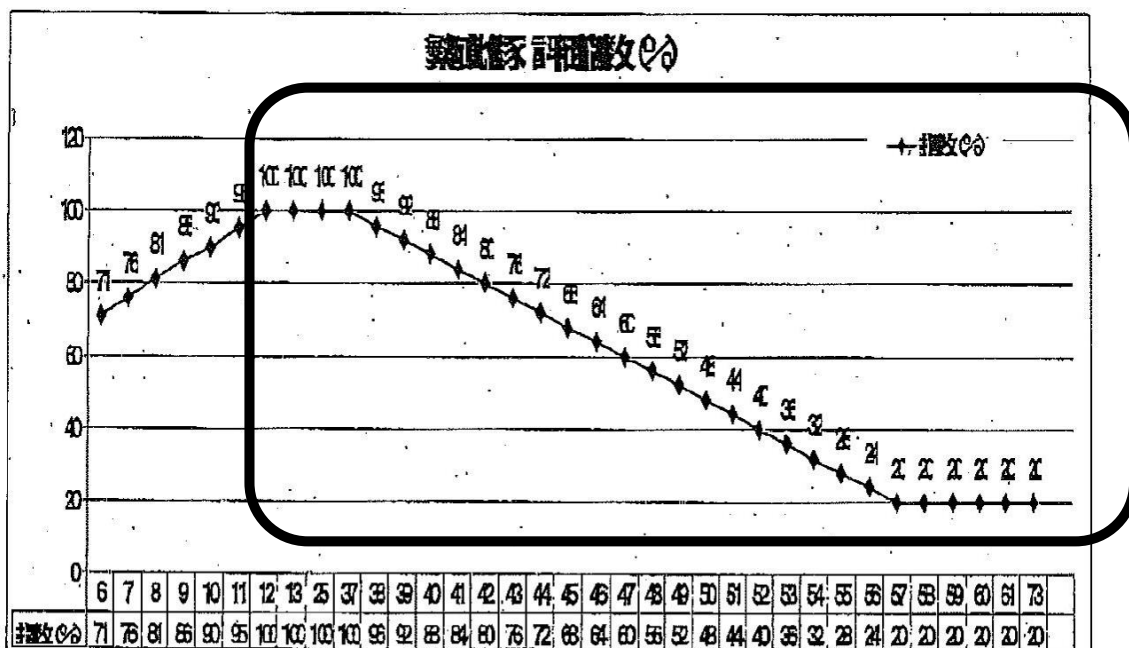
(2) 初産時基準価格及び評価指数の算定方法

- ① 初産時基準価格は、次により算定する。

素畜の導入価格＋平均初産月齢までの育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）
 なお、素畜の導入価格及び育成経費は繁殖雌豚（未経産）と同様の算定方法とする。

- ② 評価指数は、初産時の評価を100とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。
- ③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における肥育豚の1日当たりの生産費を利用する。
- ④ 受胎している場合には、受胎分として母豚価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

【参考】宮崎県が口蹄疫発生時に利用した評価指数（繁殖雌豚）
 各都道府県が同様のものを独自に保有している



【例】繁殖雌豚を初産時（約12か月齢）で評価

$$\begin{aligned}
 & \text{導入価格} \quad (1 \text{ 日当たりの生産費} \times \text{飼養日数}) \quad \text{妊娠加算分} \\
 & \{ 55,280 \text{ 円 (繁殖用雌豚(雑種) 平均購入価格)} + 194 \text{ 円} \times (12 \text{ か月} - 3.3 \text{ か月}) \times 30.4 \text{ 日} \} \times 1.2 \\
 & = \boxed{127,779 \text{ 円}}
 \end{aligned}$$

(留意事項)

別記様式 1 ～ 別記様式 12 (別添参照)

(別記様式1)

認 定 証
〇〇 〇〇 (年 月 日生)
上記の者を豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に 基づく知事認定獣医師と認める
認定番号 第 号
認定日 年 月 日
〇〇県知事

縦53.98mm、横85.60mm

豚熱予防的ワクチン接種プログラム

都道府県名

① 接種命令の対象区域の範囲及び範囲の考え方

接種命令の対象区域	
範囲の考え方	

② 接種開始及び初回接種終了予定時期

接種開始予定時期	
初回接種終了予定時期	

③ 接種対象頭数及び必要となるワクチン数量の見込み

接種対象頭数(初回)					
ワクチン 数量見込み	月	戸数	接種対象頭数をカバーするワクチン数		備考
	○月	○戸	○頭	○本	初回接種

④ 対象区域内における農場の接種の進め方(家畜防疫員の確保及び認定民間獣医師の活用を含む。)

--

⑤ 標識の方法

--

⑥ 接種農場の出荷先となると畜場

県内		
県外	接種地域	
	非接種地域	

⑦ ワクチン接種に係る正確な情報提供に関する事項

⑧ 接種区域における遵守事項の実施を担保する体制

⑨ その他ワクチン接種に当たり講じる措置の内容

豚熱予防的ワクチン接種プログラム

都道府県名

〇〇県

① 接種命令の対象区域の範囲及び範囲の考え方					
接種命令の対象区域		〇〇県〇〇市、△△町、□□町(〇〇地域、〇〇地域に限る)			
範囲の考え方		例: 県内において、豚コレラに感染した野生イノシシが確認された△△町を中心とし、野生イノシシの生息状況、行動範囲及び山林等の地理的要因を踏まえ、〇〇市、△△町、□□町(〇〇地域、〇〇地域に限る)を接種区域に設定する。 なお、接種地域と非接種地域は、〇〇川、国道〇号線及びJR〇〇線により明確に隔てられている。 (注: 当該地域の飼養衛生管理基準の遵守の状況を記載し、飼養衛生管理基準の遵守を徹底が図られていることが明らかになるように記載する必要(指針第3-3の2(2)参照)) ※陽性イノシシ・農場プロット地図の参考添付			
② 接種開始及び初回接種終了予定時期					
接種開始予定時期		令和元年10月下旬			
初回接種終了予定時期		令和元年11月下旬			
③ 接種対象頭数及び必要となるワクチン数量の見込み					
接種対象頭数(初回)		70戸 4,000頭 (各県は生産者の情報を元に必要量の見積を作成) (接種に必要なワクチン数量〇本)			
ワクチン数量見込み	月	戸数	接種対象頭数をカバーするワクチン数		備考
	10月	70戸	4,000頭	〇本	初回接種
	11月	60戸	200頭	〇本	
	12月	60戸	200頭	〇本	
	1月	60戸	200頭	〇本	
	2月	60戸	200頭	〇本	
	3月	60戸	200頭	〇本	
	4月	70戸	700頭	〇本	令和2年4月以降のワクチン数は参考数値
	5月	60戸	200頭	〇本	
	6月	60戸	200頭	〇本	
	7月	60戸	200頭	〇本	
	8月	60戸	200頭	〇本	
9月	60戸	200頭	〇本		
④ 対象区域内における農場の接種の進め方(家畜防疫員の確保及び認定民間獣医師の活用を含む。)					
対象区域内に豚飼養農場は、〇戸(養豚〇戸、愛がん〇戸…)所在しており、全農場計〇戸について接種する。農場でワクチン接種を行う防疫員は、県内の防疫員〇名のほか、県外の家畜防疫員〇名の派遣(〇年〇月～〇年〇月)要請により確保予定。 <u>知事認定獣医師は、個人〇名及び組織〇団体(所属獣医師〇名)を認定し、農場〇戸の接種を担当(詳細は別紙様式1-2)。</u> 接種は、1農場につき1班(獣医師〇名、補助〇名)で行ない、 <u>原則として同日に複数農場を巡回しない。</u>					
⑤ 法第7条に基づく接種後の標識の方法					
ワクチン接種豚については、接種豚の接種状況を正確に記録し、出荷の際には、スプレーで背部に「V」を赤又はピンク(蛍光色)のスプレーでマーキングし、接種豚であることが明確に判別できるようにする。					
⑥ 接種農場の出荷先となると畜場					
県内		〇〇県 〇〇食肉センター			
県外	接種地域	〇〇県 〇〇食肉センター 〇〇府 〇〇食肉センター			
	非接種地域	〇〇県 〇〇食肉センター			
※県内のと畜場は全て接種区域内からの搬入。					

(注) 事前に交差汚染防止対策等の実施状況等及び出荷先の出荷の同意について確認が必要

⑦ ワクチン接種に係る正確な情報提供に関する事項

(記載例: できるだけ具体的に記載のこと)

市町、JA等の関係機関に対し、各農場のワクチン接種開始時期について周知する。

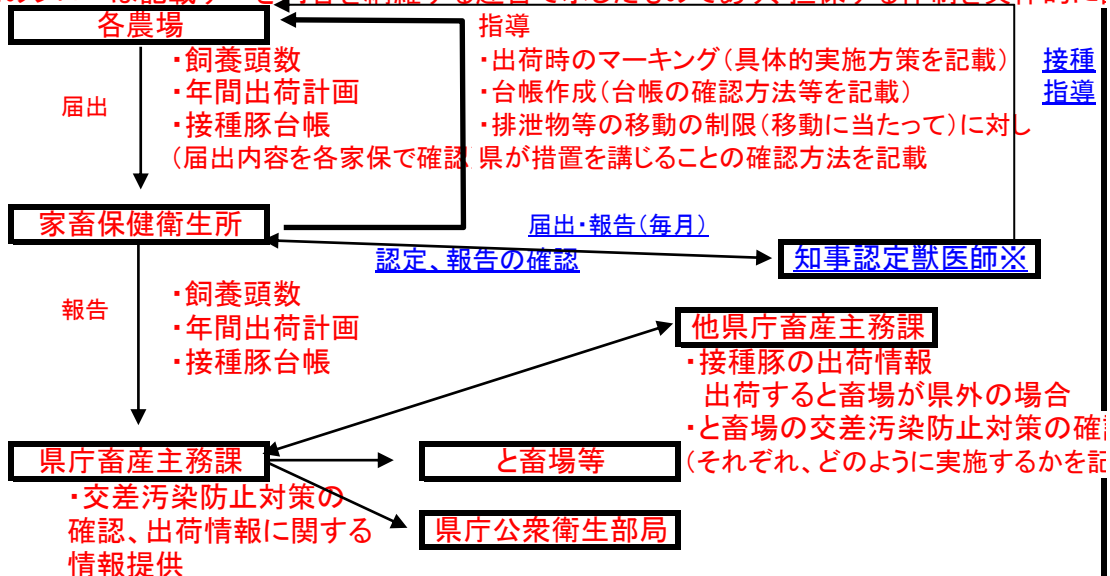
接種豚の出荷開始に際しては、プレスリリースを行って広く県民に周知するとともに、豚コレラワクチン接種による人体への影響が無いことを県のwebサイトを使った広報に努める。

また、生産者や獣医師に対し、説明会を開催し、ワクチンの正しい使用法やワクチンの性能等について改めて説明するとともに、接種後に必要となる措置について十分理解いただく。

知事認定獣医師に対しては、ワクチン接種に必要な技術的及び事務的な事項について、講習会の開催等を通じて周知する。

⑧ 接種区域における遵守事項の実施を担保する体制

(このフローは記載すべき内容を網羅する趣旨で示したものであり、担保する体制を具体的に記す)



(注: このフロー図によらず、遵守事項の実施を担保する体制及び実際に措置の内容を記載すること)

※知事認定獣医師による適切な接種が行われない場合には、法第6条の接種命令に基づく家畜防疫員による接種を行う。

⑨ その他ワクチン接種に当たり講じる措置の内容

・ワクチンの免疫付与状況確認検査の実施

ワクチンを接種した全農場については64か月に1回、抽出によりワクチンの有効性を確認するための抗体検査を実施する。材料については、ワクチン接種後少なくとも62週間経過していることを確認し、豚舎あたり545頭(545頭に満たない場合は全頭)を採材し、抗体検査を実施する。なお、当該検査において、ワクチン接種した豚の抗体価の上昇が確認されなかった場合、当該豚が使用されていた豚舎の全頭について追加ワクチンを接種する(当該検査で抗体陽性を確認した豚をが除く)。

・ワクチン保管及び使用資材の廃棄について

ワクチンは接種を担当する家畜保健衛生所又は知事認定獣医師の〇〇において、県庁畜産課から配分された数量について適切に冷蔵保存を行う。家畜防疫員は、ワクチン接種に使用した資材及びワクチンの瓶をについては、全て家畜保健衛生所に持ち帰り、また、知事認定獣医師は使用したワクチンの瓶を毎月家畜保健衛生所に返却し、焼却等適切な処理を実施。また、開封済みワクチンについても、同様に処理。使用ワクチン数量及びワクチン接種農場の戸数を2か月ごとに取りまとめ、動物衛生課に報告する。

・生産者から徴収する手数料の額

・必要となる資材(注射器等)の確保 等

農場 番号	種別	農場の名称	所在地	接種獣医師(家 畜防疫員又は知 事認定獣医師) の氏名又は名称	初回接種後の1 か月ごとの接種 対象頭数	1か月ごとの必 要なワクチン数 量	豚の出荷先	交差汚染防止対策	死体処分	排泄物等	豚の導入元	飼料販売業者	循環型資源利用	管理獣医師	その他の出入者	備考
1	農場	□□養豚場	〇〇市	〇〇家保			××市場	令和元年12月7日確 認済	〇〇化学(接種開 始後は〇〇県の▲ ▲化学)	下水処理	〇〇県▲▲農場	自社回収	あり(肉類を含まない)	なし	なし	
2	農場	□□畜産	〇〇市	〇〇家保			他県(〇〇食肉センター)		〇〇化学(接種開 始後は〇〇県の▲ ▲化学)	下水処理	〇〇(株)	自社回収	あり(加熱処理済みを購入)	あり	なし	
3	農場	〇〇養豚場	〇〇市	〇〇家保			××市場	令和元年12月7日確 認済	〇〇化学(接種開 始後は〇〇県の▲ ▲化学)	下水処理	〇〇県(自家農場)	▲▲商店(〇〇県)、自社回収	あり(加熱処理済みを購入)	なし	なし	
4	農場	▲▲養豚場	〇〇市	〇〇共済			××市場	令和元年12月7日確 認済	〇〇化学(接種開 始後は〇〇県の▲ ▲化学)	下水処理	〇〇県	自社回収	あり(農場で加熱処理)	なし	なし	
5	農場	〇〇養豚場	〇〇市	〇〇クリニック			××市場	令和元年12月7日確 認済	廃棄物処分(区域内)	農場内で堆肥化(校内 農場で利用・近隣府民 に販売)	なし(自家繁殖)	自社回収	あり(肉類を含まない)	あり(知事認定接種 獣医師と異なる)	なし	
6	農場	▲▲養豚場	〇〇市	山田 一郎			××市場	令和元年12月7日確 認済	〇〇化学(接種開 始後は〇〇県の▲ ▲化学)	尿は下水処理・糞は 農場内で堆肥化(府内 農業者へ販売)	なし(自家繁殖)	〇〇株式会社、自社回収	あり(農場で加熱処理)	あり(知事認定接種 獣医師と同一)	なし	
7	実験動物	〇〇センター	〇〇町	〇〇家保			なし		廃棄物処分(区域内)	廃棄物処分(区域 内)、下水	〇〇県	〇〇飼料(▲▲県)	なし	なし	なし	
8	実験動物	〇〇付属実験施設	〇〇市	山田 太郎			なし		廃棄物処分(区域内)	廃棄物処分(区域内)	〇〇県、〇〇県	〇〇飼料(▲▲県)	なし	なし	なし	
9	教育	〇〇学校	〇〇市	〇〇家保			なし		廃棄物処分(区域内)	廃棄物処分(区域内)	定期導入なし			なし	なし	
10	教育	□□専門学校	〇〇市	〇〇家保			なし		廃棄物処分(区域内)	廃棄物処分(区域内)	定期導入なし			なし	なし	移動予定あり(〇〇 県内)
11	教育	□□専門学校	〇〇市	〇〇家保			なし		動物霊園	堆肥化し、施設内で利 用	定期導入なし			なし	なし	
12	教育	□□専門学校	〇〇市	〇〇家保			なし			堆肥化し、施設内で利 用	定期導入なし			なし	なし	
13	教育	〇〇園	〇〇市	〇〇家保			なし		廃棄物処分(区域内)	廃棄物処分(区域内)	定期導入なし			なし	なし	
14	展示	★★牧場	〇〇町	〇〇家保			なし		廃棄物処分(区域内)	堆肥化	定期導入なし			なし		
15	展示	★★動物園	〇〇市	〇〇動物園〇〇 課			なし		市営動物炉	廃棄物処分(区域内)	定期導入なし			なし		
16	展示	★★動物村	〇〇市	〇〇家保			なし		廃棄物処分(区域内)	堆肥化	定期導入なし			なし		
17	展示	★★動物園	〇〇町	〇〇動物園〇〇 課			なし		廃棄物処分(区域内)	堆肥化	定期導入なし			なし		
18	ペット	〇〇 〇〇	〇〇市	〇〇家保			-	-				〇〇商店				いのしし
19	ペット	〇〇 〇〇	〇〇市	〇〇クリニック			-	-				ホームセンター				ミニブタ
20	ペット	〇〇 〇〇	〇〇市	山田 花子			-	-								
21	ペット	〇〇 〇〇	〇〇市	〇〇家保			-	-								
22	ペット	〇〇 〇〇	〇〇市	山田 一子			-	-								
23	ペット	〇〇 〇〇	〇〇市	〇〇家保			-	-								

豚熱予防的ワクチン接種プログラム 農場シート(イメージ)

別記様式2－参考2
農場No.

農場名		豚舎数	
住所		利用と畜場	
所有者氏名			
関連農場			

その他の事項	
知事認定獣医師の氏名又は名称	

接種スケジュール

接種予定日	区分	接種頭数	接種内訳					
			繁殖雌	繁殖素豚	種雄雄	肥育 (接種対象)	子豚 (接種対象外)	その他
〇月〇日	初回	0						
〇月〇日	追加	0						
〇月〇日	追加	0						
〇月〇日	6か月	0						

接種する家畜防疫員の人数		知事認定獣医師 の人数(団体の場 合、当該農場を担 当する人数)	備考
県内 確保分	県外 依頼分		

免疫付与状況確認検査スケジュール

検査予定日	採材頭数	検査内訳						備考
		繁殖雌	繁殖素豚	種雄雄	肥育 (接種対象)	子豚 (接種対象外)	その他	
〇月〇日								〇豚舎採材
〇月〇日								
〇月〇日								
〇月〇日								

※と畜場への出荷計画については、別添参照

別記様式 2－参考 3

豚熱ワクチン初回接種スケジュール

	農場	接種予定日	接種 頭数	内訳					豚舎数	家保防疫員数		その他 補助員等	知事認定獣 医師	合計	備考
				繁殖雌豚	種雄豚	肥育 (接種対象)	子豚 (非接種)	その他		県内 防疫員	他県依頼 防疫員				
1		○月○日	0											0	
2		○月○日	0											0	
3		○月○日	0											0	
4		○月○日	0											0	
5		○月○日	0											0	
6		○月○日	0											0	
7		○月○日	0											0	
8		○月○日	0											0	
9		○月○日	0											0	
10		○月○日	0											0	
11		○月○日	0											0	
12		○月○日	0											0	
13		○月○日	0											0	
14		○月○日	0											0	
15		○月○日	0											0	
16		○月○日	0											0	
17		○月○日	0											0	
18		○月○日	0											0	
19		○月○日	0											0	
20		○月○日	0											0	
		○月○日	0											0	
		○月○日	0											0	
		○月○日	0											0	
		○月○日	0											0	
		○月○日	0											0	
		○月○日	0											0	
			0	0	0	0	0	0	0						

免疫付与状況確認検査報告

都道府県名：

検査年月	検査戸数	追加接種 農家戸数	抗体検査結果※								
			繁殖豚			肥育豚			その他		
			検査頭数	陽性頭数	陽性率	検査頭数	陽性頭数	陽性率	検査頭数	陽性頭数	陽性率
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!

※繁殖豚は、繁殖雌豚、種雄豚、繁殖素豚を指す。
※肥育豚は、ワクチン接種対象豚のうち、肥育豚、肥育素豚を指す。
※その他は、ワクチン接種対象豚のうち、愛がん、展示動物等を指す。

免疫付与状況確認検査報告

都道府県名：〇〇県

検査年月	検査戸数	追加接種 農家戸数	抗体検査結果※								
			繁殖豚			肥育豚			その他		
			検査頭数	陽性頭数	陽性率	検査頭数	陽性頭数	陽性率	検査頭数	陽性頭数	陽性率
2021/m	7	0	0	0	#DIV/0!	120	119	99.17%			#DIV/0!
2021/m	13	1	110	95	86.36%	200	200	100%			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!

※繁殖豚は、繁殖雌豚、種雄豚、繁殖素豚を指す。
※肥育豚は、ワクチン接種対象豚のうち、肥育豚、肥育素豚を指す。
※その他は、ワクチン接種対象豚のうち、愛がん、展示動物等を指す。

ワクチン接種実績報告（農家ごと、1 か月ごとに記載）

知事認定獣医師 氏名又は名称：

接種年月	農場の名称	知事認定獣医師	ワクチンの使用実績（本数）												使用計画（本数）				ワクチン接種の詳細				
			所有数（前月繰越）		納入数		払出数		接種数		家保への返却数		残数		翌月（必要数）		翌々月（必要数）		接種戸数	接種頭数内訳（頭数）			
			20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ		繁殖雌豚	種雄豚	肥育豚	その他
○年 1 月	□□養豚場	知事認定獣医師																1					
○年 2 月	□□養豚場	知事認定獣医師																1					
○年 1 月	□□畜産	知事認定獣医師																1					
○年 2 月	□□畜産	知事認定獣医師																1					
○年 1 月	○○養豚場	知事認定獣医師																1					
○年 2 月	○○養豚場	知事認定獣医師																1					
		知事認定獣医師																1					
		知事認定獣医師																1					
		知事認定獣医師																1					
		知事認定獣医師																1					

異常豚の届出を受けた際の報告

〇〇県〇〇家畜保健衛生所

1. 届出受理年月日時間： 年 月 日 時 分

2. 届出者

氏 名： (職 業：)

住 所： (電話番号：)

3. 異常豚の所在

住 所： (電話番号：)

所有者氏名：

4. 届出事項

(畜種別、繁殖、育成又は肥育等の用途別に聴き取ること。)

飼 養 頭 数：

うち異常頭数：

5. おおまかな症状、病歴及び診療履歴等：

6. 既に講じた措置：

7. その他関連事項（疫学情報等）：

8. 届出者への指示事項：

9. 届出受理者氏名：

10. 処置

(1) 通報（時間）

所長： 都道府県畜産主務課：

(2) 現地調査

氏名： 出発時間：

異常豚が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）

都道府県：

家畜保健衛生所：

担当：

1. 現地調査 日時： 年 月 日 時 分
2. 豚等の所有者 住所：
 畜舎の所在地（家畜所有者の住所と異なる場合）：
 氏名：
3. 農場従業員数及び農場管理責任者名：
4. 家畜種及び飼養形態：
5. 飼養頭数：
6. 病畜頭数：
7. 症状、病変及び病歴（経時的に詳細に記載）：
8. 病性鑑定材料（部位、検体数及び保管方法）：
9. 当面の措置状況（検体送付後の措置等）：
10. 過去28日間に当該農場に出入りした豚等の履歴：
11. 過去28日間に出入りした人・車両の履歴及びそれらの巡回範囲
 (1) 人（獣医師、人工授精師）：
 (2) 車両（家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び堆肥運搬車両）：
12. 堆肥の出荷先：
13. 精液及び受精卵の出荷先：
14. その他参考となる事項（周辺農場の戸数（3 km、10km）、周辺農場の豚等の様子等）：

(別記様式7)

病 性 鑑 定 依 頼 書

令和 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究部門長 殿

依頼機関代表者・氏名

下記のとおり病性鑑定を依頼いたします。

記

1. 動物種（品種、性別、個体識別番号等を含む。）
2. 鑑定材料（種類及び数量を含む。）
3. 鑑定目的
豚熱の診断
4. 発生状況
別添のとおり（別記様式4を添付）
※直接記入でも構いません
5. 連絡先
6. その他特記事項

プレスリリース

令和 年 月 日
農 林 水 産 省
[〇 〇 県]

豚熱の（疑似）患畜の確認について

- ・本日、家畜伝染病である「豚熱」の（疑似）患畜が〇〇県〔県内〕で確認されました。
- ・当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養豚（いのしし）の移動を自粛しています。なお、豚コレラは、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。
- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、現に慎むようお願いします。特に、ヘリコプターやドローンを使用する取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：〇〇県〇〇市〇〇

飼養状況：〇〇豚（いのしし） 飼養頭数 〇〇頭

2. 経緯

- （1）〇〇月〇〇日、〇〇から〇〇である旨、〇〇家畜保健衛生所に通報がありました。
- （2）同日、〇〇家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を行うとともに、同県病性鑑定施設で実施した抗原検査（PCR 検査、蛍光抗体法）で陽性となったため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門に検体を送付しました。
- （3）同研究部門による遺伝子解析の結果、豚コレラウイルスに特異的な遺伝子を確認したことから、豚熱の（疑似）患畜と判定しました。

3. 今後の対応

農林水産省は、本日の防疫対策本部で決定したとおり、以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始します。

- （1）「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公

表)に基づき、当該農場の飼養されている豚等のと殺、埋却及び移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施する。

- (2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施する。
- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
- (4) 県との的確な連携を図るため、大臣、副大臣、政務官が県と密接に連絡をとる。(現地派遣又は電話連絡)。
- (5) 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣する。
- (6) 殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣する。
- (7) 感染経路の究明のため、「疫学調査チーム」を派遣する。
- (8) 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知する。
- (9) 関係府省と十分に連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. その他

- (1) 豚熱は、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。また、感染豚の肉が市場に出回ることはありませんが、仮に感染豚の肉を摂取しても人体に影響はありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用する取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

お問合せ先

所属：〇〇

担当：〇〇

TEL：〇〇

FAX：〇〇

と 殺 指 示 書

番 号
年 月 日

〇〇 殿

〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員 〇〇

あなたが所有する（管理する）次の豚等は、豚熱の患畜（疑似患畜）と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第16条第1項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

豚等の所在する場所

豚等の種類、頭数及び耳標番号

記

1. と殺を行う場所
2. と殺の方法
3. その他

（備考）

1. この指示については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることはできません。
2. この指示に違反した場合には、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
3. この指示によりと殺された豚等については、家畜伝染病予防法第58条第1項及び第2項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。

ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部又は一部を返還させることがあります。

移 動 制 限 除 外 証 明 書

番 号
年 月 日

〇〇 殿

〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員 〇〇

あなたが所有する（管理する）次の豚等については、次の豚熱の発生に伴う、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項に規定された禁止又は制限の対象外であることを証明する。

発生に係る情報：令和〇年〇月〇日に〇〇県〇〇市で発生が確認された豚熱

記

1. 禁止又は制限の対象外となる豚等：精液及び受精卵等／死体／排せつ物／
敷料、飼料及び家畜飼養器具
その他（ ）
2. 豚等が所在する場所の名称及び住所（移動元）：
3. 豚等が移動する場所の名称及び住所（移動先）：

（留意事項）

対象豚等を移動させる際には、以下のことを遵守すること。

- ① この証明書を必ず携行し、消毒ポイント等において提示する。
- ② 運搬には密閉車両を用いる。
- ③ 可能な限り、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係者が利用しないようなルートを設定する。
- ④ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ⑤ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- ⑥ 運搬後は車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ 移動経過を記録する。

受 領 書

年 月 日

農林水産省消費・安全局動物衛生課長 殿

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号の豚熱予防液使用及び譲与指令書に基づき、下記の物品を正に受領いたしました。

記

品 名 豚熱予防液

数 量 型 (ロット番号) 本 (ドーズ)

(別記様式12)

豚 熱 予 防 液 使 用 報 告 書

年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿

都道府県知事 氏 名

年 月 日に譲与（貸付け）を受けた豚熱予防液の使用について、
下記のとおり報告いたします。

記

1. 受領数量

型（ロット番号）
本（ ドーズ）

2. 使用数量

型（ロット番号）
本（ ドーズ）

3. 残数量

型（ロット番号）
本（ ドーズ）

うち処分数量

型（ロット番号）
本（ ドーズ）

処分理由：

4. 返還数量

型（ロット番号）
本（ ドーズ）

5. 注射実施状況

実施市町村名	実施時期	注射頭数		備考（注射反応、 個体識別番号等）
		家畜の種類	頭数	
	月 日 ～ 月 日	豚 いのしし 計		
~~~~~				
累 計	月 日 ～ 月 日	豚 いのしし 計		

※ 家畜保健衛生所において、住所、農場、使用者、接種家畜リスト等について記載した個票を備えておくこと。

※ 豚熱予防液を処分する際には、その型、本数が分かる写真を撮り、本報告書に添付すること。